

第4期関川村障がい者計画
第7期関川村障がい福祉計画
第3期関川村障がい児福祉計画
(案)



令和6年3月
新潟県関川村

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	2
4.	計画の策定体制	2
第2章	障がい者等の現状	3
1.	障がい者等の推移	3
2.	障がい者等の現状	4
	(1) 身体障がい者（児）の状況	4
	(2) 知的障がい者（児）の状況	5
	(3) 精神障がい者の状況	6
3.	アンケート調査結果にみる障がい者等の現状	7
	(1) 調査の概要	7
	(2) 調査の結果	8
	(3) 主な分析結果	63
第3章	第4期障がい者計画	65
1.	基本理念	65
2.	基本目標	65
3.	施策の体系	66
4.	施策の展開	67
	(1) 障がいのある人への理解の促進	67
	(2) 福祉サービスの充実	68
	(3) 社会参加・住民参加の取り組み	69
	(4) 就労支援への取り組み	70
	(5) 住みよい生活環境の整備	70
	(6) 相談支援体制・権利擁護の充実	71
第4章	第7期障がい福祉計画	73
1.	第7期計画（令和8年度）に向けた数値目標	73
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	73
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	75
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	76
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	78
	(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	79

2.	障がい福祉サービスの体系 -----	80
3.	障がい福祉サービス利用実績と見込量 -----	81
	(1) 訪問系サービス -----	81
	(2) 日中活動系サービス -----	83
	(3) 居住系サービス -----	89
	(4) 相談支援サービス -----	90
4.	地域生活支援事業の利用実績と見込量 -----	92
	(1) 理解促進研修・啓発事業 -----	92
	(2) 自発的活動支援事業 -----	92
	(3) 相談支援事業 -----	93
	(4) 成年後見制度利用支援事業 -----	94
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業 -----	94
	(6) 意思疎通支援事業 -----	95
	(7) 日常生活用具給付等事業 -----	95
	(8) 手話奉仕員養成研修事業 -----	97
	(9) 移動支援事業 -----	98
	(10) 地域活動支援センター事業 -----	98
	(11) その他の事業（任意事業） -----	99
	(12) 見込量確保のための方策 -----	100
5.	第7期計画（令和6年度～令和8年度）	
	障がい福祉サービスの見込量一覧 -----	101
第5章	第3期障がい児福祉計画 -----	104
1.	第3期計画（令和8年度）に向けた数値目標 -----	104
	(1) 障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築	104
2.	障がい児支援等の利用状況と見込量 -----	106
	(1) 障がい児支援 -----	106
	(2) 発達障がいのある人等に対する支援 -----	109
	(3) 見込量確保のための方策 -----	109
3.	第3期計画（令和6年度～令和8年度）	
	障がい児福祉サービスの見込量一覧 -----	110
第6章	計画の推進体制 -----	111
1.	計画の進行管理 -----	111
資料編	-----	112
1.	関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員名簿 -----	112
2.	関川村障がい者計画等策定の経過 -----	113

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本村では、平成30年3月に「第3期関川村障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定し、「障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるむらづくり」を目指し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきました。

また、「第6期関川村障がい福祉計画」および「第2期関川村障がい児福祉計画」の計画期間（令和3年度～令和5年度）も終了するため、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証し、新たな国の制度や指針に基づく「第4期関川村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期関川村障がい児福祉計画」を一体化して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

また、本計画は、国の基本指針に即し、新潟県障害者計画、並びに「関川村総合計画」と整合性を図るとともに、関川村健康づくり計画「健康せきかわ21」等、その他関連計画とも関連して策定するものです。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画

3 計画の期間

第4期関川村障がい者計画の期間は、令和6年度～令和11年度までの6年間とします。また、「市町村障害福祉計画および市町村障害児福祉計画」は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、第7期関川村障がい福祉計画および第3期関川村障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

【計画期間】

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第4期関川村障がい者計画					
第7期関川村障がい福祉計画 第3期関川村障がい児福祉計画			第8期関川村障がい福祉計画 第4期関川村障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 関川村障がい者計画等策定委員会

本計画策定にあたり、「関川村障がい者計画等策定委員会」を設置し、各委員から意見や助言をいただきながら、計画を策定しました。

(2) 村上・岩船地域自立支援協議会

本計画策定にあたり、「村上・岩船地域自立支援協議会」で、委員から計画の策定および推進に関する意見や助言をいただきました。

(3) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況や障がい福祉サービスの利用状況、福祉に関する思いなど、計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳等の所持者や、サービス利用者等を対象にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

村民や関係者の意見を反映させるため、計画の素案について、村のホームページ、村役場での閲覧、広報への掲載等により公開し、意見を募集しました。

第2章 障がい者等の現状

1 障がい者等の推移

令和元年度から令和5年度の障がい者等の推移をみると、減少傾向にあります。

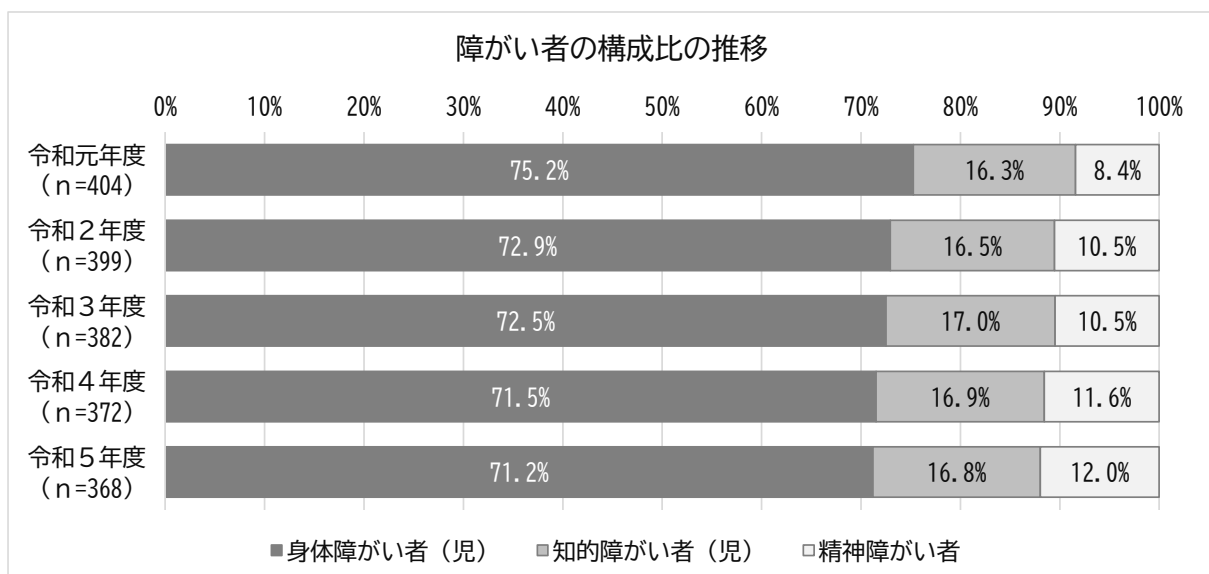
また、障がい別の構成比の割合は、身体障がい者（児）・知的障がい者（児）は減少傾向にある一方で、精神障がい者は増加傾向にあります。

【障がい者等の推移】

（単位：人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
村人口	5,406	5,254	5,116	4,928	4,833
身体障がい者（児）	304	291	277	266	262
知的障がい者（児）	66	66	65	63	62
精神障がい者	34	42	40	43	44
障がい者計	404	399	382	372	368
村人口に占める割合（％）	7.5	7.6	7.5	7.5	7.6

※令和5年度の数値については、令和6年1月1日現在、他は各年度末。



資料：健康福祉課

2 障がい者等の現状

(1) 身体障がい者（児）の状況

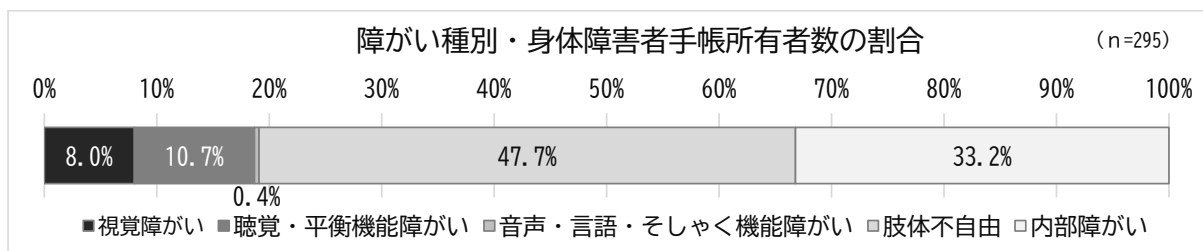
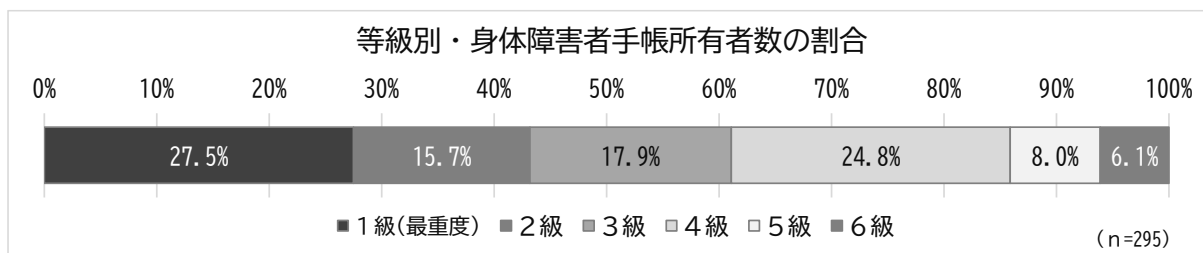
本村の身体障害者手帳所持者は、令和6年1月1日現在で262人となっています。障がい別に見ると「肢体不自由」が125人で最も多く全体の47.7%、次いで内部障がい33.2%となっています。

【身体障害者手帳交付状況】

(単位：人・%)

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく 機能	肢 体 不自由	内 部 障がい	合計	%
1級	7	0	0	12	53	72	27.5
2級	7	1	0	32	1	41	15.7
3級	2	2	0	22	21	47	17.9
4級	3	15	1	34	12	65	24.8
5級	1	0	0	20	0	21	8.0
6級	1	10	0	5	0	16	6.1
合計	21	28	1	125	87	262	100.0
%	8.0	10.7	0.4	47.7	33.2	100.0	

※令和6年1月1日現在



資料：健康福祉課（令和6年1月1日現在）

(2) 知的障がい者（児）の状況

本村の療育手帳所持者は、令和6年1月1日現在で62人となっています。判定別に見ると「A（重度）」が20人で32.3%、「B（中度・軽度）」が42人で67.7%となっています。

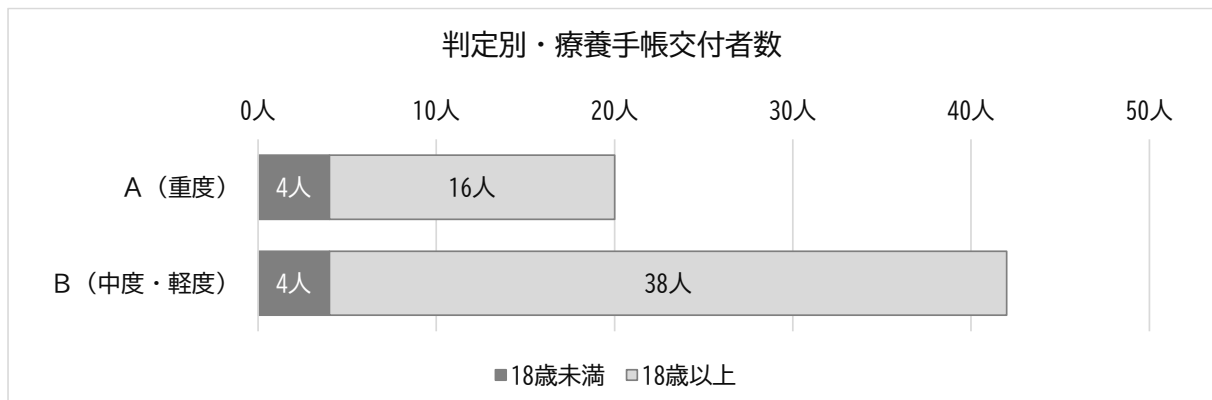
年齢別では、「18歳未満」が8人で12.9%、「18歳以上」が54人で87.1%となっています。

【療育手帳交付状況】

(単位：人・%)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	%
A（重度）	4	16	20	32.3
B（中度・軽度）	4	38	42	67.7
合計	8	54	62	100.0
%	12.9	87.1	100.0	

※令和6年1月1日現在



資料：健康福祉課（令和6年1月1日現在）

(3) 精神障がい者の状況

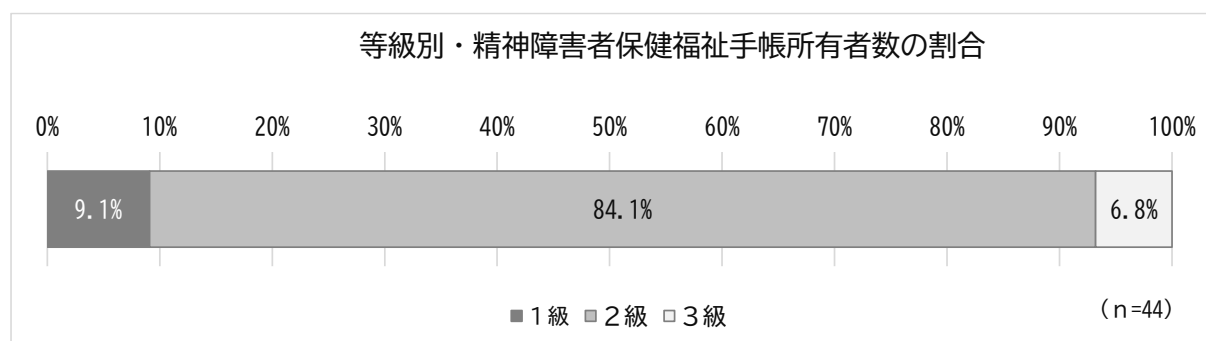
本村の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和6年1月1日現在で44人となっています。

等級別に見ると「1級」が4人で9.1%、「2級」が37人で84.1%、「3級」が3人で6.8%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳交付状況】 (単位：人・%)

区分	1級	2級	3級	合計	%
交付数	4	37	3	44	100.0
%	9.1	84.1	6.8	100.0	

※令和6年1月1日現在



資料：健康福祉課（令和6年1月1日現在）

3 アンケート調査結果にみる障がい者等の現状

(1) 調査の概要

【調査目的】

「第4期関川村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するため、本村における障害福祉サービスの利用状況等を把握し、計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

【調査内容】

- 調査月：令和5（2023）年11月
- 調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
自立支援医療もしくは障害福祉サービス等を利用されている方
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収

【有効回答数】

調査対象者数	402人
回収数	265件
有効回答数	261件
回収率	65.9%

【調査結果の見方】

- ①報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
 - ②回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
 - ③回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「〇はいくつでも」等）の設問については、全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
 - ④クロス集計の算出は、無回答を除いている場合は、単純集計と数値・%値が一致しない場合があります。
 - ⑤クロス集計の手帳所持者数については、重複して持っている方や手帳を持っておらず、自立支援医療もしくは福祉サービスを利用されている方、答えていない方がいるため合計数と一致しない場合があります。
- ※クロスグラフの回答数（n）が少数の場合は、その傾向に注意が必要です。

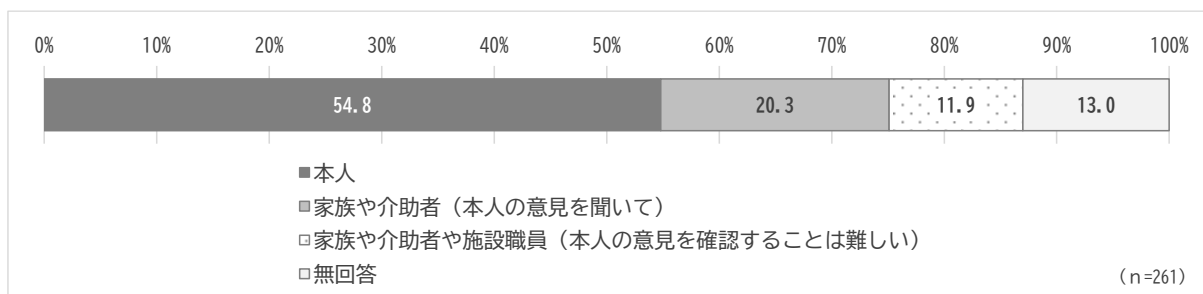
(2) 調査の結果

(ア) 調査対象者本人について

問1 回答者

この調査票にお答えいただくのはどなたですか。

「本人」が回答している割合は54.8%で、代理の方の割合は32.2%となっています。

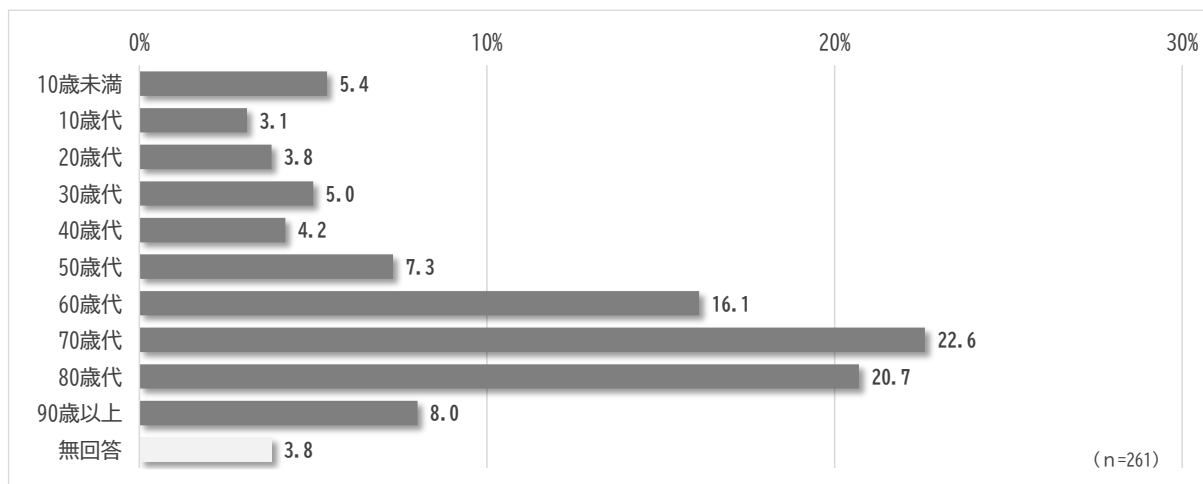


n=310

問2 年齢

あなたは、何歳ですか。(令和5年9月1日現在)

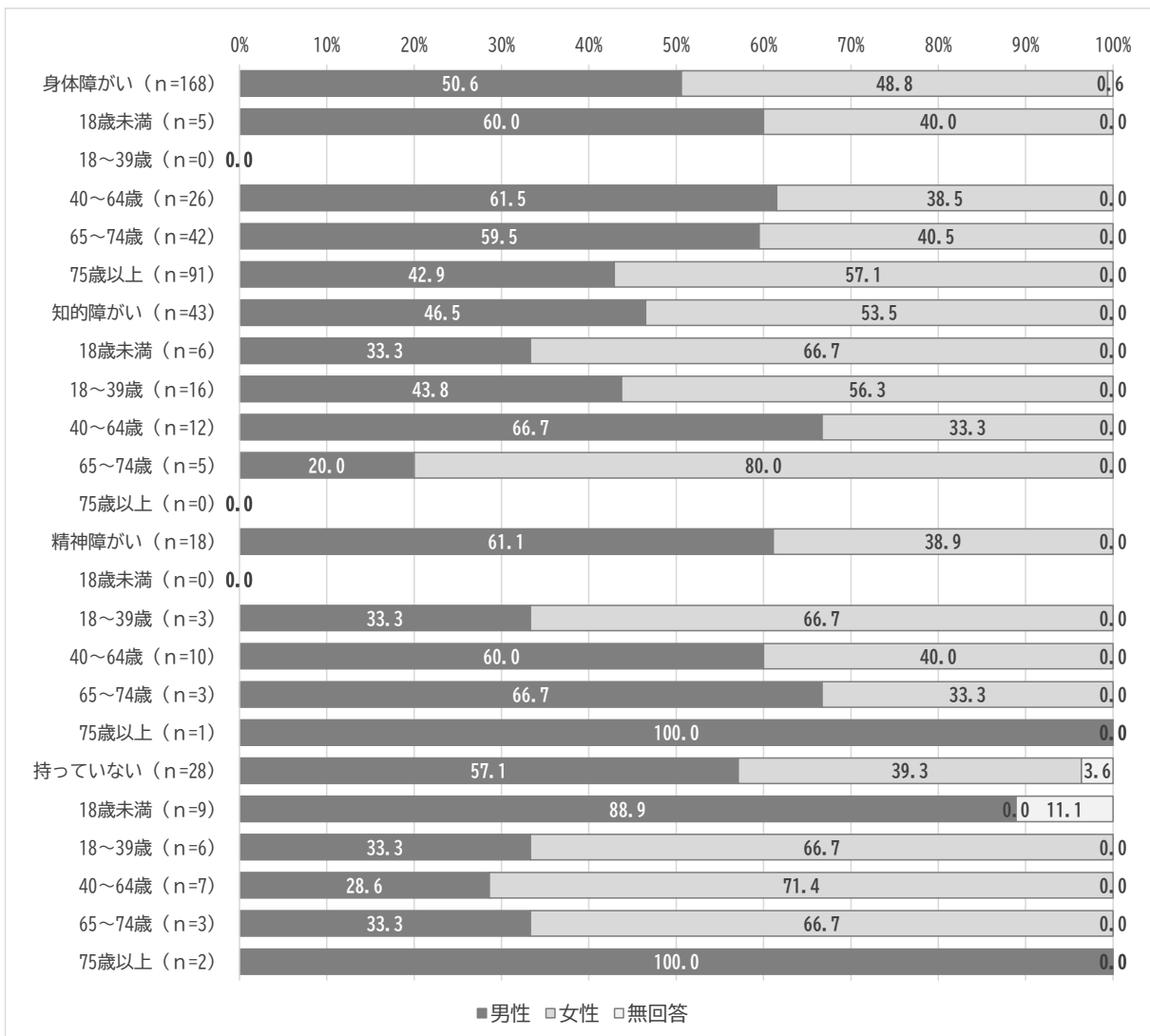
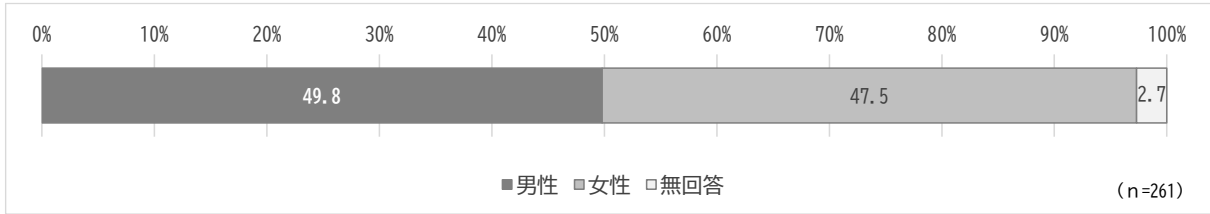
最年少は2歳、最高齢は98歳で、平均は63.6歳となっています。年齢を3区分にすると、18歳未満が7.7%、18~64歳が30.7%で、65歳以上が57.8%となっています。



問3 性別

あなたの性別はどちらですか。

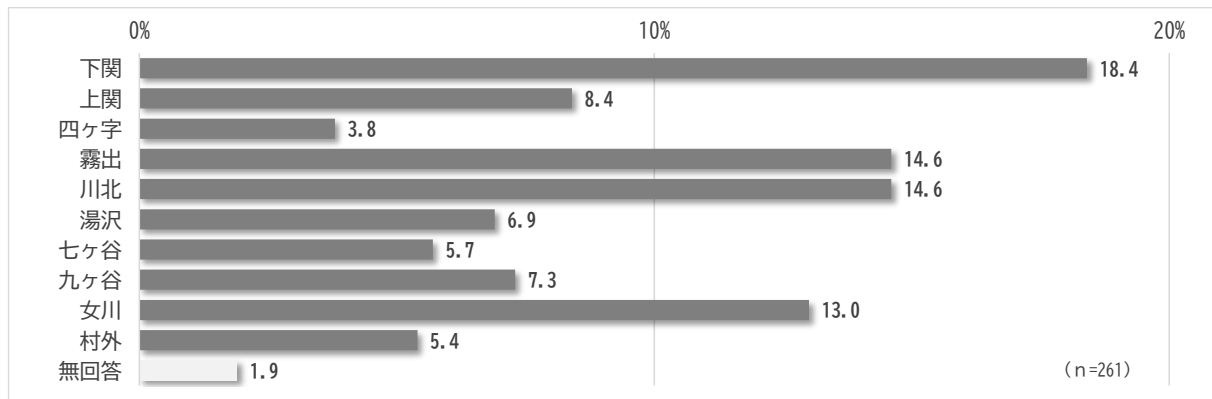
「男性」が49.8%、「女性」が47.5%となっています。



問4 居住地区

あなたがお住まいの地域はどこですか。

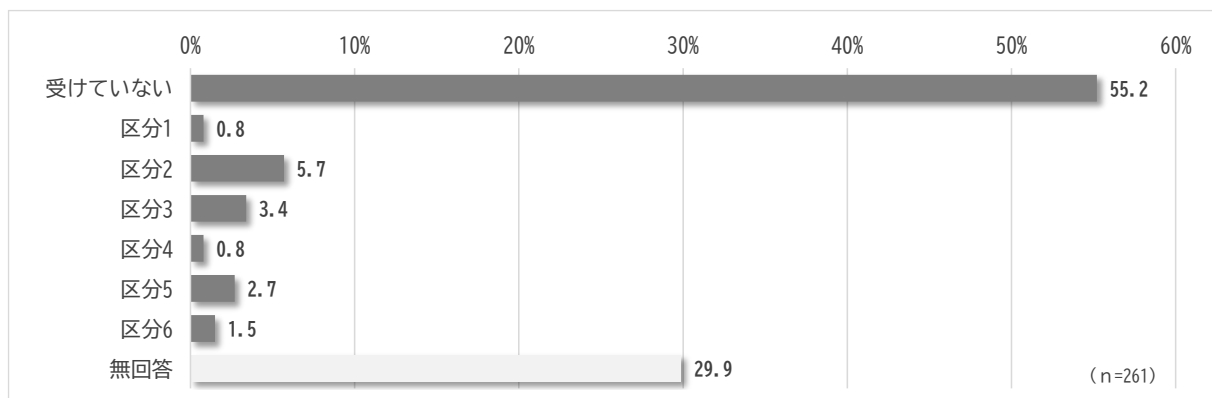
「下関」が18.4%と最も高く、次いで「霧出」と「川北」がともに14.6%、「女川」が13.0%などとなっています。「村外」は5.4%となっています。



問5 障害支援区分

あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

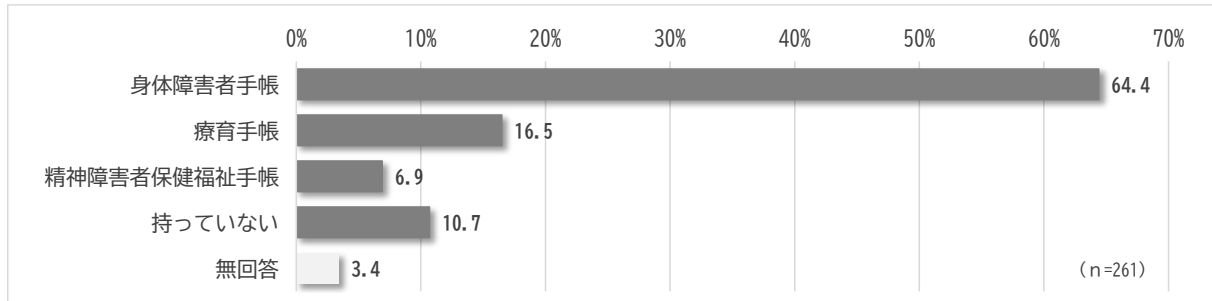
無回答を除くと、「受けていない」が55.2%となっています。



問6 所持している手帳

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか。(複数回答)

「身体障害者手帳」が64.4%、「療育手帳」が16.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が6.9%となっています。



身体障害者手帳所持者で、療育手帳も所持している人は4人(2.4%)で、精神障害者保健福祉手帳も所持している人は1人(0.6%)となっています。

療育手帳所持者で、身体障害者手帳も所持している人は4人(9.3%)で、精神障害者保健福祉手帳も所持している人は0人(0.0%)となっています。

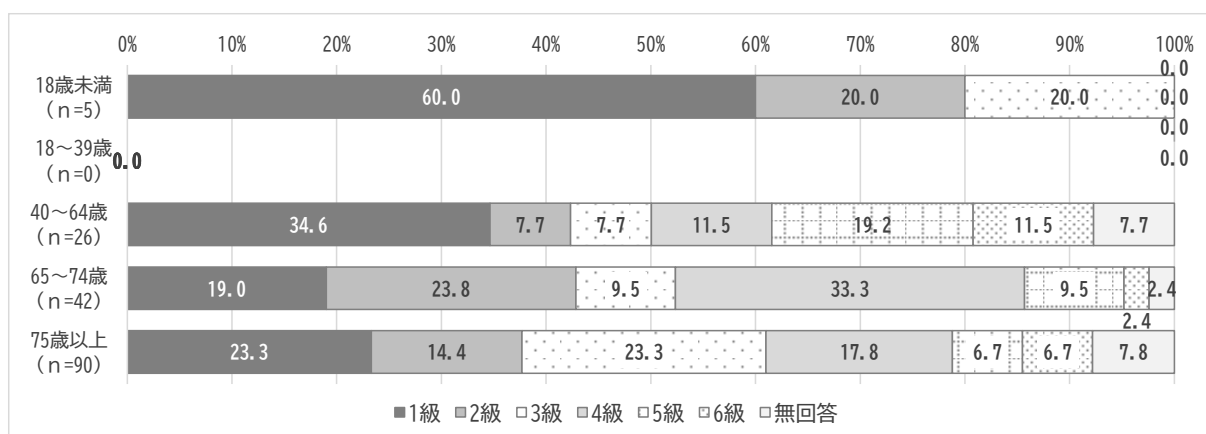
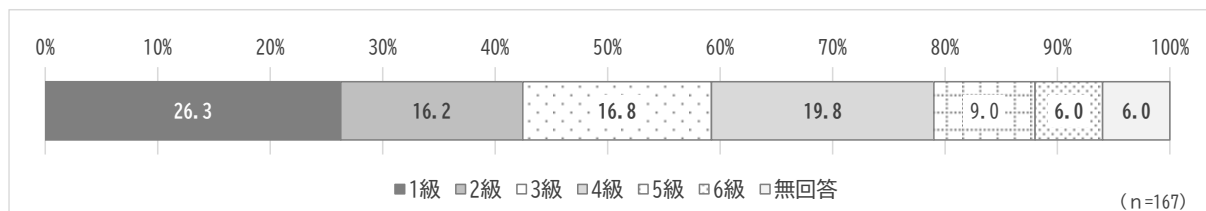
精神障害者保健福祉手帳所持者で、身体障害者手帳も所持している人は1人(5.6%)で、療育手帳も所持している人は0人(0.0%)となっています。

問7 身体障害者手帳の等級

問6で「身体障害者手帳」と回答した方のみ

身体障害者手帳の等級はどれですか。

「1級」が26.3%と最も高くなっています。

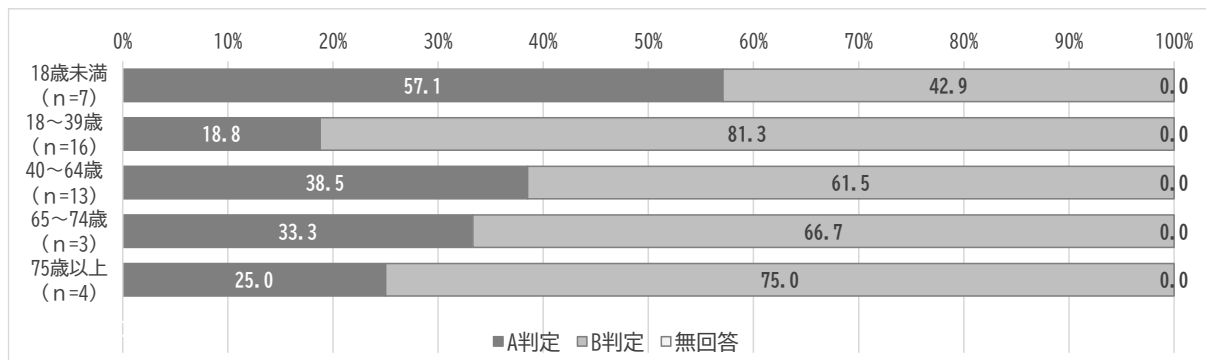
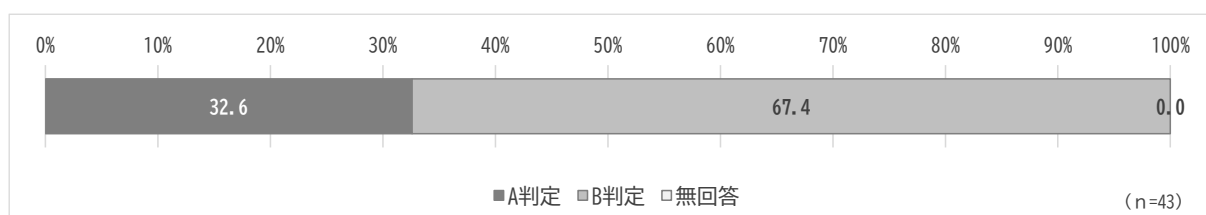


問8 療育手帳の判定

問6で「療育手帳」と回答した方のみ

療育手帳の判定はどれですか。

「A判定」が32.6%、「B判定」が67.4%となっています。

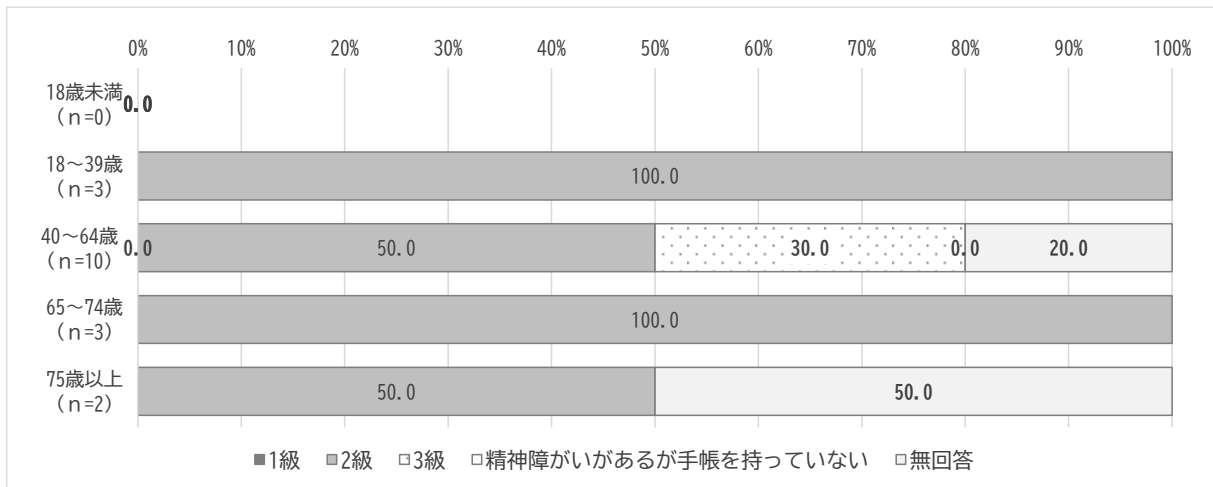
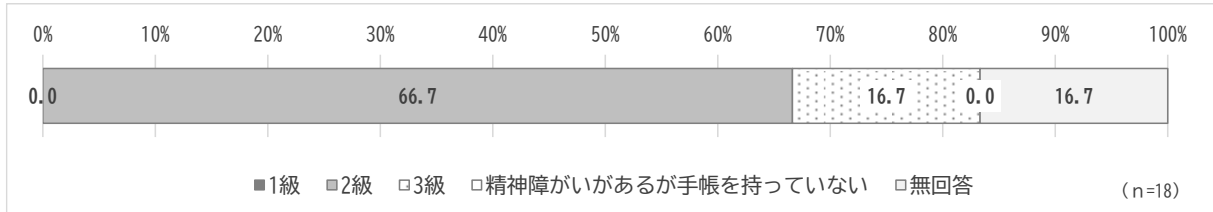


問9 精神障害者保健福祉手帳の等級

問6で「精神障害者保健福祉手帳」と回答した方のみ

精神障害者保健福祉手帳の等級はどれですか。

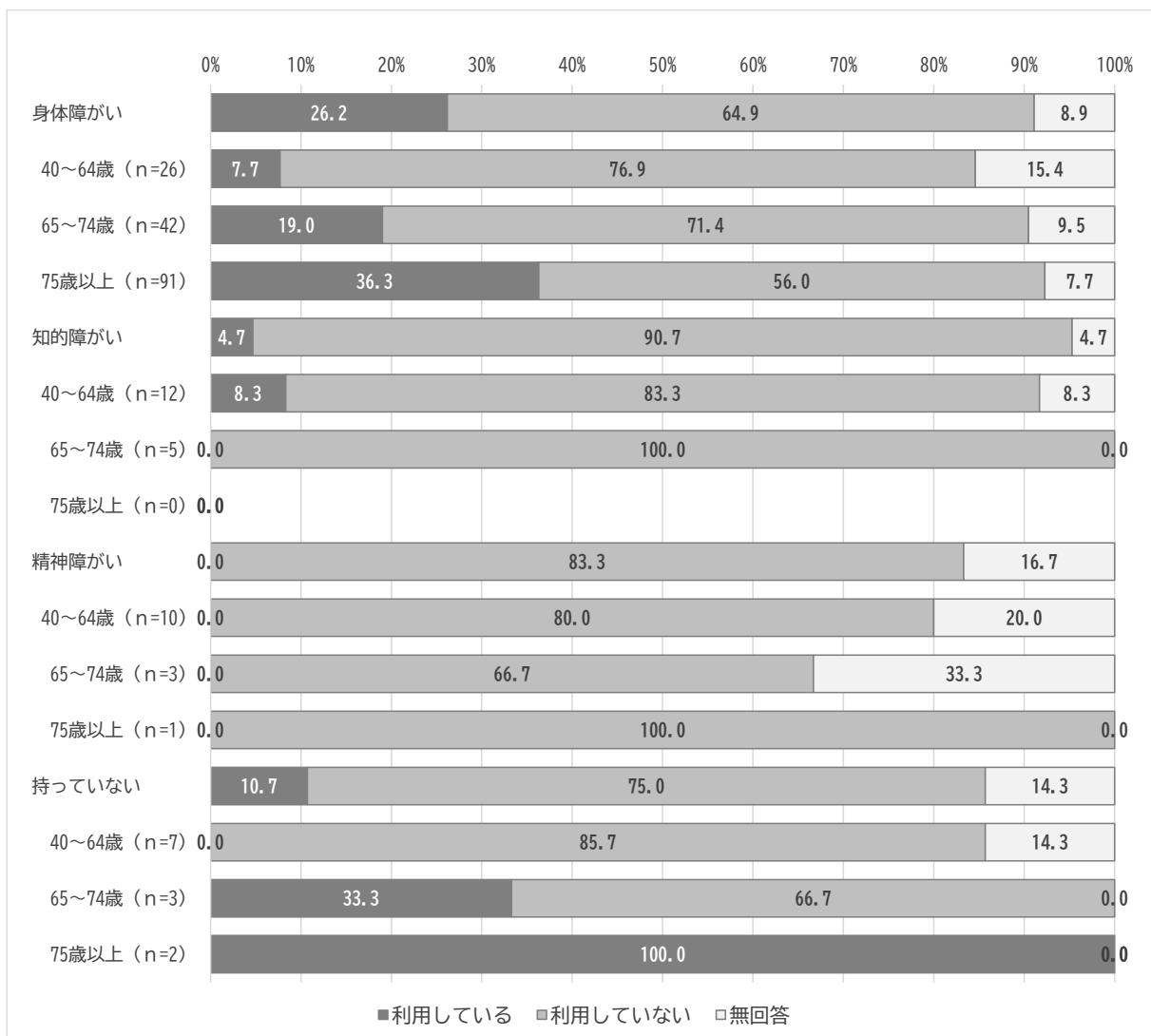
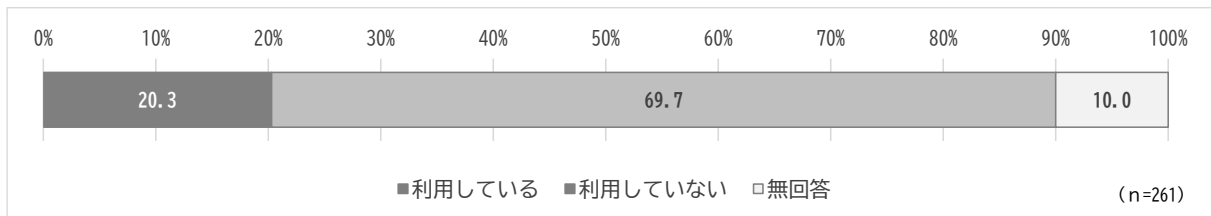
「2級」が66.7%となっています。



問 10 介護保険サービス

あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。

「利用している」が 20.3、「利用していない」が 69.7%となっています。

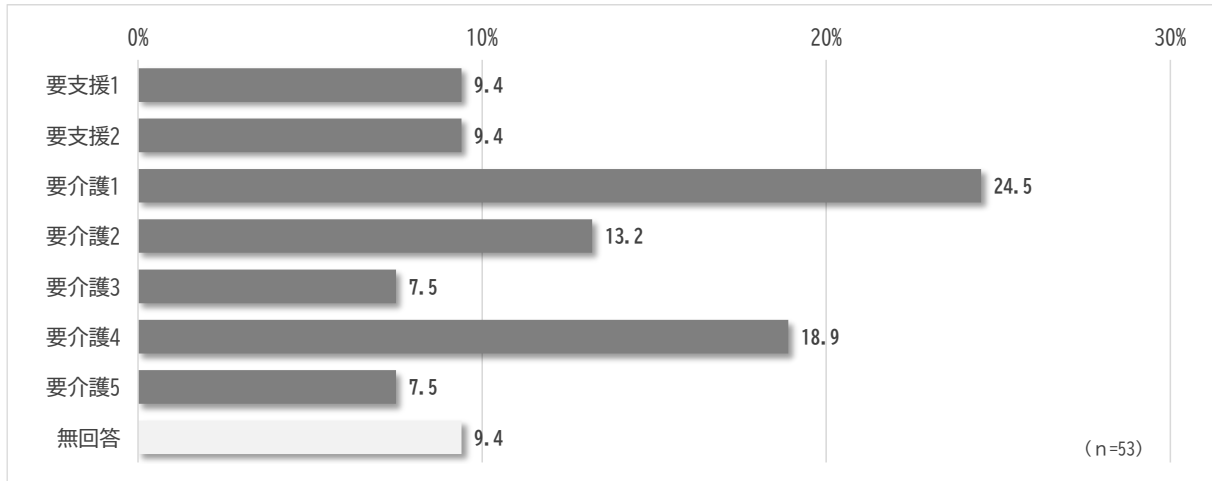


問 11 要介護度

問 10 で「利用している」と回答した方のみ

あなたの要介護度はどれですか。

「要介護 1」が 24.5%と最も高く、次いで「要介護 4」が 18.9%となっています。

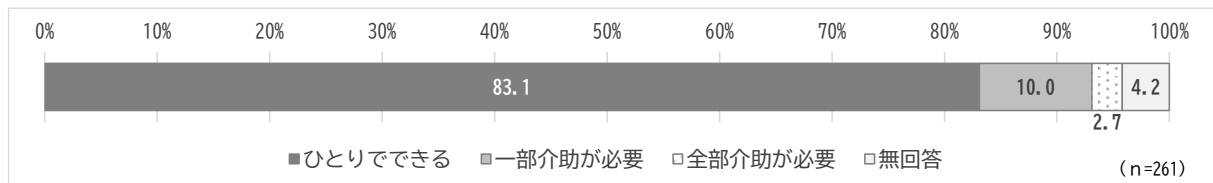


(イ) 日常生活について

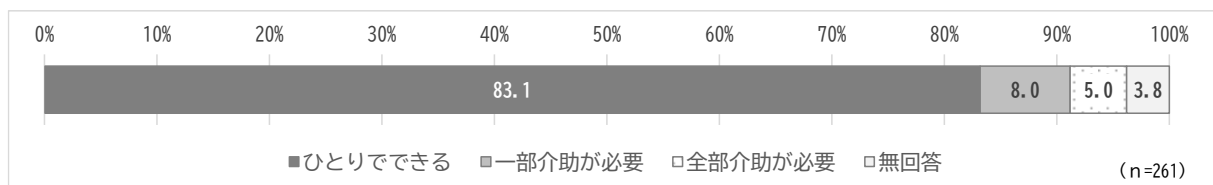
問 12 介助の必要性

日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

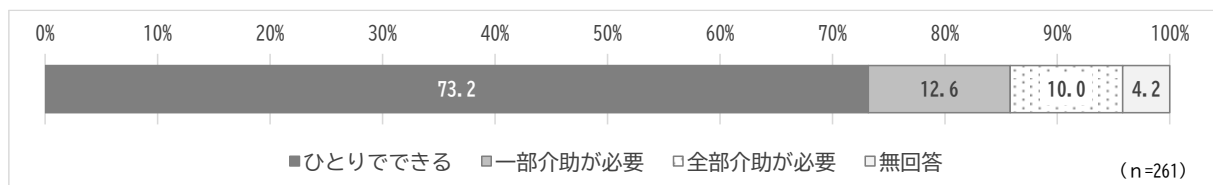
① 食事



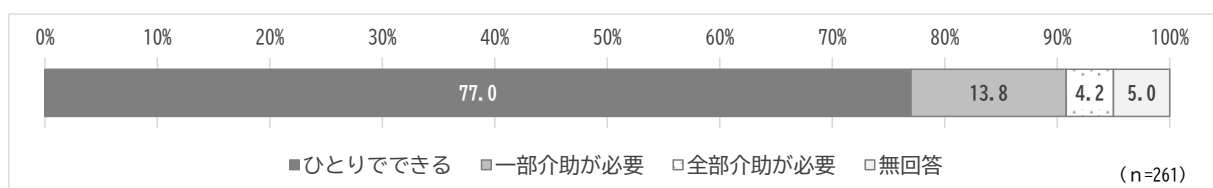
② トイレ



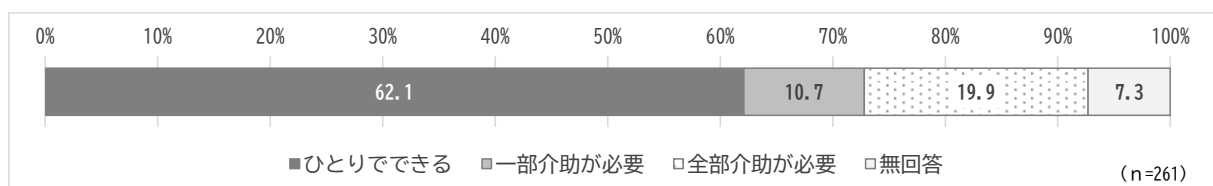
③ 入浴



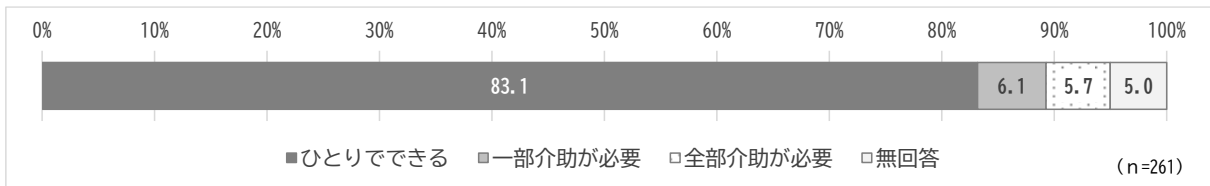
④ 衣服の着脱



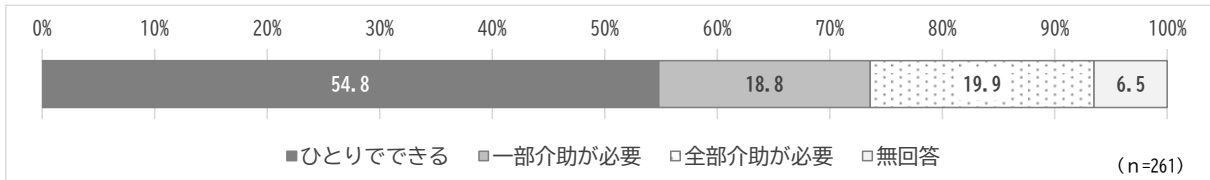
⑤ 掃除



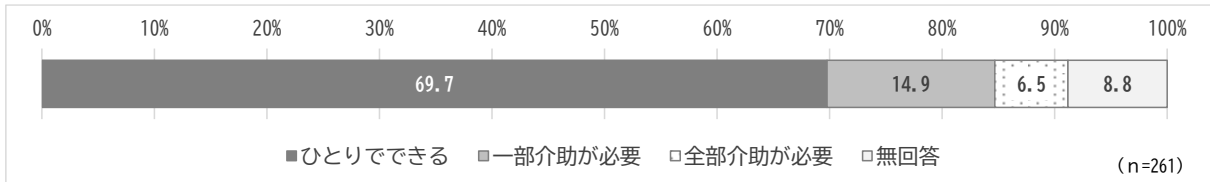
⑥ 家の中の移動



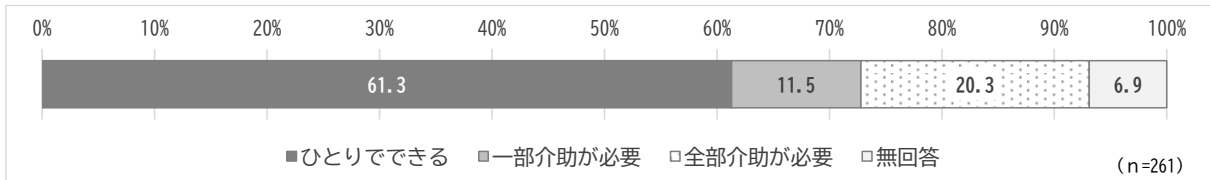
⑦ 外出（移動手段）



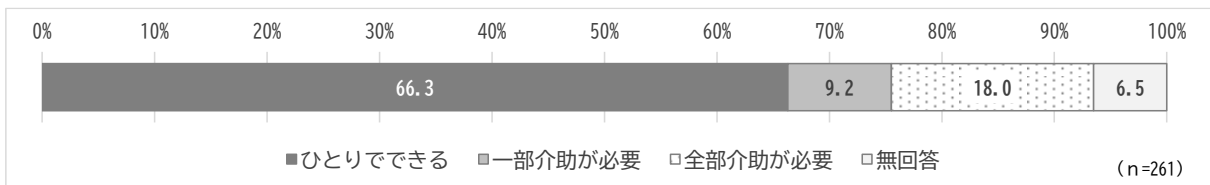
⑧ 家族以外との意思疎通



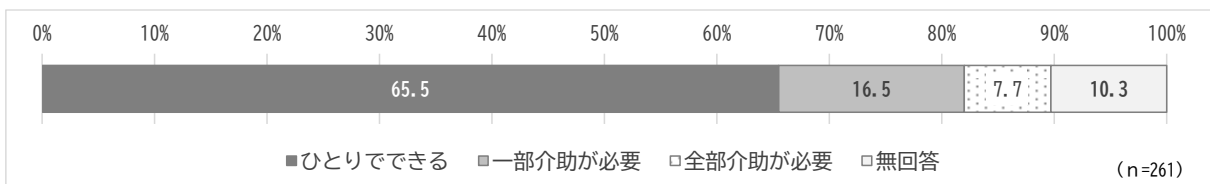
⑨ お金の管理



⑩ 薬の管理



⑪ 余暇の過ごし方

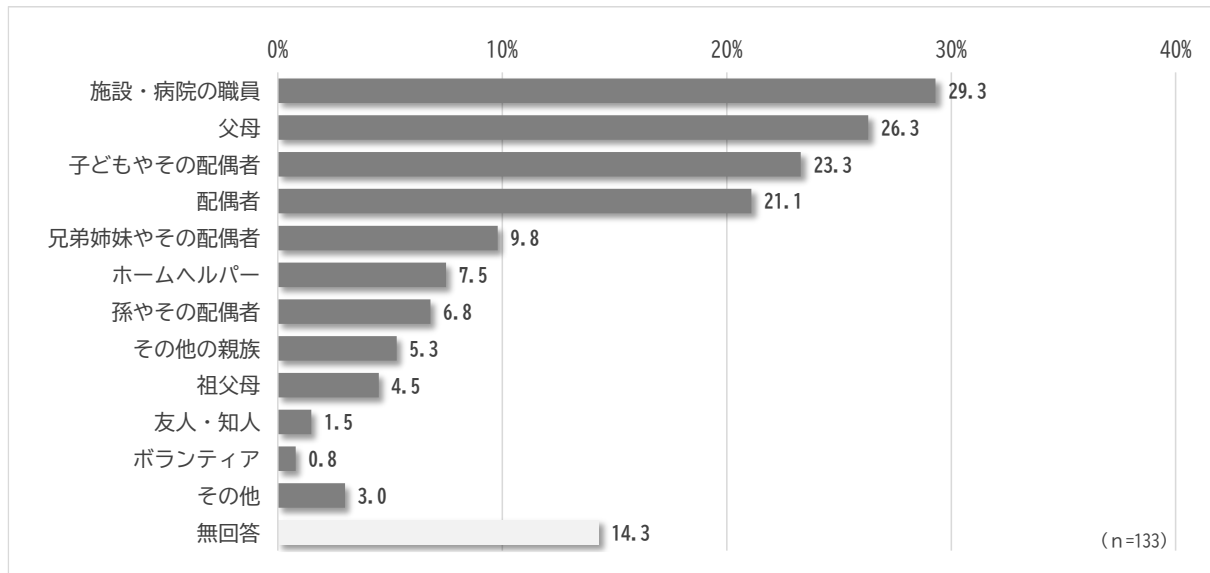


問 13 介助者

問 12 のいずれかの項目で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と回答した方のみ

あなたを介助してくれる方は誰ですか。(複数回答)

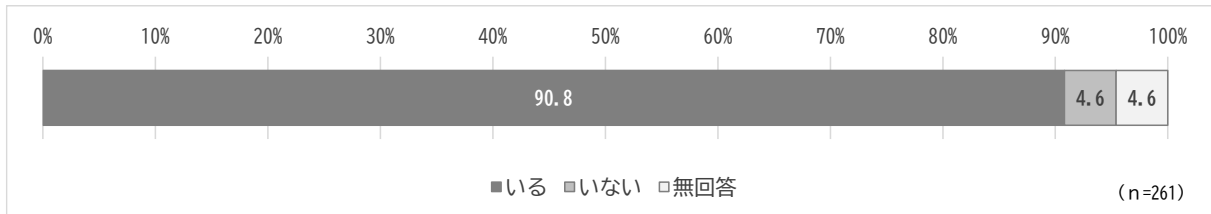
「施設・病院の職員」が 29.3%と最も高く、次いで「父母」が 26.3%、「子どもやその配偶者」が 23.3%、「配偶者」が 21.1%などとなっています。



問 14 かかりつけ医

あなたは、かかりつけ医がいますか。

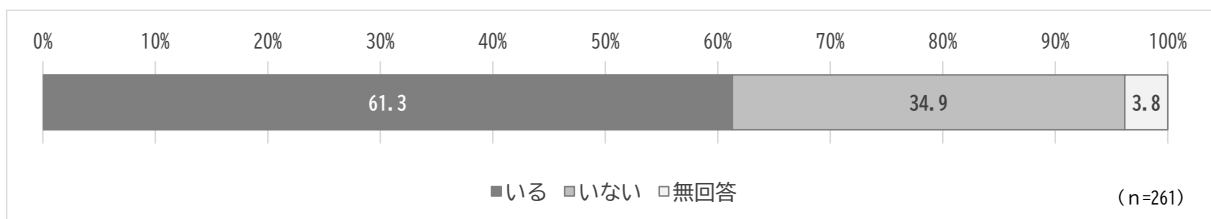
「いる」が90.8%となっています。



問 15 かかりつけ歯科医

あなたは、かかりつけの歯科医師がいますか。

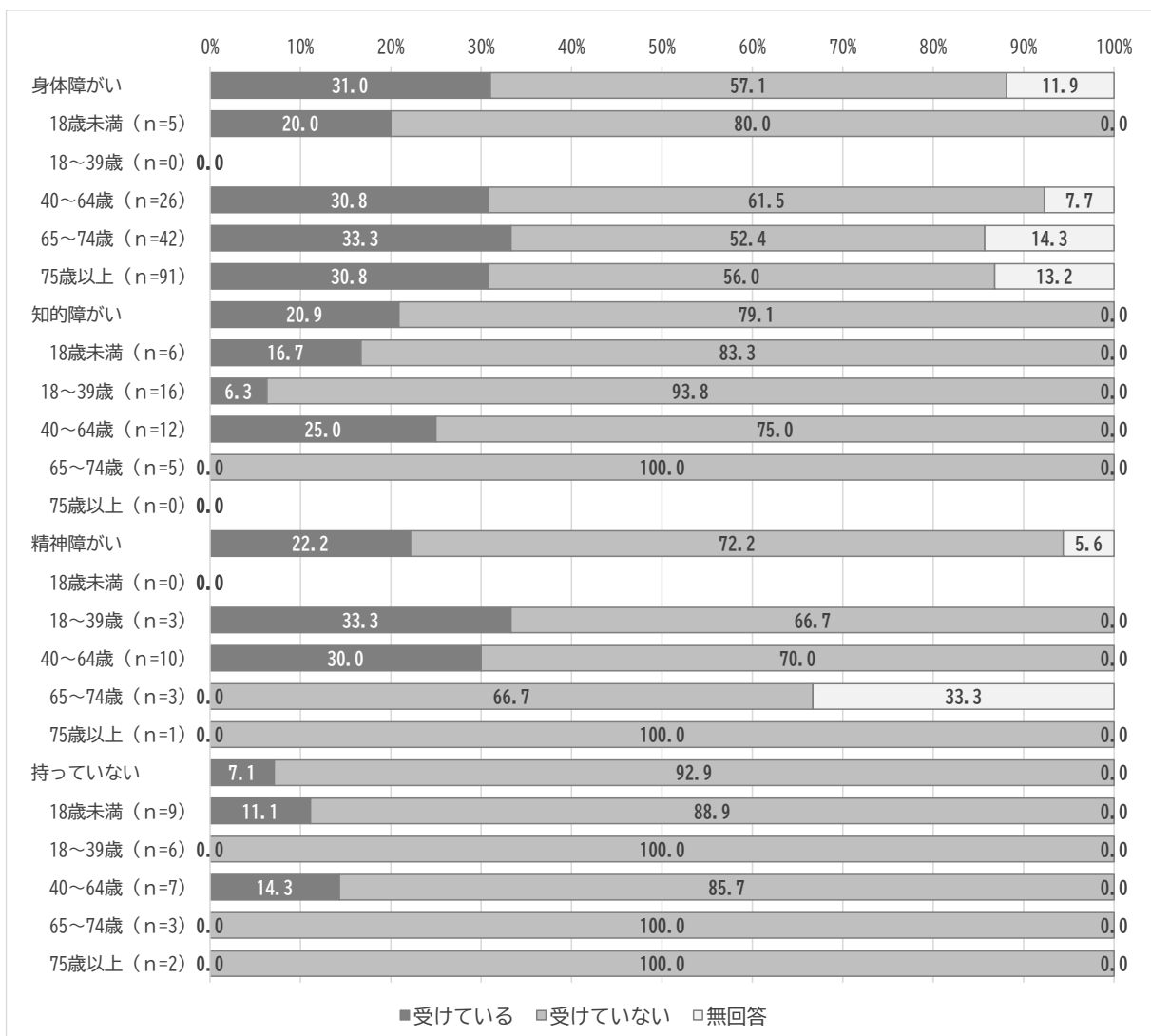
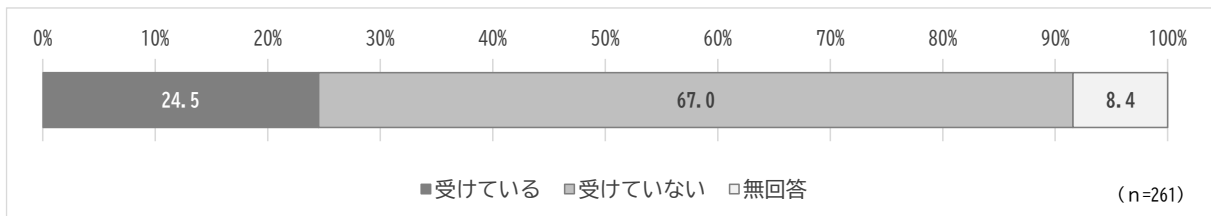
「いる」が61.3%、「いない」が34.9%となっています。



問 16 医療的ケア

現在、医療的ケアを受けていますか。

「受けている」が24.5%、「受けていない」が67.0%となっています。

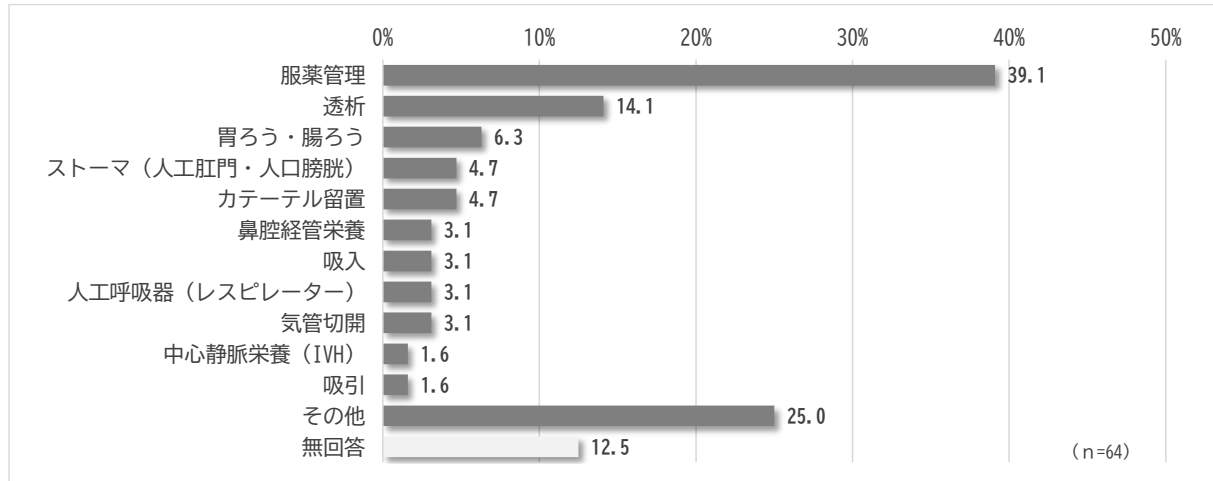


問 17 受けている医療的ケア

問 16 で「受けている」と回答した方のみ

現在受けている医療的ケアをお答えください。

「服薬管理」が 39.1%と最も高くなっています。次いで「透析」が 14.1%、「胃ろう・腸ろう」が 6.3%などとなっています。



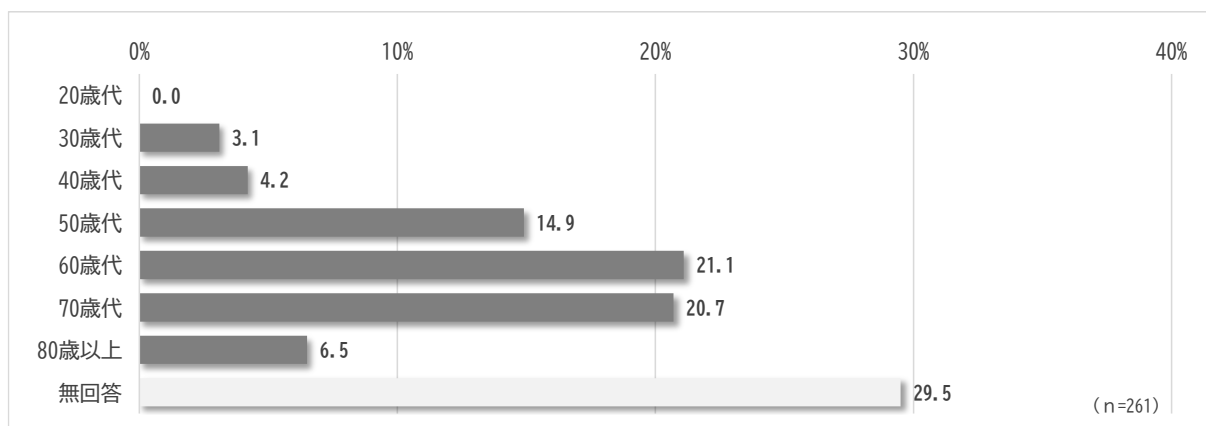
※「その他」はペースメーカーの管理などとなっています。

問 18 主な介助者について

あなたを介助してくれる家族・親族で、特に中心となっている方についてお答えください。

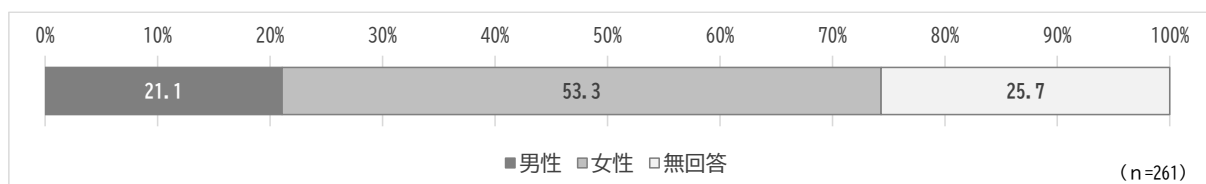
① 年齢（令和5年9月1日現在）

「60歳代」が21.1%と最も高くなっています。次いで「70歳代」が20.7%、「50歳代」が14.9%などとなっています。無回答には介助者が家族・親族ではない方、介助を受けていない方が含まれると考えられます。



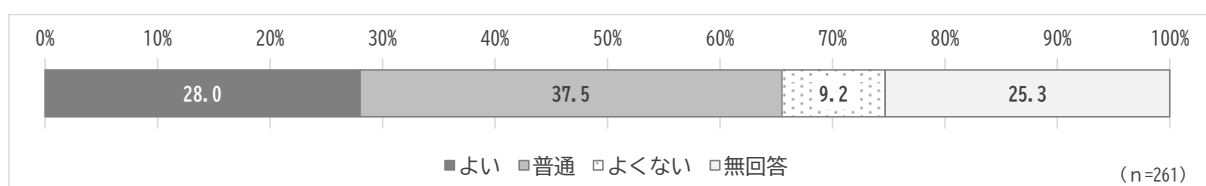
② 性別

「男性」が21.1%、「女性」が53.3%で、女性の割合が高くなっています。



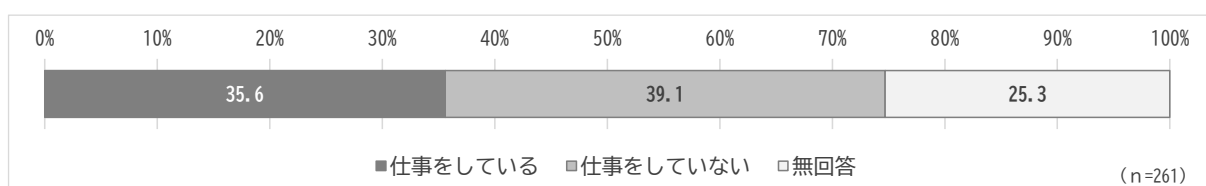
③ 健康状態

「よい」が28.0%、「普通」が37.5%、「よくない」が9.2%となっています。



④ 就労状況

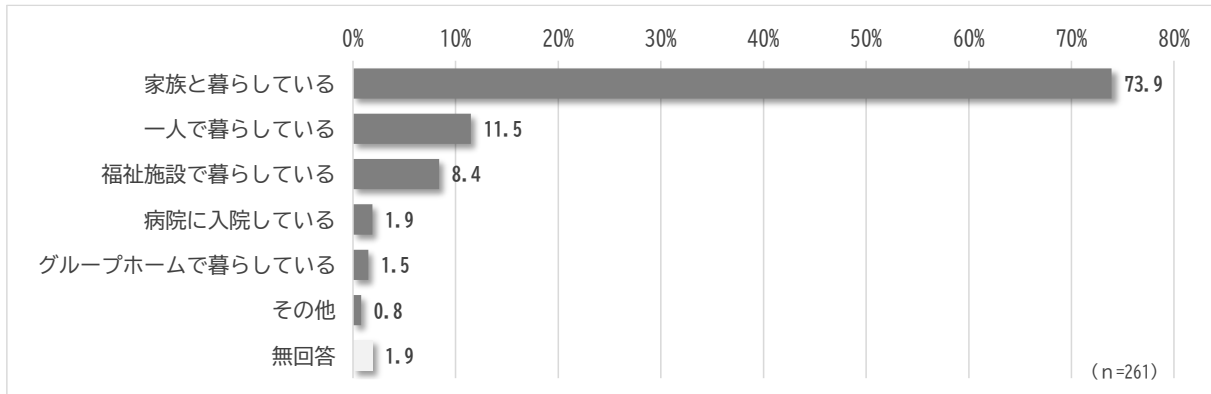
「仕事をしている」が35.6%で、「仕事をしていない」の39.1%となっています。



問 19 現在の暮らし

あなたは、どのように暮らしていますか。

「家族と暮らしている」が73.9%と最も高くなっています。

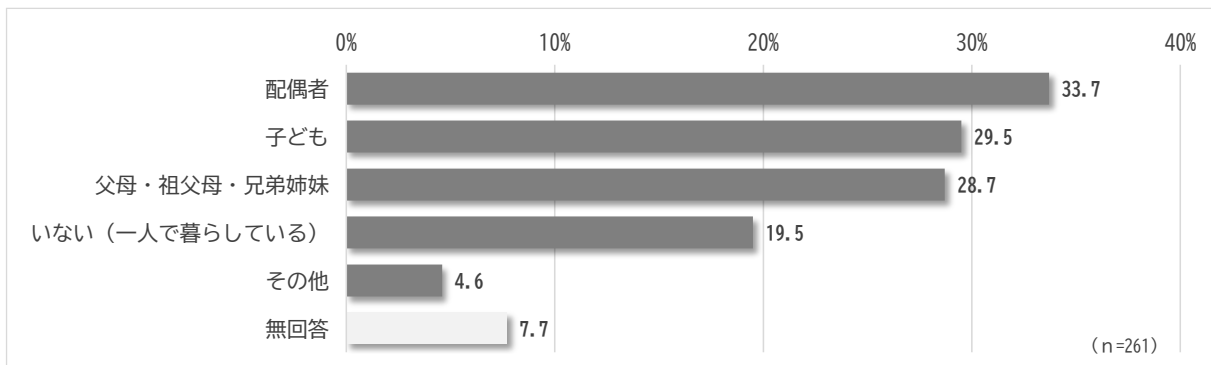


問 20 同居者

現在、あなたが一緒に暮らしている方は誰ですか。(複数回答)

※ グループホーム・福祉施設等を利用している方は「5. いない（一人で暮らしている）」としてください。

「配偶者」が33.7%と最も高く、次いで「子ども」が29.5%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が28.7%などとなっています。

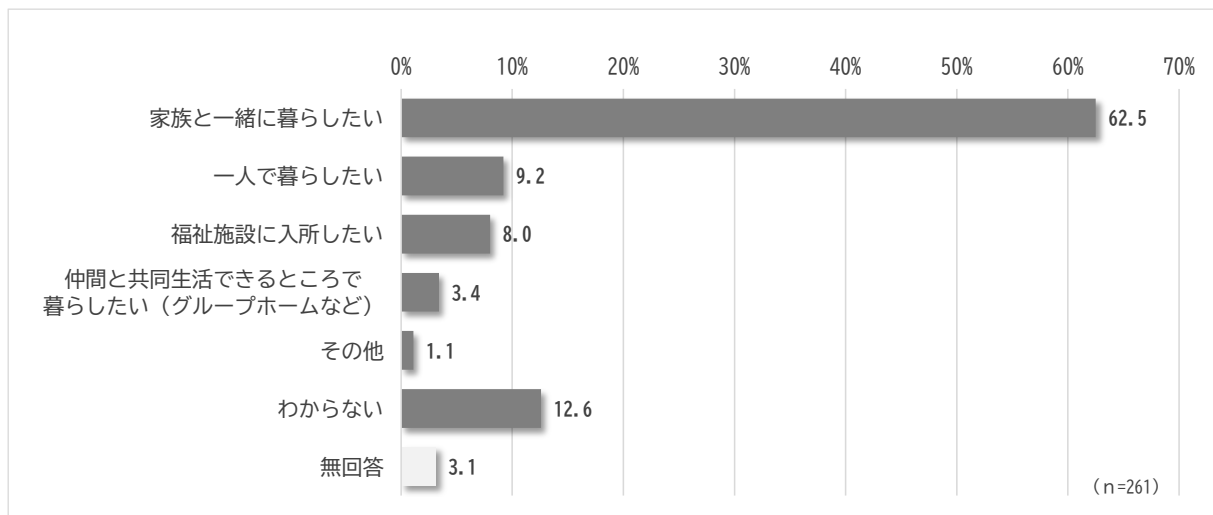


※「その他」は孫、友人などとなっています。

問 21 将来の暮らし

あなたは、今後3年以内にどのように暮らしたいと思いますか。

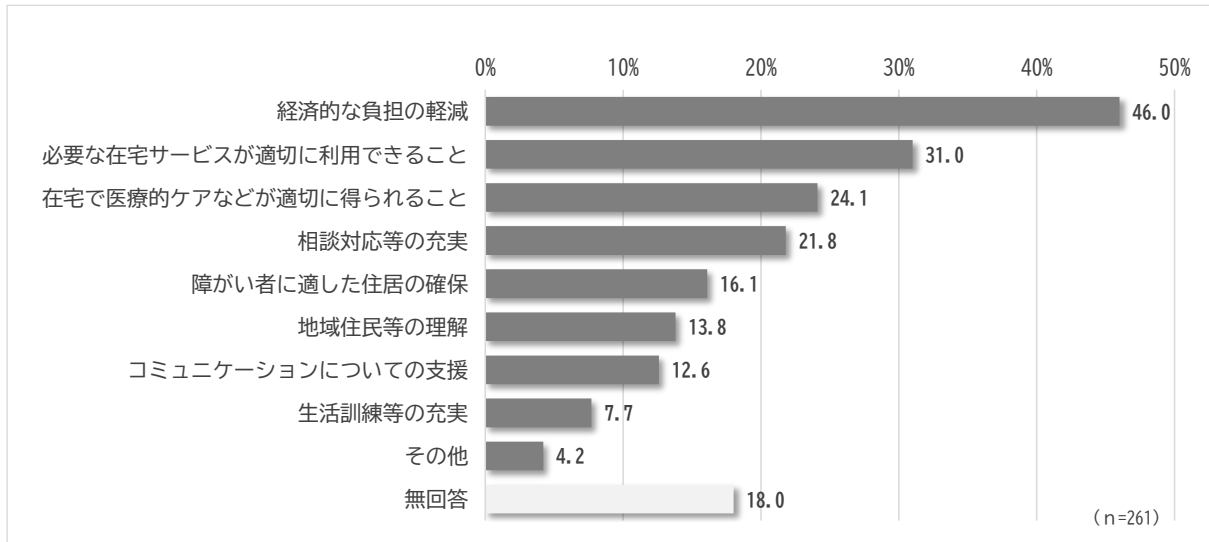
「家族と一緒に暮らしたい」が62.5%と最も高くなっています。一方で「わからない」が12.6%となっています。



問 22 必要な支援

希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)

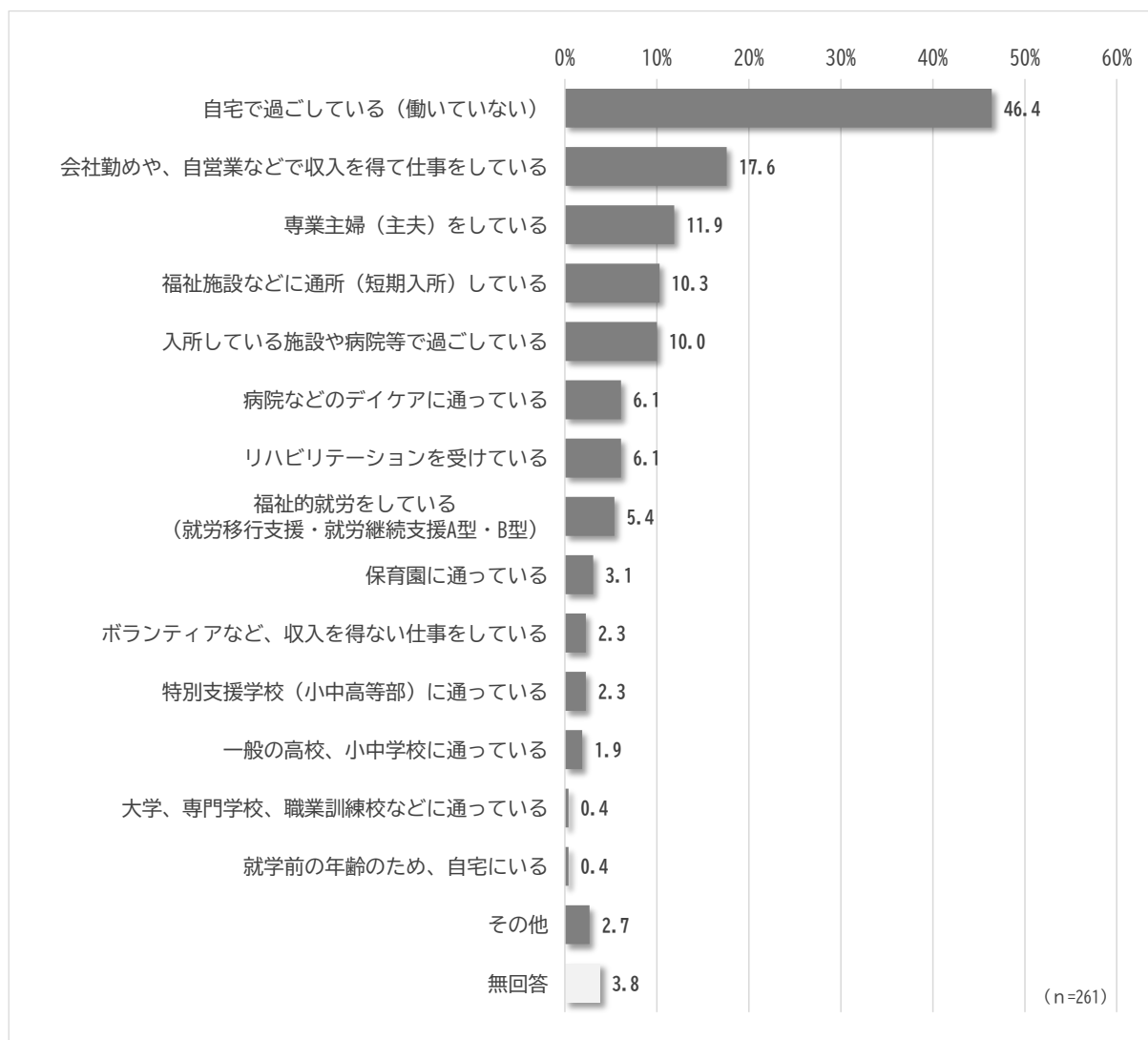
「経済的な負担の軽減」が46.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が24.1%、「相談対応等の充実」が21.8%などとなっています。



問 23 平日の過ごし方

あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。(複数回答)

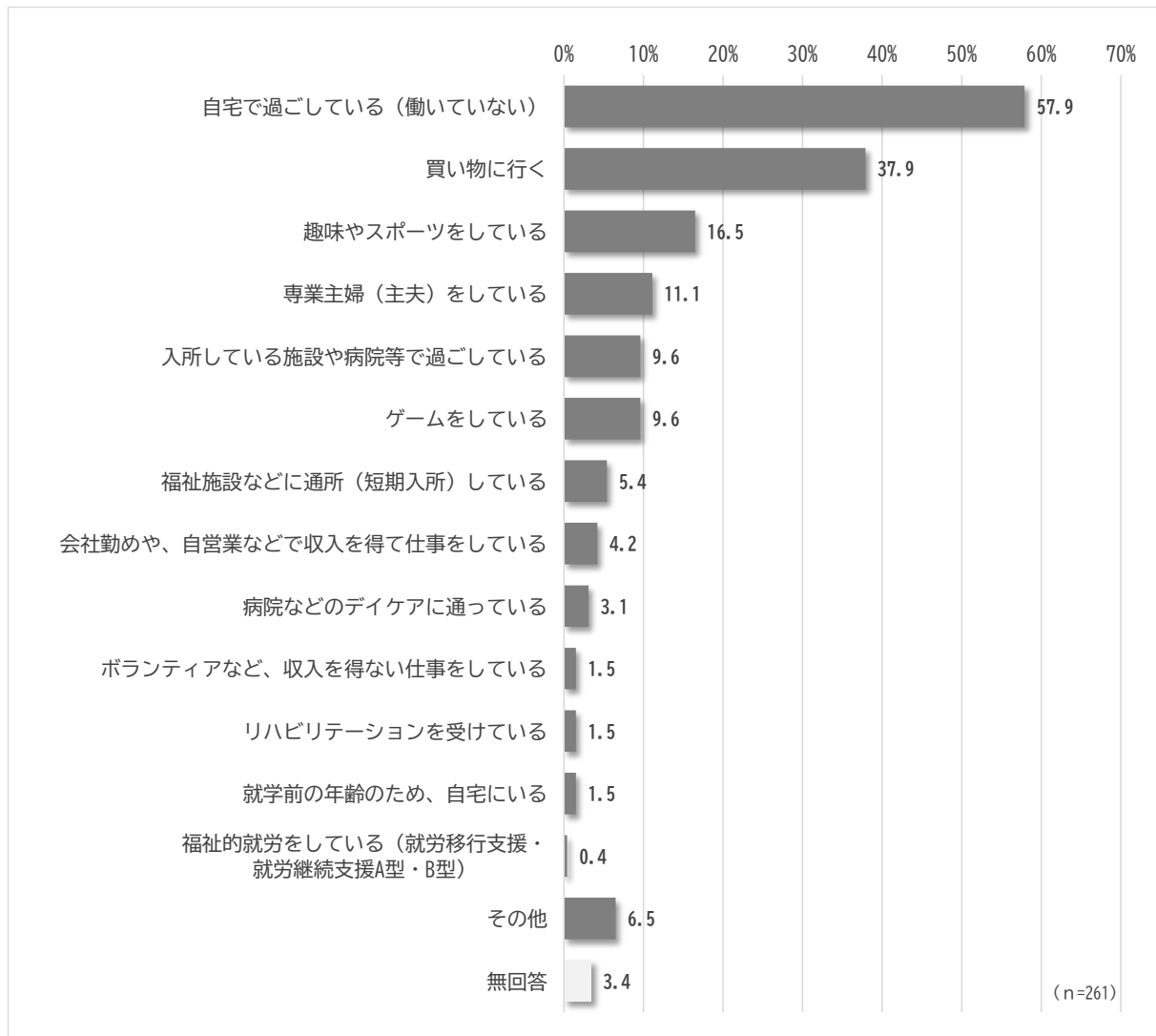
「自宅で過ごしている（働いていない）」が46.4%と最も高くなっています。次いで「会社勤めや、自営業などで収入を得て仕事をしている」が17.6%などとなっています。



問 24 休日の過ごし方

あなたは、休日をどのように過ごしていますか。(複数回答)

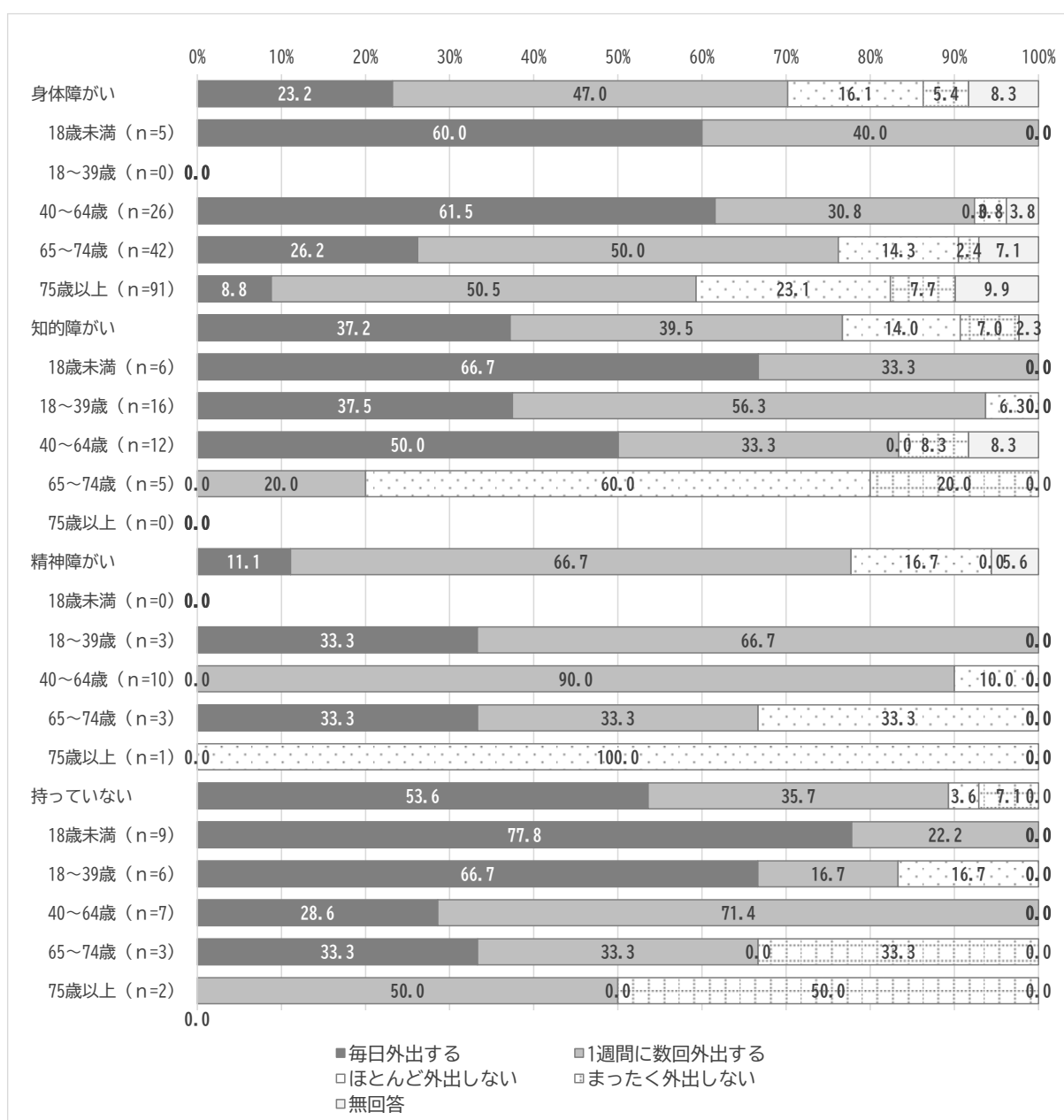
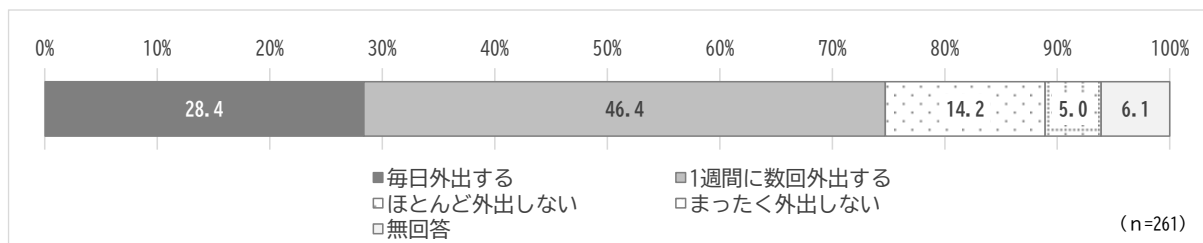
平日と同様に「自宅で過ごしている(働いていない)」が57.9%と最も高くなっていますが、「買い物に行く」(37.9%)や「趣味やスポーツをしている」(16.5%)が上位に位置するなど、余暇を楽しむ割合が高くなっています。



問 25 外出の頻度

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。職場や学校への通勤・通学、病院への通院、福祉施設への通所も回数に数えてください。

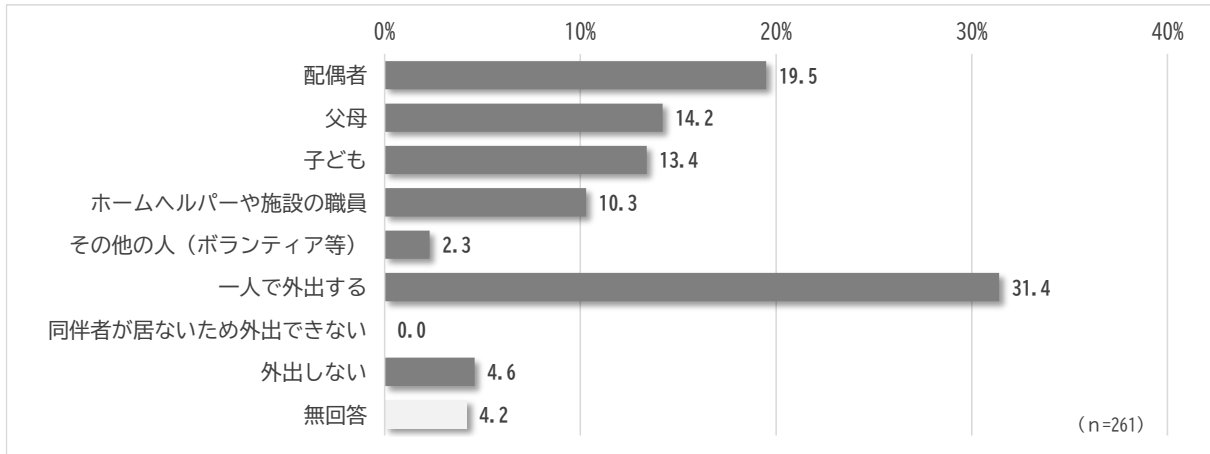
「毎日外出する」が28.4%、「1週間に数回外出する」が46.4%となっている一方で、「ほとんど外出しない」と「まったく外出しない」を合わせると19.2%となっています。



問 26 外出時の同伴者

あなたが外出するときの主な同伴者は誰ですか。

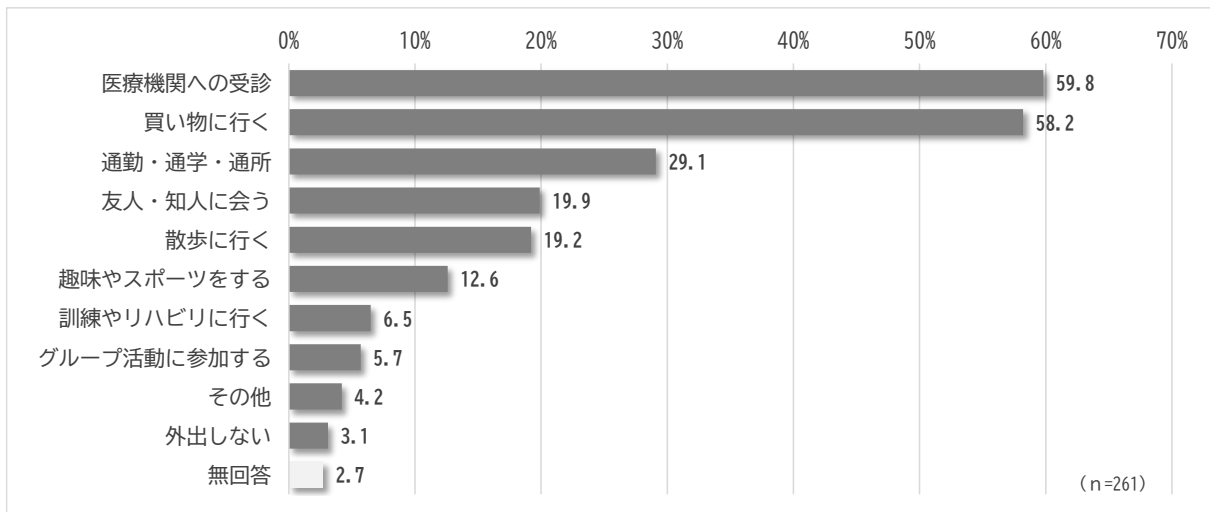
主な同伴者として「配偶者」が 19.5%と最も高く、次いで「父母」が 14.2%、「子ども」が 13.4%などとなっています。一方で「一人で外出する」が 31.4%となっています。



問 27 外出の目的

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(複数回答)

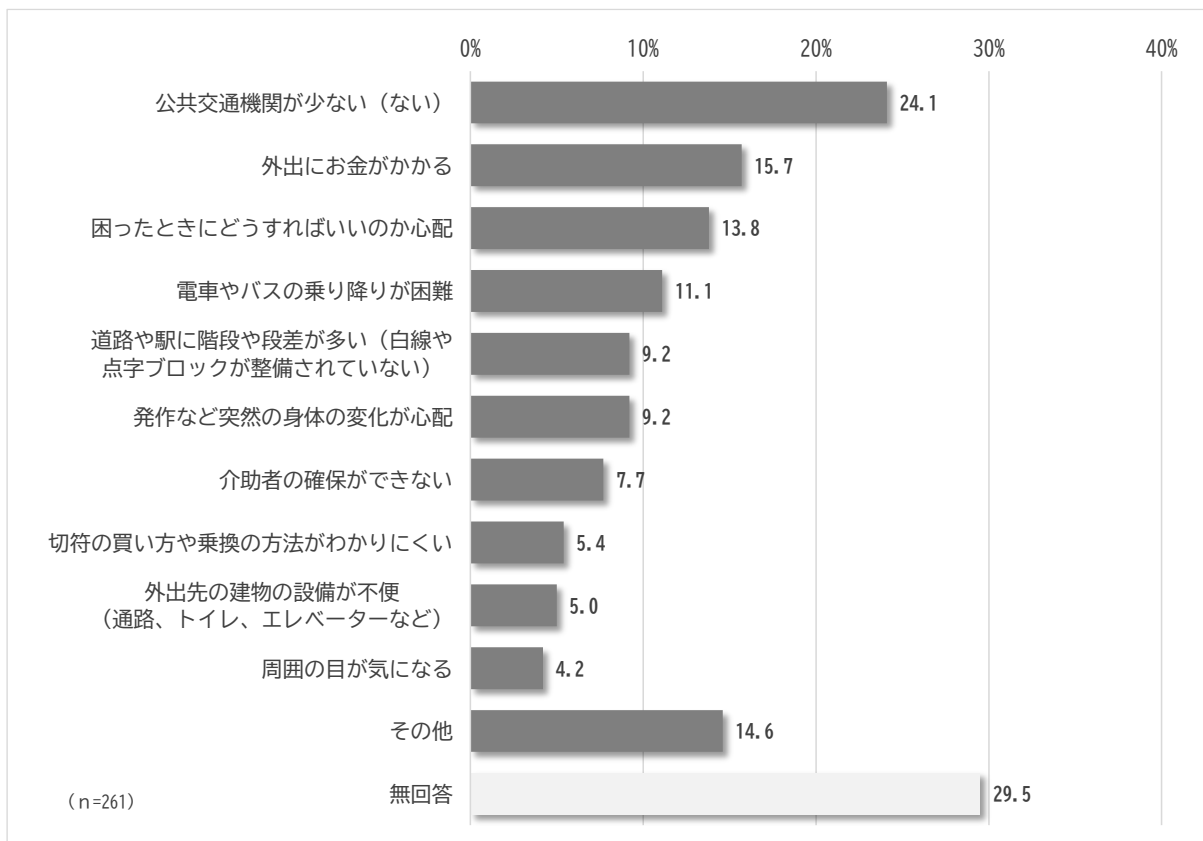
「医療機関への受診」が 59.8%、「買い物に行く」が 58.2%と特に高く、ともに5割を超えています。次いで「通勤・通学・通所」が 29.1%などとなっています。



問 28 外出時に困ること

あなたが、外出するときに困ることは何ですか。(複数回答)

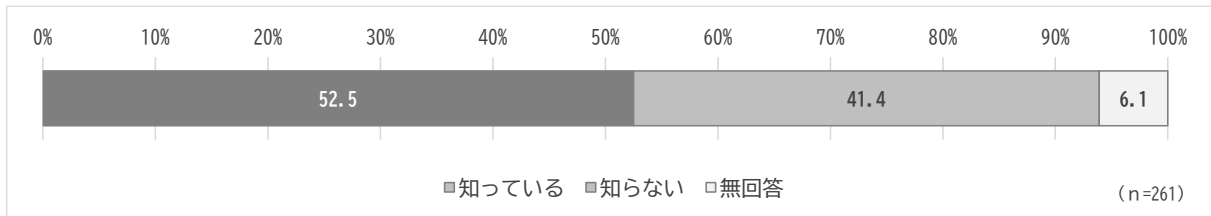
「公共交通機関が少ない(ない)」が24.1%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が15.7%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が13.8%などとなっています。



問 29 地域共生居場所「つなぐ」

あなたは、地域共生居場所「つなぐ」を知っていますか。

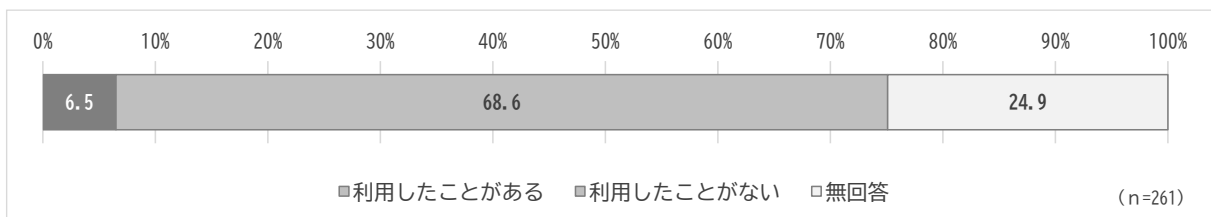
「知っている」が52.5%、「知らない」が41.4%となっています。



問 30 「つなぐ」の利用

あなたは、「つなぐ」を利用したことがありますか。

「利用したことがない」が68.6%で、「利用したことがある」の6.5%を大幅に上回っています。

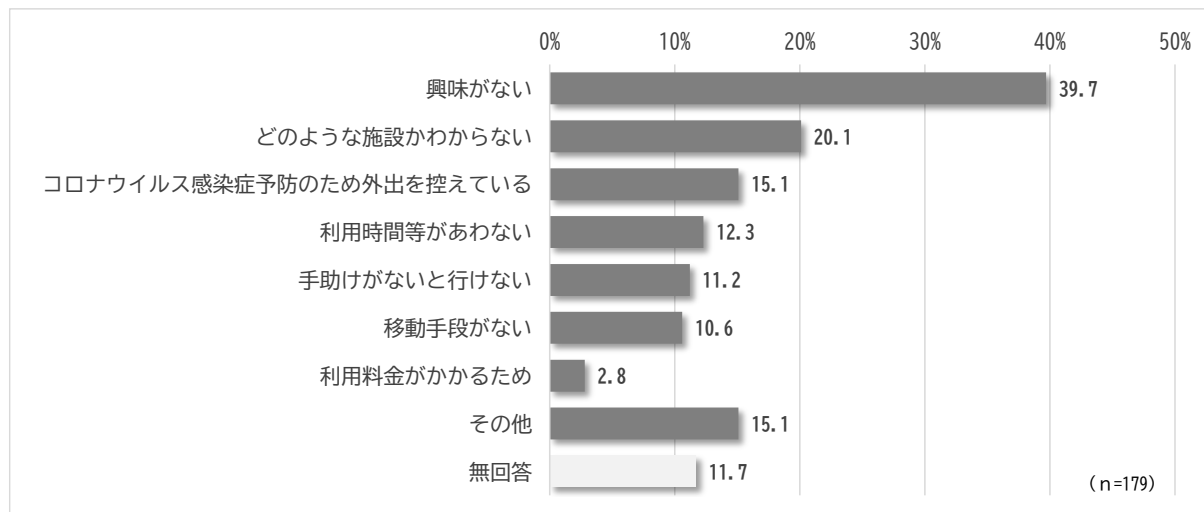


問 31 「つなぐ」を利用していない理由

問 30 で「利用したことがない」と回答した方のみ

利用したことがない理由は何ですか。(複数回答)

「興味がない」が 39.7%と最も高く、次いで「どのような施設かわからない」が 20.1%、「新型コロナウイルス感染症予防のため外出を控えている」が 15.1%などとなっています。

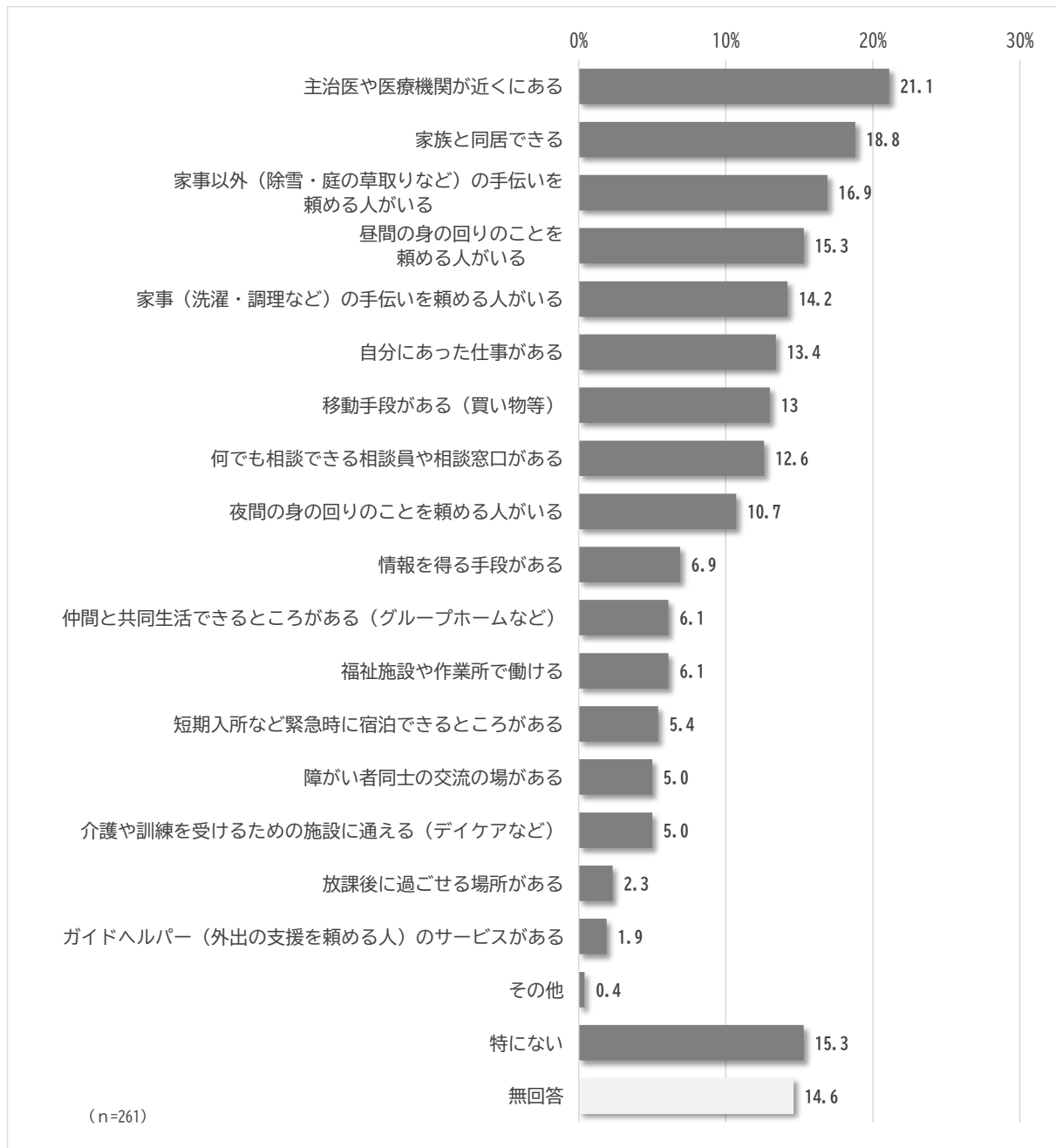


※「その他」は必要がないから、仕事をしているからなどとなっています。

問 32 自宅や地域で生活するために必要な条件

自宅や地域で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか。(複数回答)

「主治医や医療機関が近くにある」が21.1%と最も高く、次いで「家族と同居できる」が18.8%、「家事以外（除雪・庭の草取りなど）の手伝いを頼める人がいる」が16.9%などとなっています。

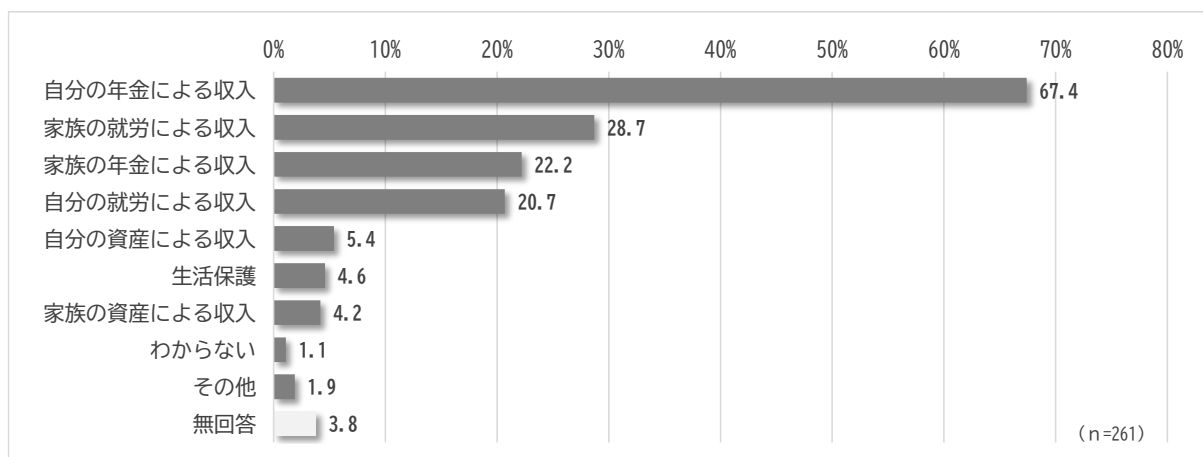


(ウ) 就労について

問 33 生活費

あなたの生活費は、何で得ていますか。(複数回答)

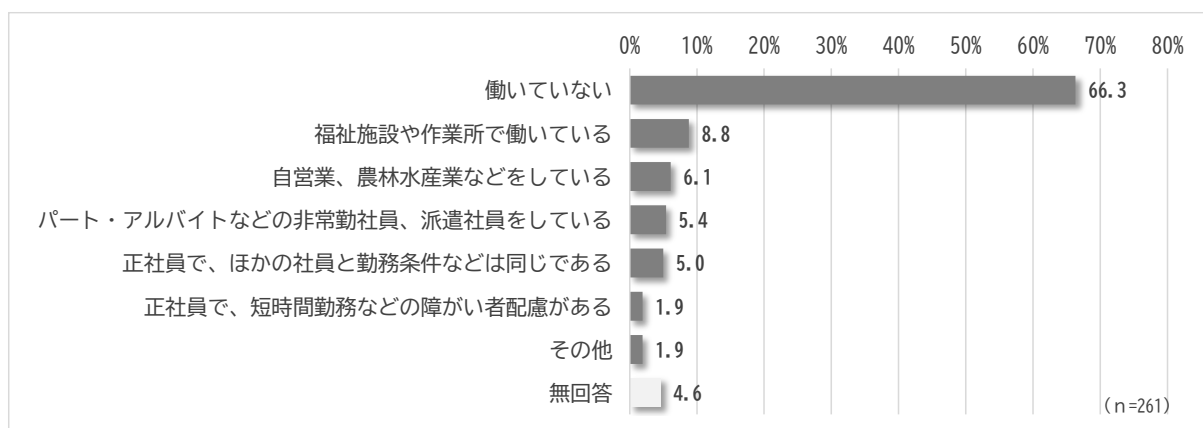
「自分の年金による収入」が67.4%と特に高く、次いで「家族の就労による収入」が28.7%などとなっています。「家族の就労による収入」が30.0%となっています。



問 34 就労の状況

あなたは、どのように働いていますか。

「働いていない」が66.3%となっています。

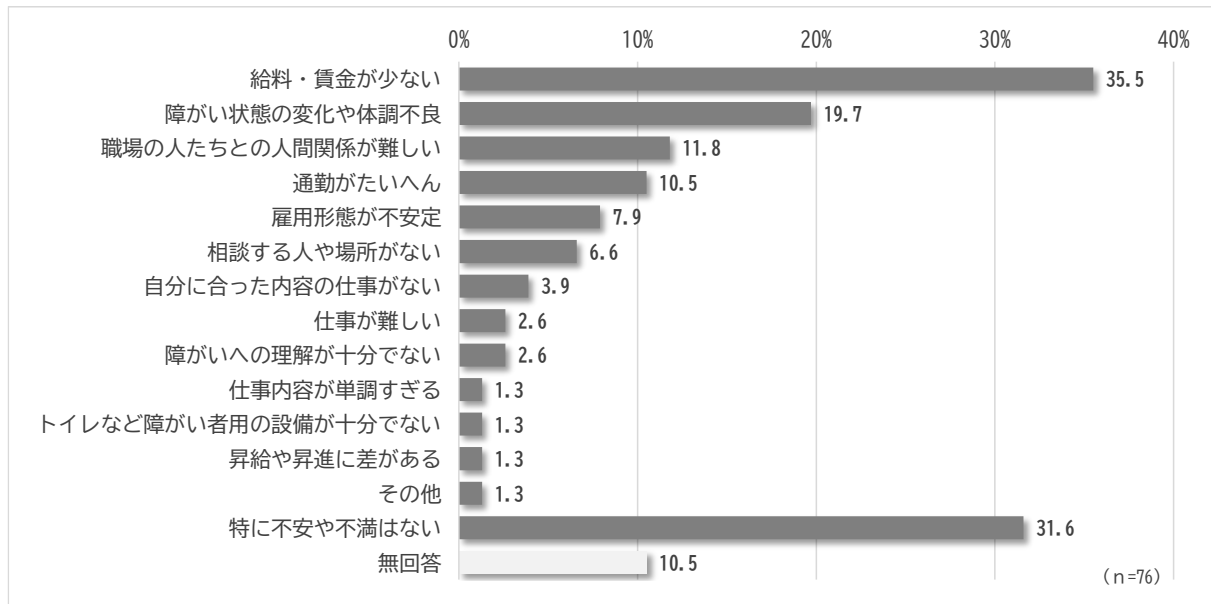


問 35 仕事をする上での不安

問 34 で「働いていない」以外を回答した方のみ

仕事をする上で不安や不満はありますか。(複数回答)

「給料・賃金が少ない」が 35.5%と最も高く、次いで「障がい状態の変化や体調不良」が 19.7%などとなっています。一方で「特に不安や不満はない」が 31.6%となっています。

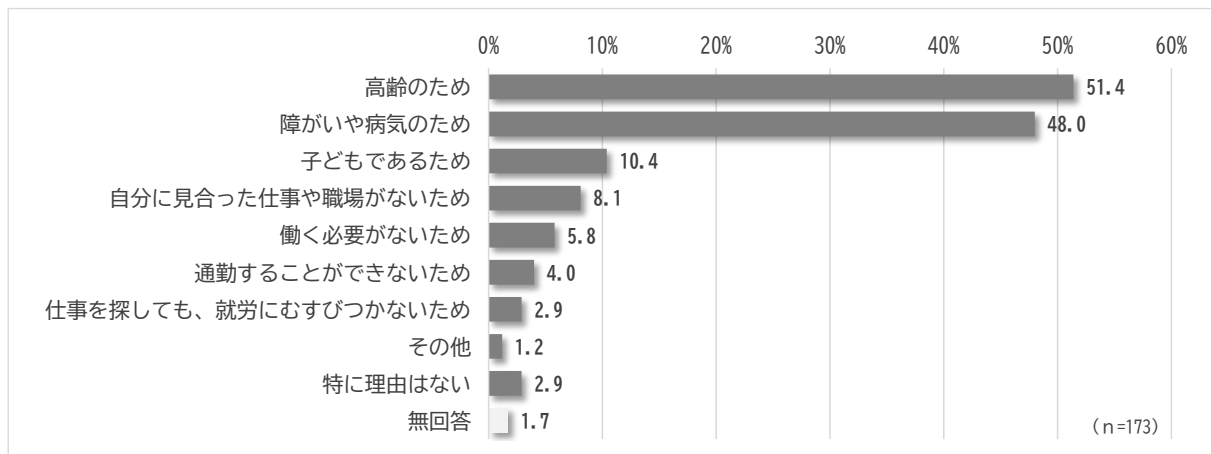


問 36 働いていない理由

問 34 で「働いていない」と回答した方のみ

働いていない理由は何ですか。(複数回答)

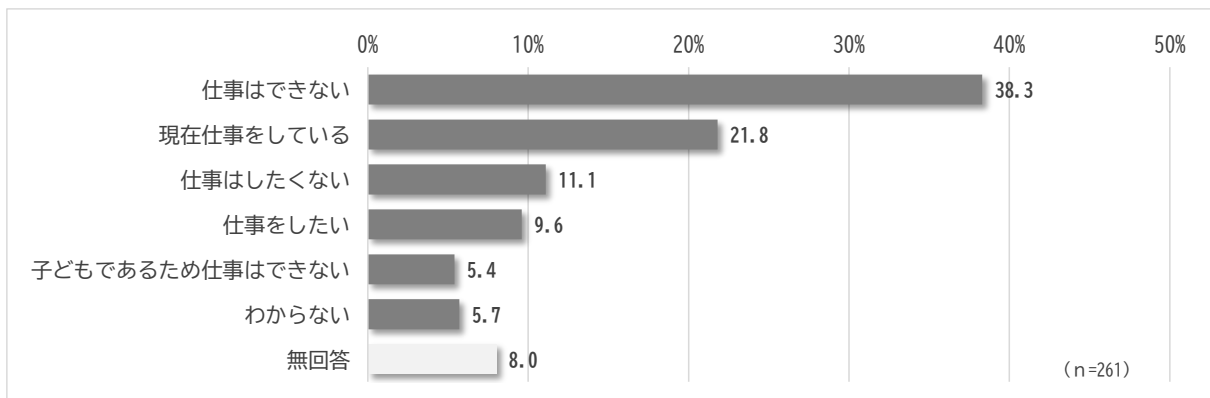
「高齢のため」が 51.4%と最も高く、次いで「障がいや病気のため」が 48.0%などとなっています。



問 37 就労意向

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

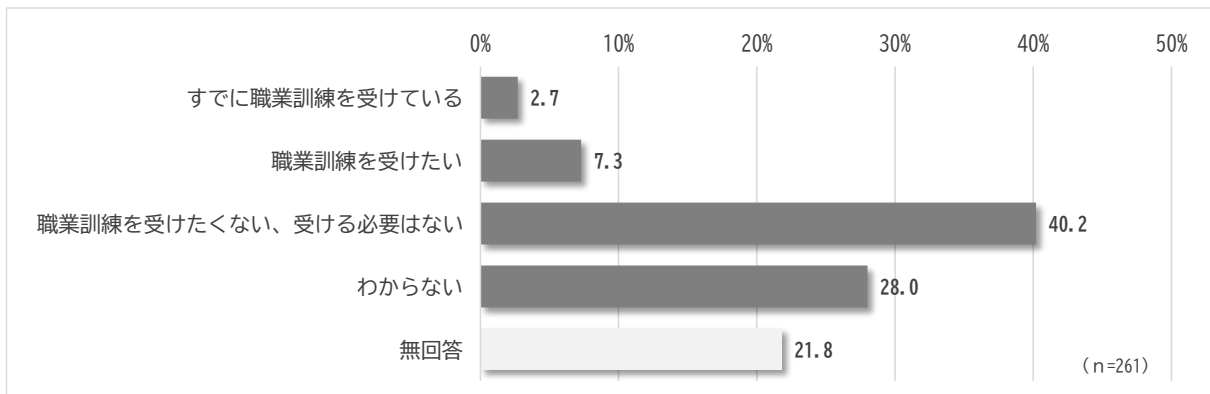
「仕事はできない」が38.3%と最も高くなっています。



問 38 職業訓練の利用意向

収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

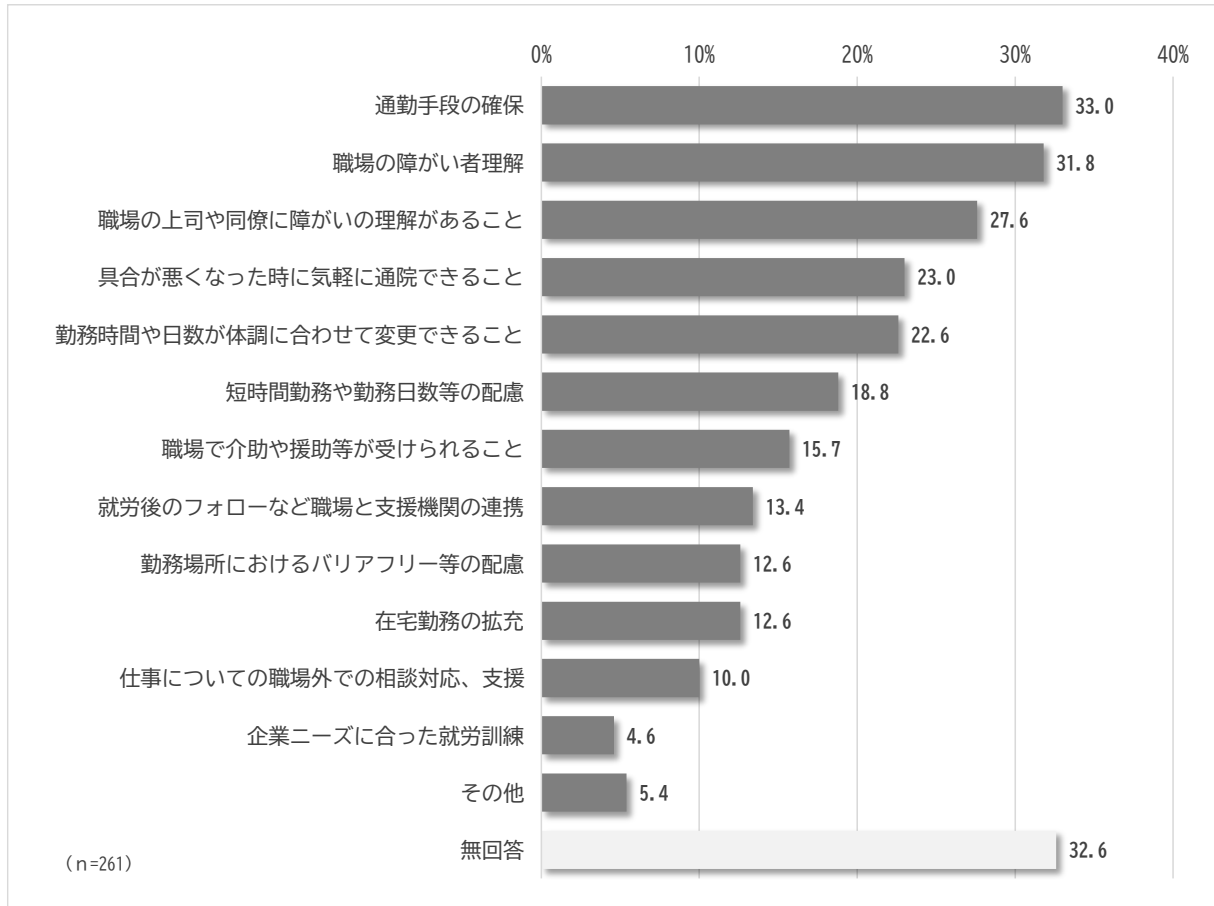
「すでに職業訓練を受けている」が2.7%、「職業訓練を受けたい」は7.3%で、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が40.2%となっています。



問 39 障がい者への就労支援

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「通勤手段の確保」が 33.0%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」が 31.8%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 27.6%などとなっています。



(工) 福祉サービスの利用状況と利用意向について

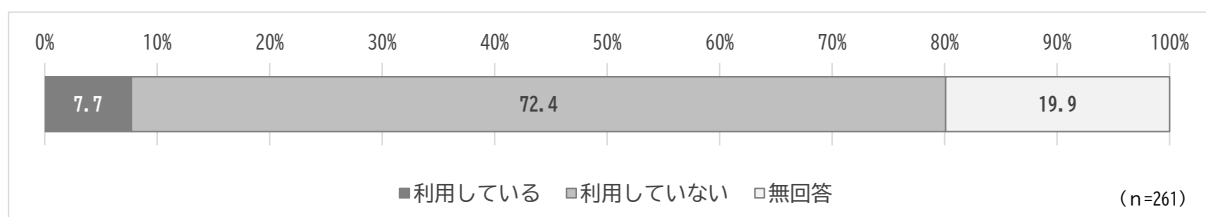
問 40 福祉サービスの利用状況と利用意向

以下の福祉サービスを利用したことがありますか。また、今後3年以内に利用したいと思いますか。

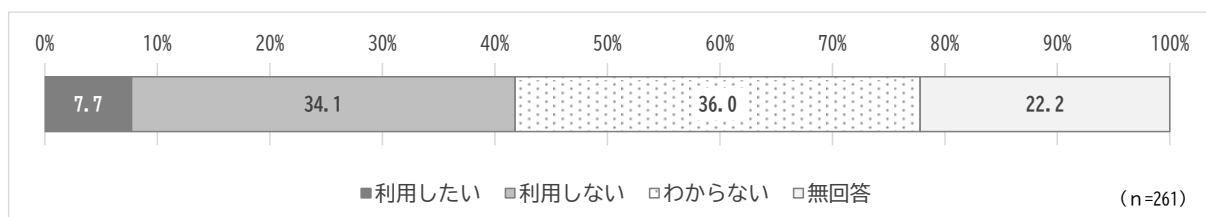
① 居宅介護（ホームヘルプ）

「利用している」は7.7%、今後3年以内に「利用したい」は7.7%となっています。

現在の利用状況



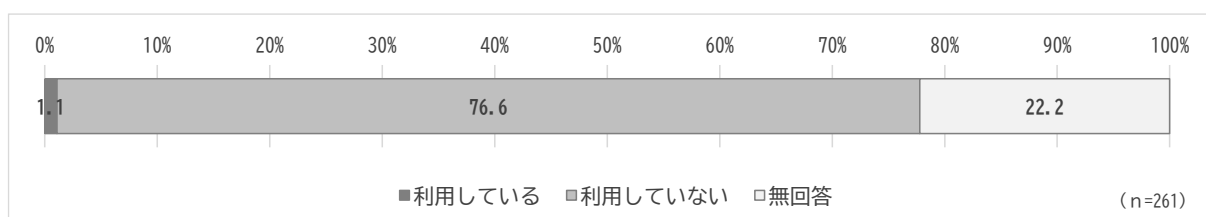
今後3年以内の利用意向



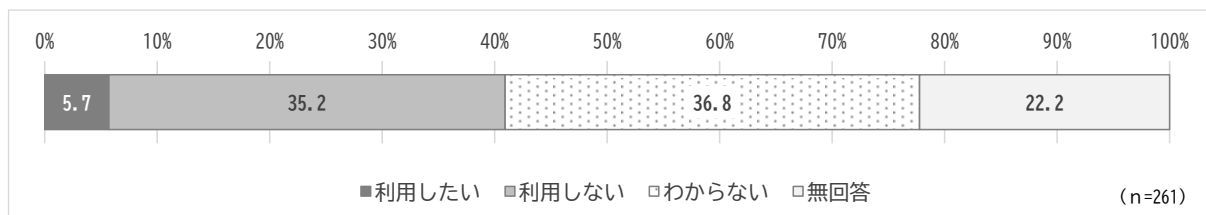
② 重度訪問介護

「利用している」は1.1%、今後3年以内に「利用したい」は5.7%となっています。

現在の利用状況



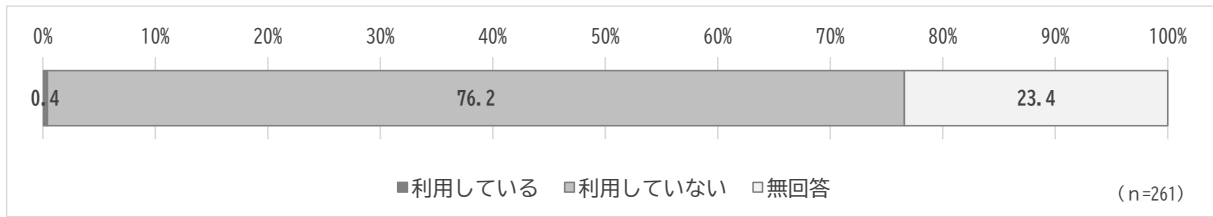
今後3年以内の利用意向



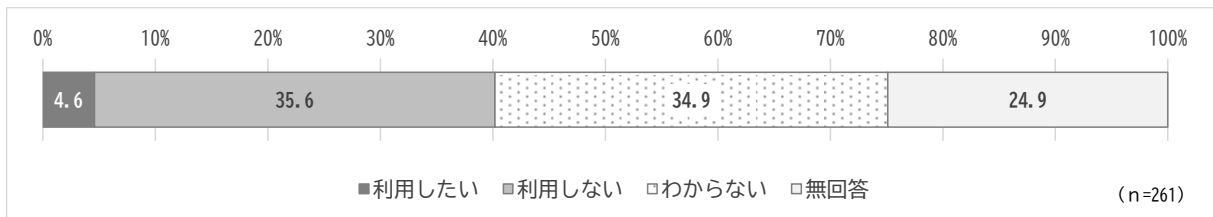
③ 同行援護

「利用している」は0.4%、今後3年以内に「利用したい」は4.6%となっています。

現在の利用状況



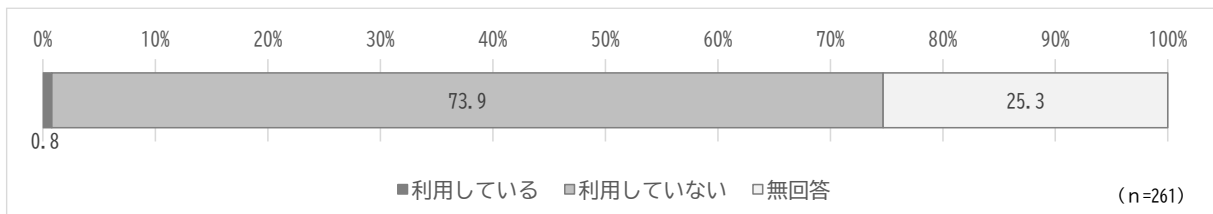
今後3年以内の利用意向



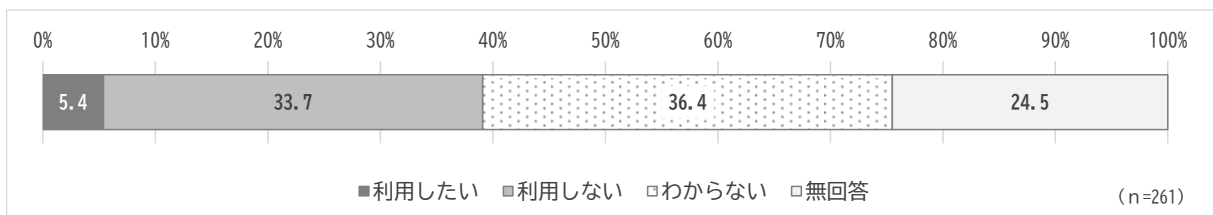
④ 行動援護

「利用している」は0.8%、今後3年以内に「利用したい」は5.4%となっています。

現在の利用状況



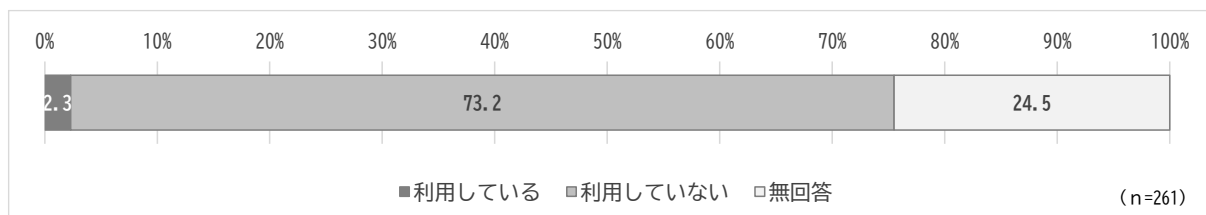
今後3年以内の利用意向



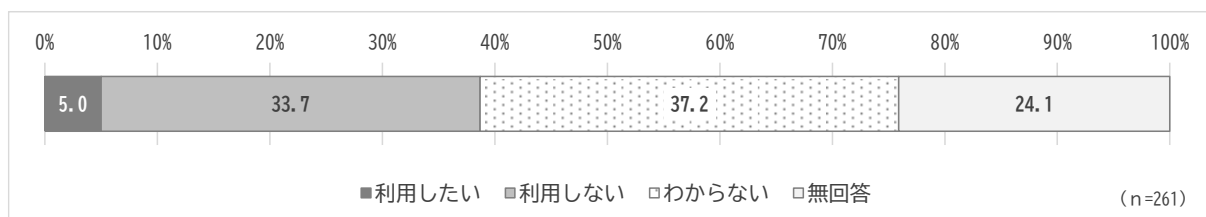
⑤ 重度障害者等包括支援

「利用している」は2.3%、今後3年以内に「利用したい」は5.0%となっています。

現在の利用状況



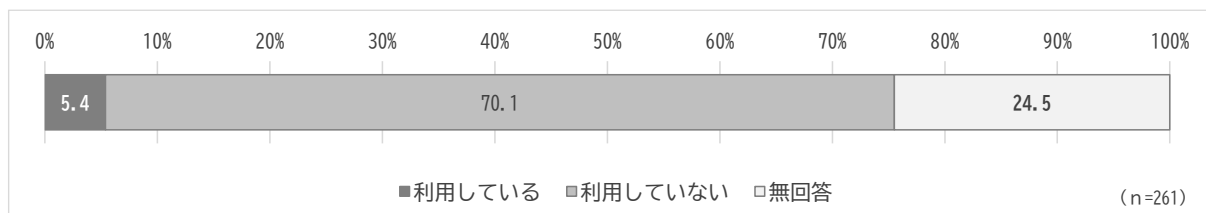
今後3年以内の利用意向



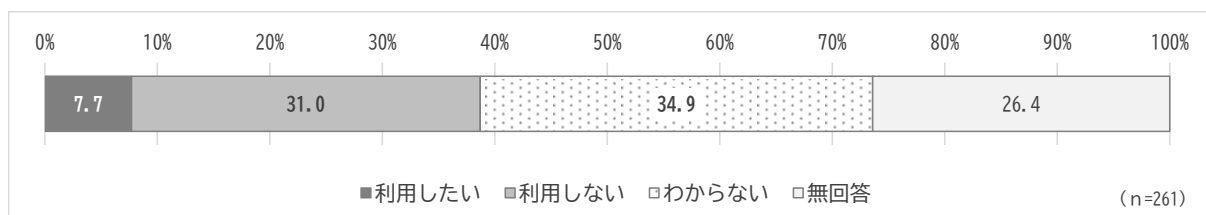
⑥ 施設入所支援

「利用している」は5.4%、今後3年以内に「利用したい」は7.7%となっています。

現在の利用状況



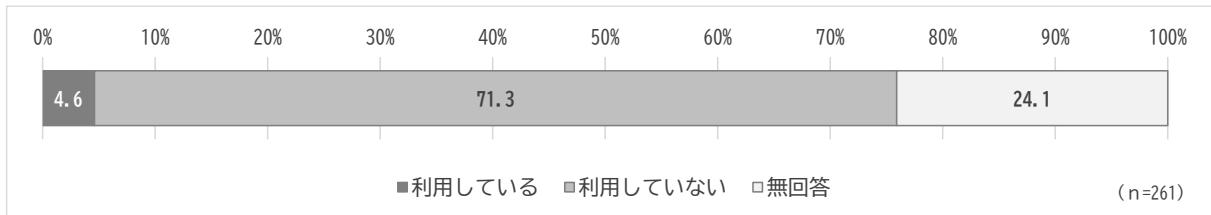
今後3年以内の利用意向



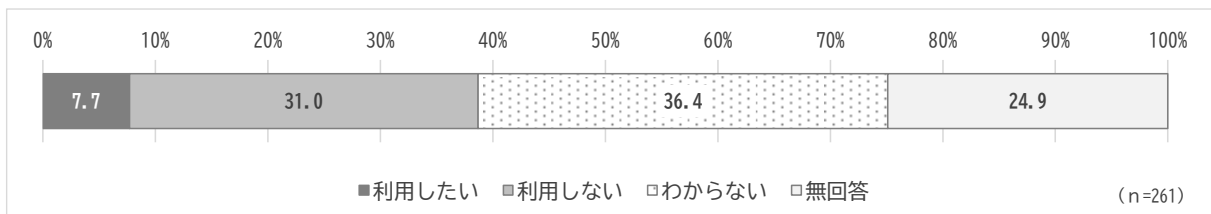
⑦ 短期入所（ショートステイ）

「利用している」は4.6%、今後3年以内に「利用したい」は7.7%となっています。

現在の利用状況



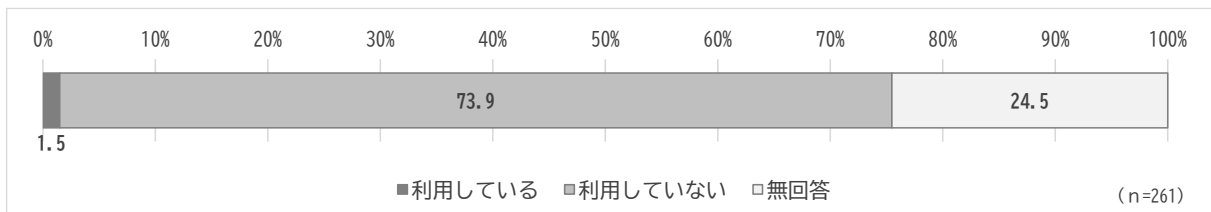
今後3年以内の利用意向



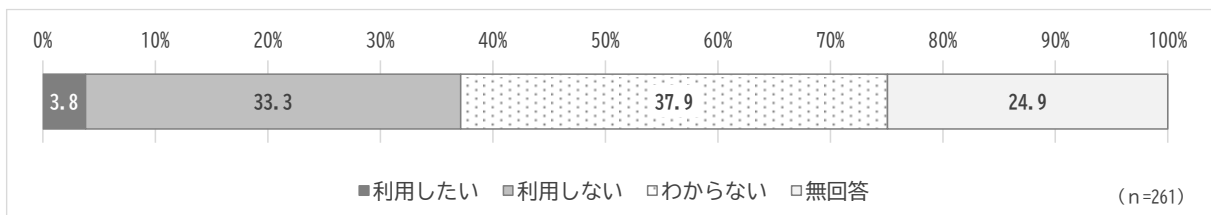
⑧ 療養介護

「利用している」は1.5%、今後3年以内に「利用したい」は3.8%となっています。

現在の利用状況



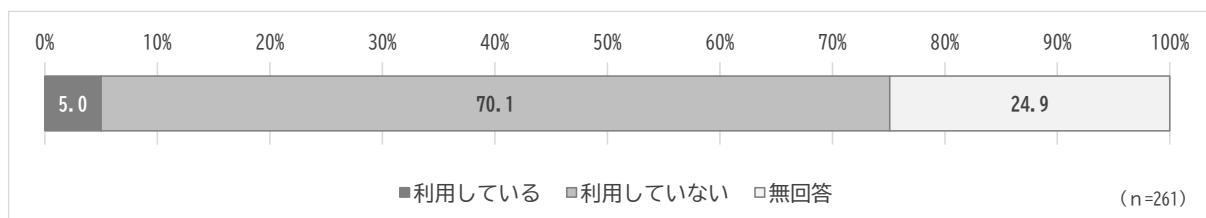
今後3年以内の利用意向



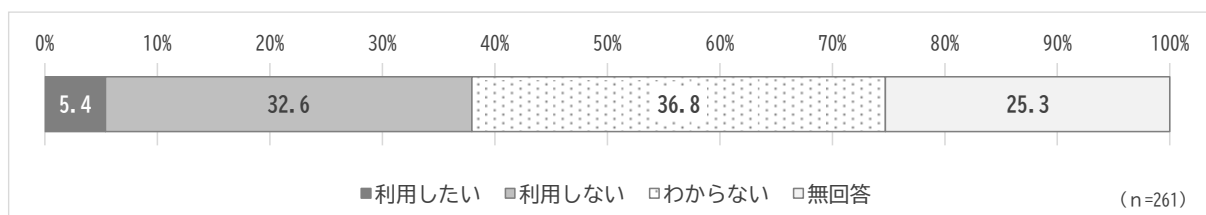
⑨ 生活介護

「利用している」は5.0%、今後3年以内に「利用したい」は5.4%となっています。

現在の利用状況



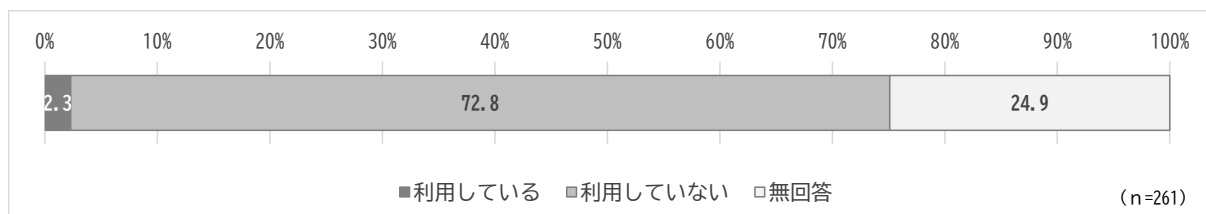
今後3年以内の利用意向



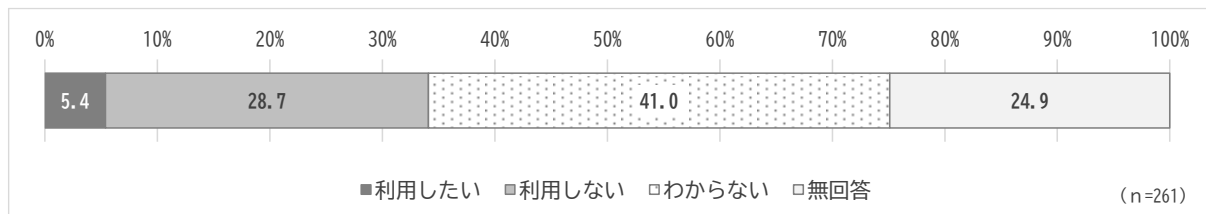
⑩ 自立生活援助

「利用している」は2.3%、今後3年以内に「利用したい」は5.4%となっています。

現在の利用状況



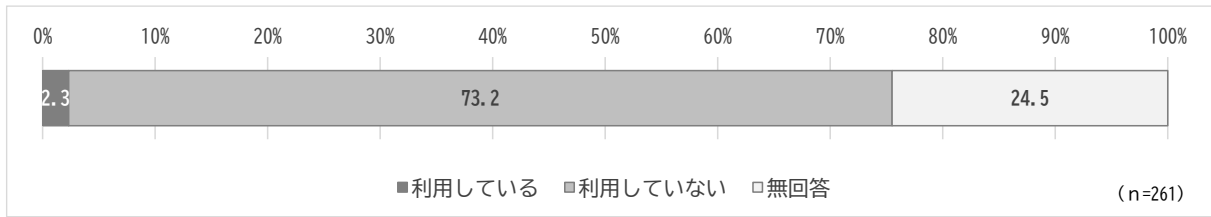
今後3年以内の利用意向



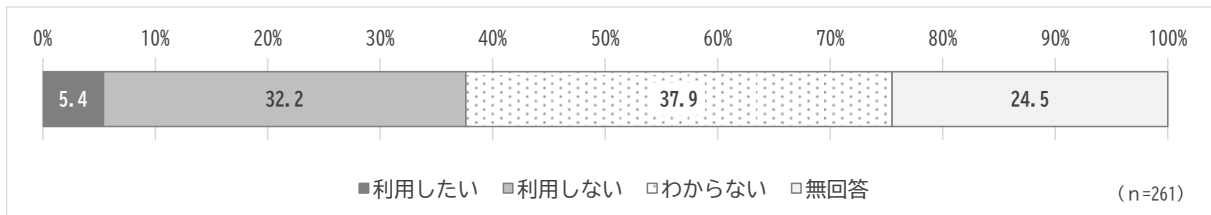
⑪ 共同生活援助（グループホーム）

「利用している」は2.3%、今後3年以内に「利用したい」は5.4%となっています。

現在の利用状況



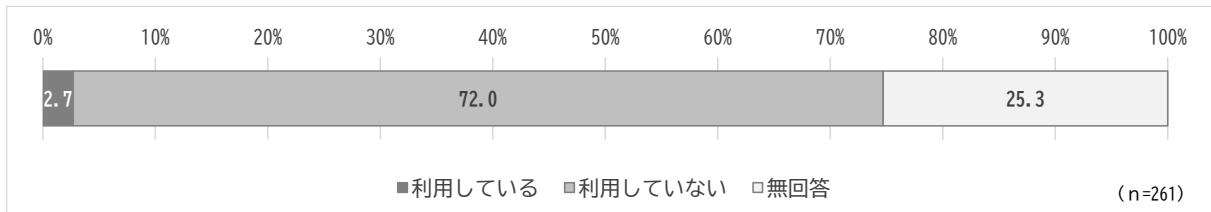
今後3年以内の利用意向



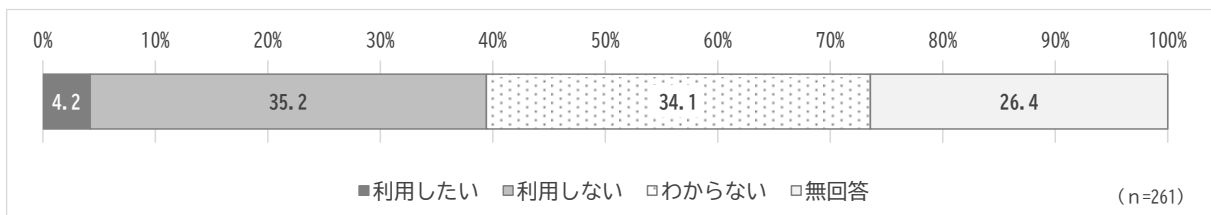
⑫ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「利用している」は2.7%、今後3年以内に「利用したい」は4.2%となっています。

現在の利用状況



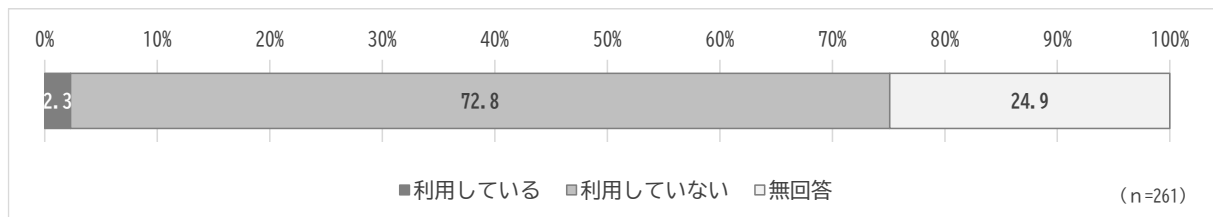
今後3年以内の利用意向



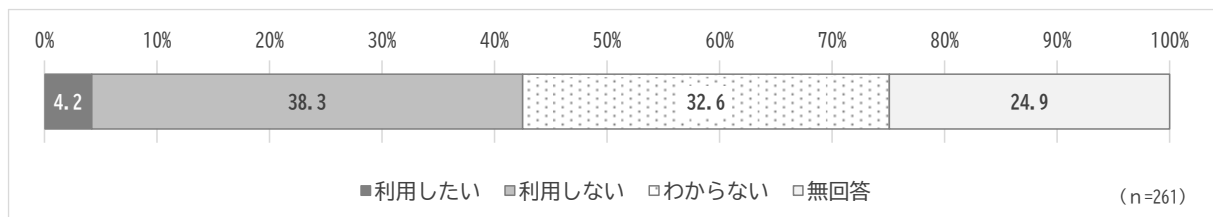
⑬ 就労移行支援

「利用している」は2.3%、今後3年以内に「利用したい」は4.2%となっています。

現在の利用状況



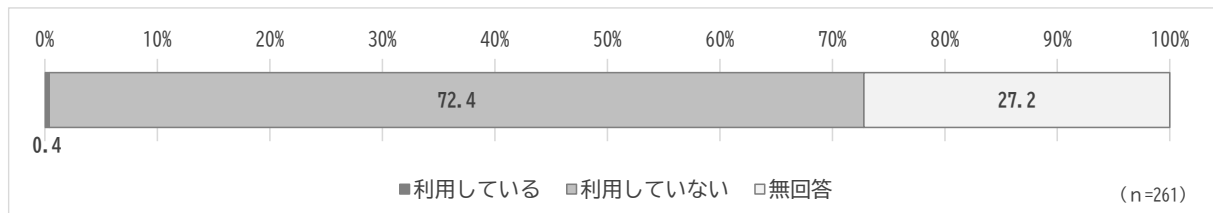
今後3年以内の利用意向



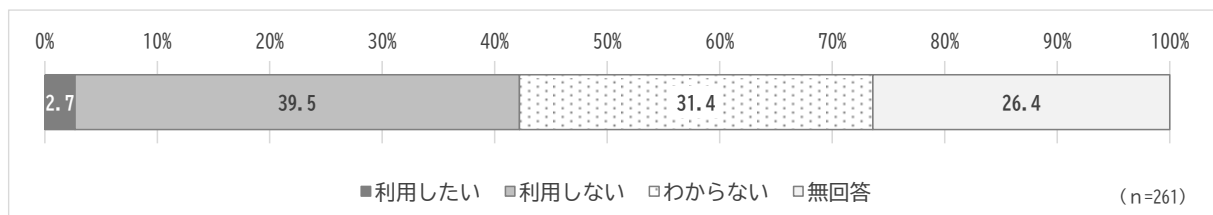
⑭ 就労継続支援A型

「利用している」は0.4%、今後3年以内に「利用したい」は2.7%となっています。

現在の利用状況



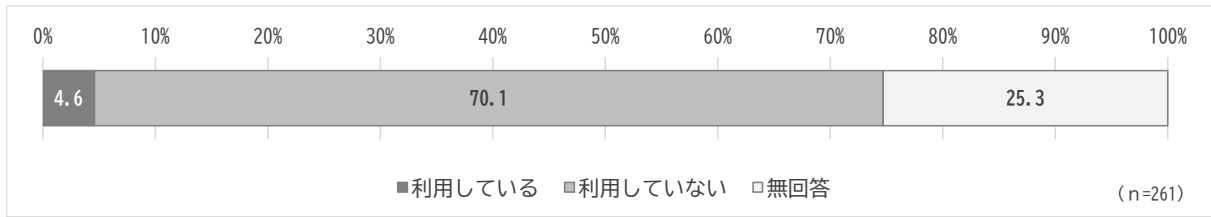
今後3年以内の利用意向



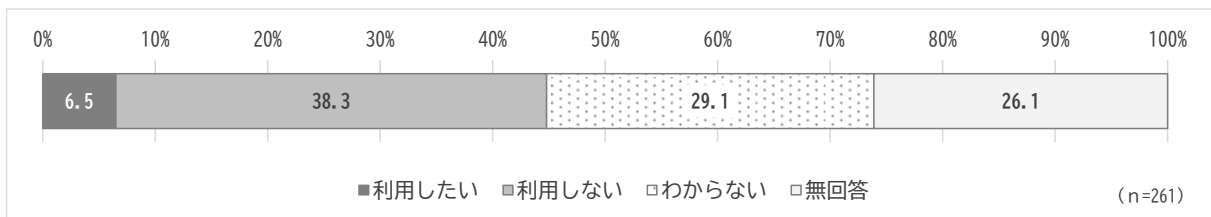
⑮ 就労継続支援 B 型

「利用している」は4.6%、今後3年以内に「利用したい」は6.5%となっています。

現在の利用状況



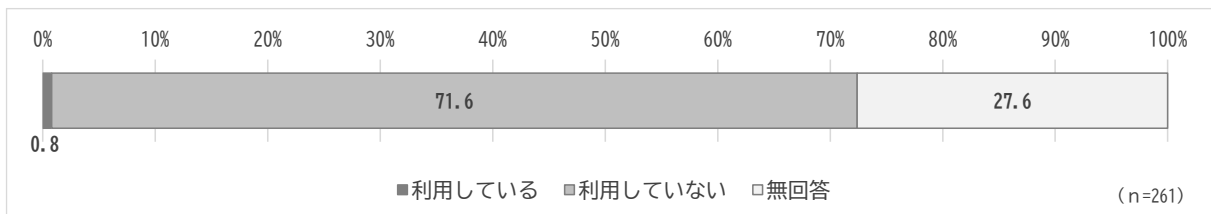
今後3年以内の利用意向



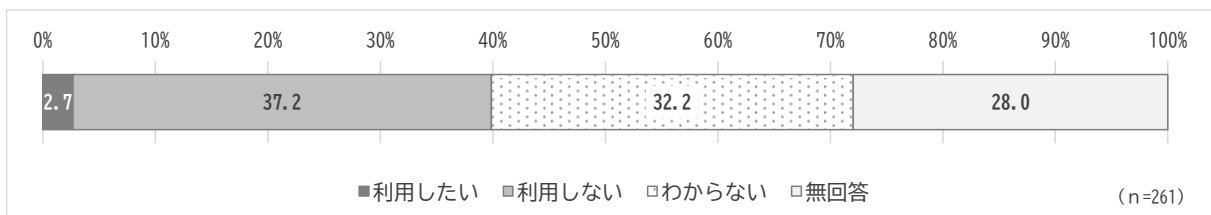
⑯ 就労定着支援

「利用している」は0.8%、今後3年以内に「利用したい」は2.7%となっています。

現在の利用状況



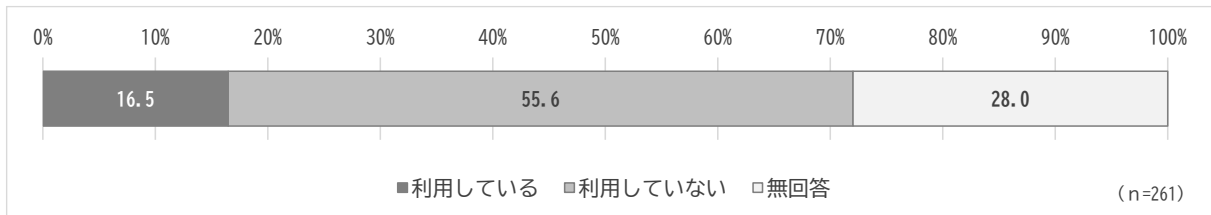
今後3年以内の利用意向



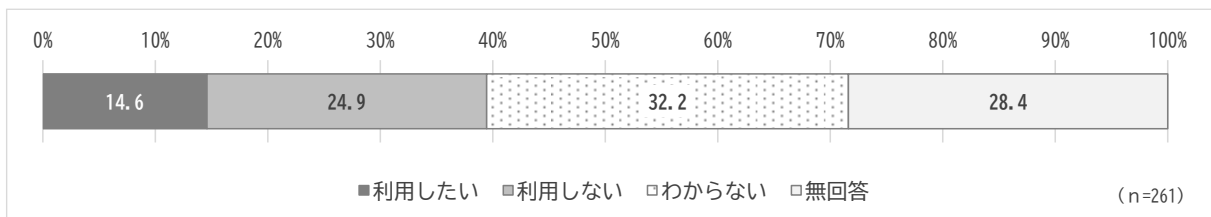
⑰ 計画相談支援

「利用している」は16.5%、今後3年以内に「利用したい」は14.6%となっています。

現在の利用状況



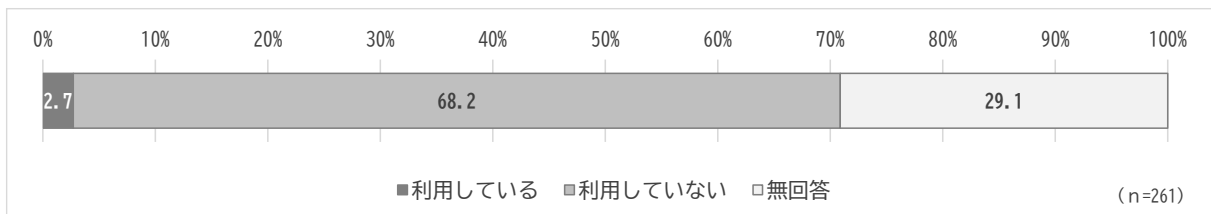
今後3年以内の利用意向



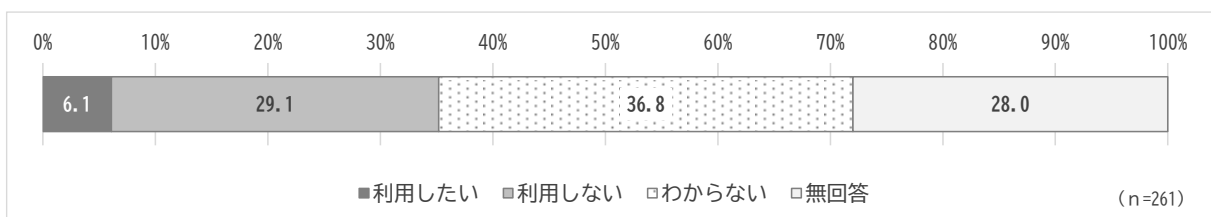
⑱ 地域移行支援

「利用している」は2.7%、今後3年以内に「利用したい」は6.1%となっています。

現在の利用状況



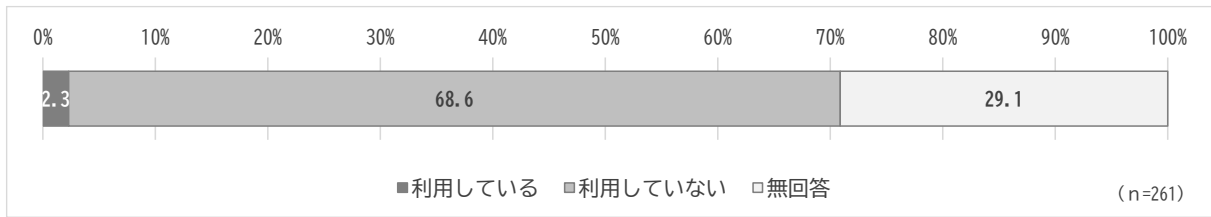
今後3年以内の利用意向



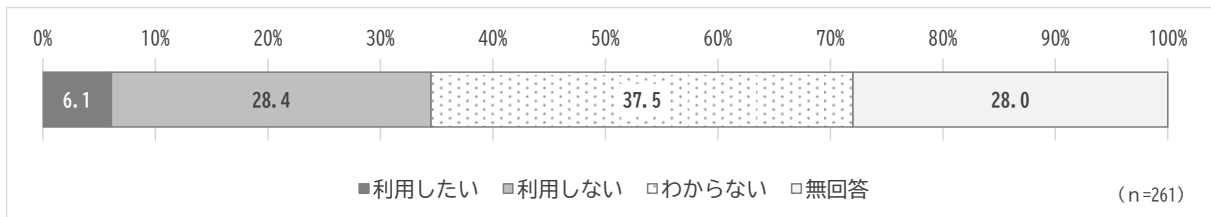
⑱ 地域定着支援

「利用している」は2.3%、今後3年以内に「利用したい」は6.1%となっています。

現在の利用状況



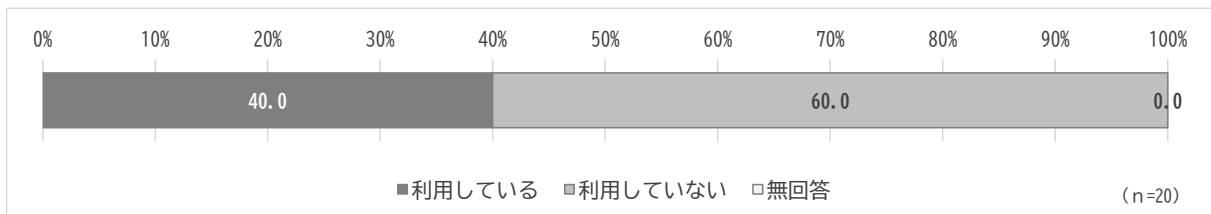
今後3年以内の利用意向



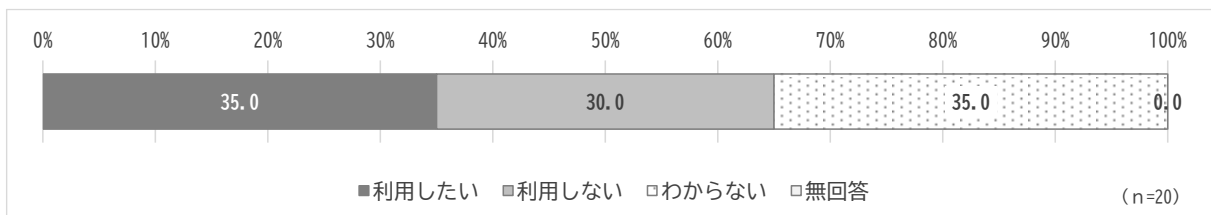
⑳ 児童発達支援（18歳未満の方のみ）

「利用している」は40.0%、今後3年以内に「利用したい」は35.0%となっています。

現在の利用状況



今後3年以内の利用意向



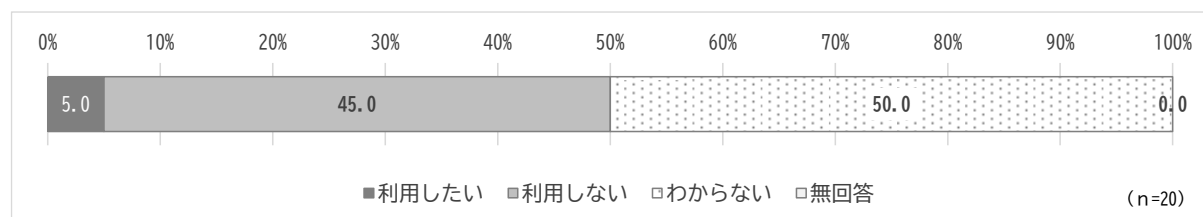
②医療型児童発達支援（18歳未満の方のみ）

「利用している」は0.0%、今後3年以内に「利用したい」は5.0%となっています。

現在の利用状況



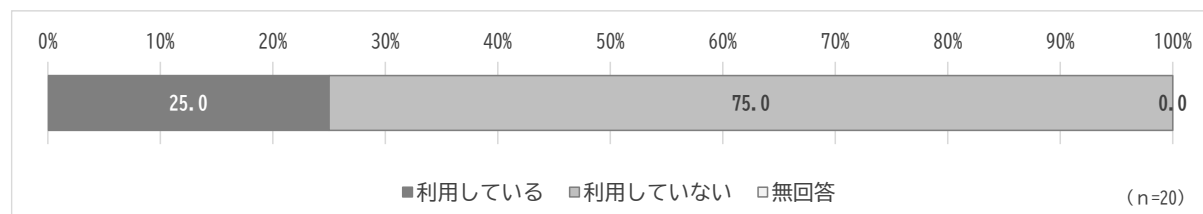
今後3年以内の利用意向



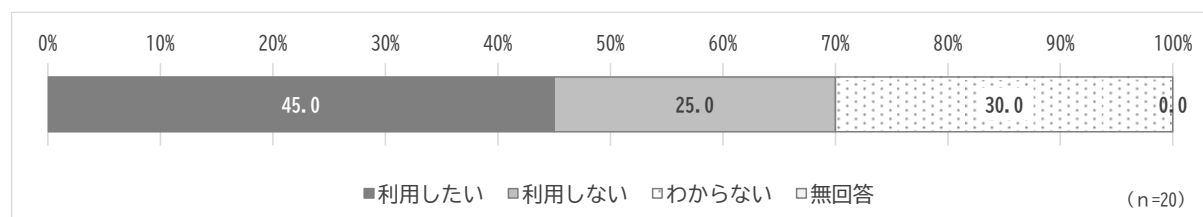
②放課後等デイサービス（18歳未満の方のみ）

「利用している」は25.0%、今後3年以内に「利用したい」は45.0%となっています。

現在の利用状況



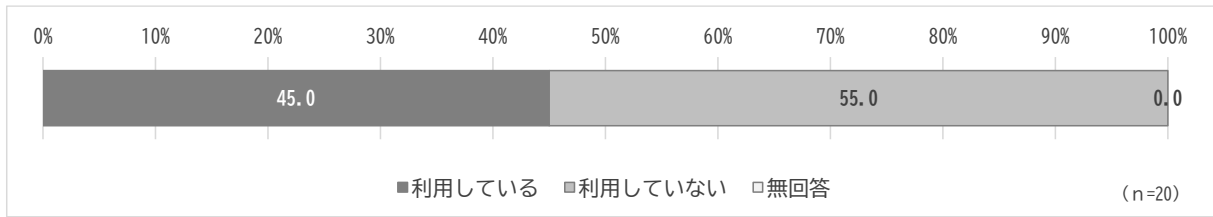
今後3年以内の利用意向



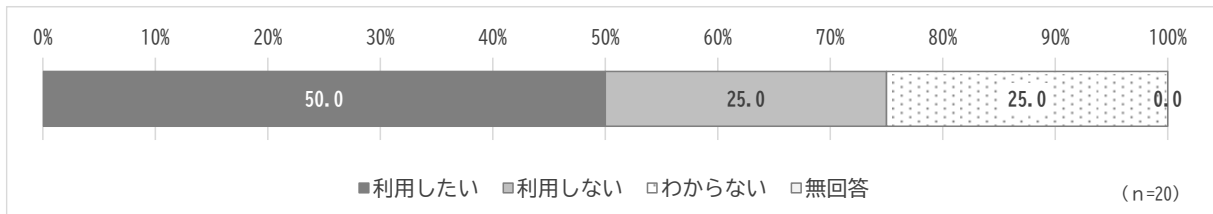
②障害児相談支援（18歳未満の方のみ）

「利用している」は45.0%、今後3年以内に「利用したい」は50.0%となっています。

現在の利用状況



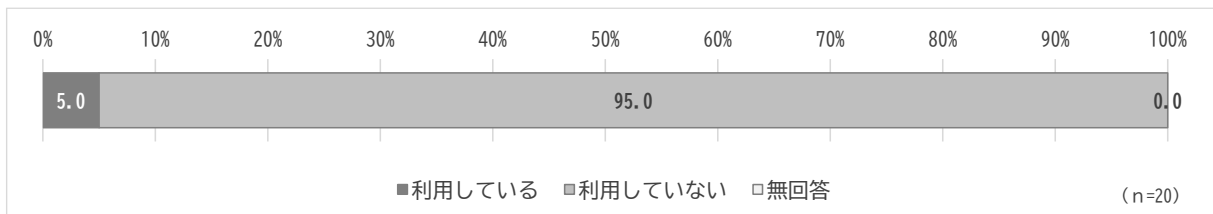
今後3年以内の利用意向



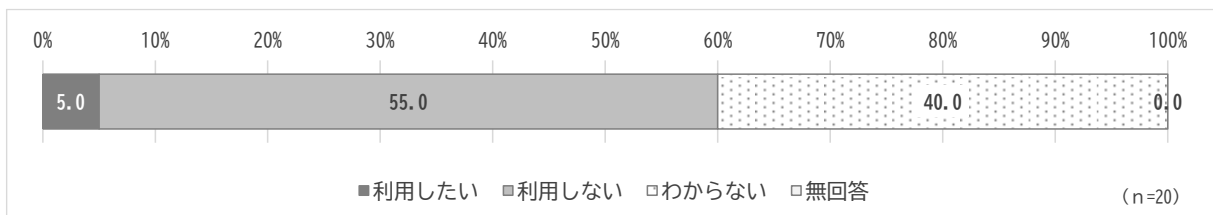
④居宅訪問型児童発達支援（18歳未満の方のみ）

「利用している」は5.0%、今後3年以内に「利用したい」は5.0%となっています。

現在の利用状況



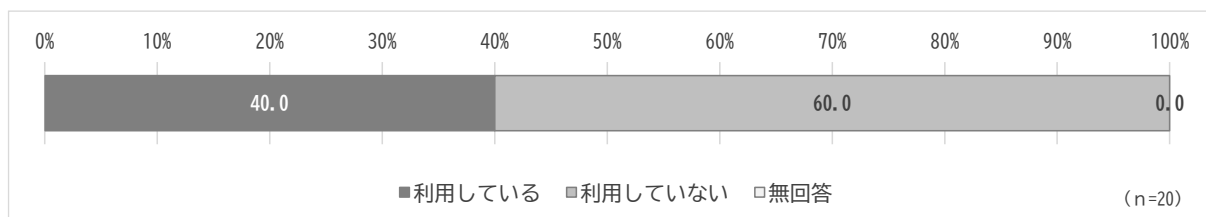
今後3年以内の利用意向



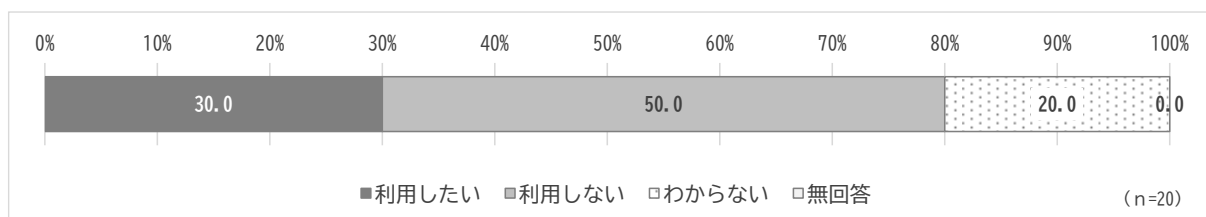
㊸保育所等訪問支援（18歳未満の方のみ）

「利用している」は40.0%、今後3年以内に「利用したい」は30.0%となっています。

現在の利用状況



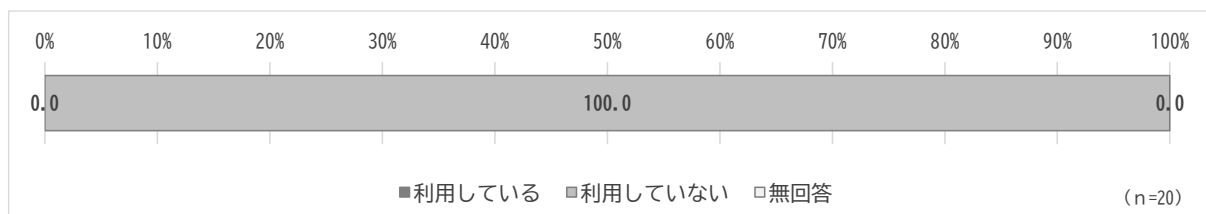
今後3年以内の利用意向



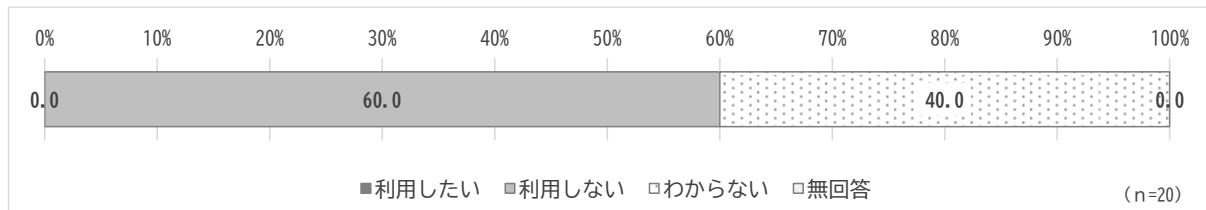
㊹福祉型障害児入所施設（18歳未満の方のみ）

「利用している」今後3年以内に「利用したい」とともに0.0%となっていますが、「わからない」が40.0%となっています。

現在の利用状況



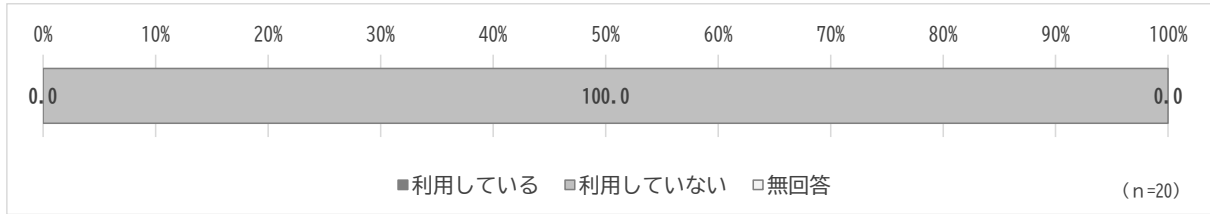
今後3年以内の利用意向



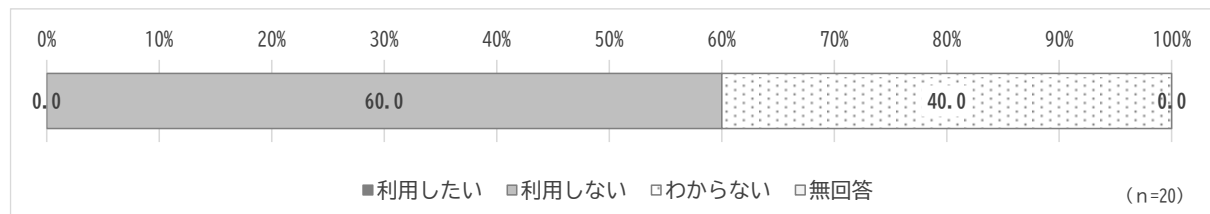
⑳医療型障害児入所施設（18歳未満の方のみ）

「利用している」、今後3年以内に「利用したい」とともに0.0%となっていますが、「わからない」が40.0%となっています。

現在の利用状況



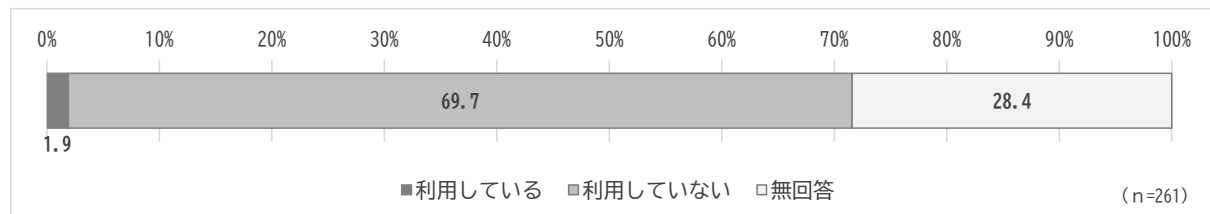
今後3年以内の利用意向



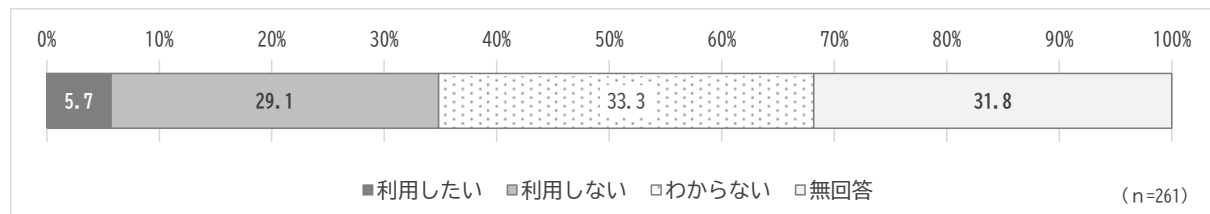
㉑移動支援事業

「利用している」は1.9%、今後3年以内に「利用したい」は5.7%となっています。

現在の利用状況



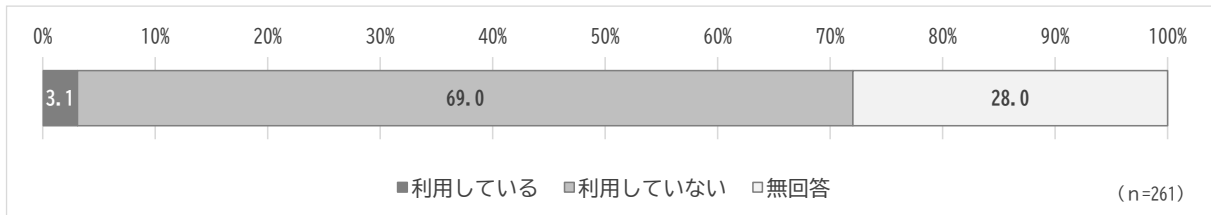
今後3年以内の利用意向



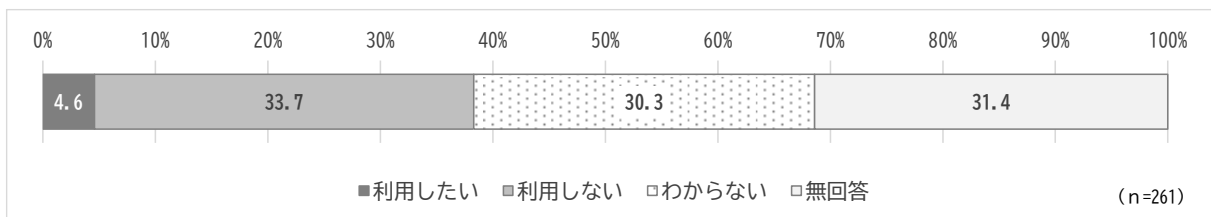
㊸地域活動支援センター事業

「利用している」は3.1%、今後3年以内に「利用したい」は4.6%となっています。

現在の利用状況



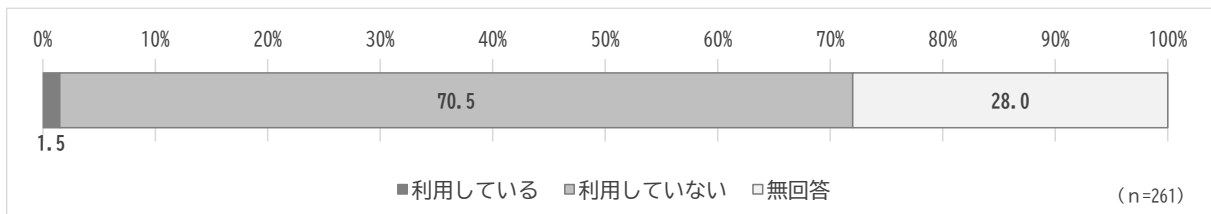
今後3年以内の利用意向



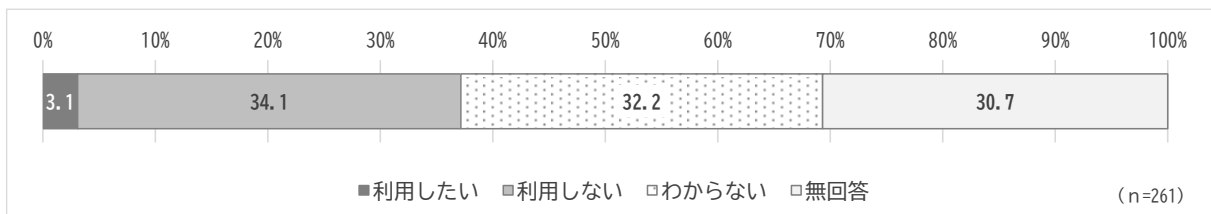
㊹訪問入浴サービス事業

「利用している」は1.5%、今後3年以内に「利用したい」は3.1%となっています。

現在の利用状況



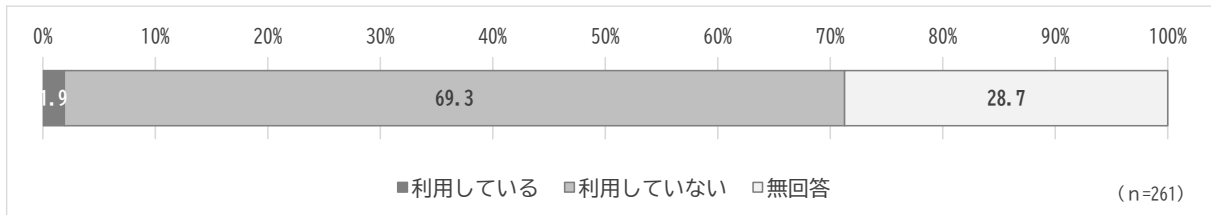
今後3年以内の利用意向



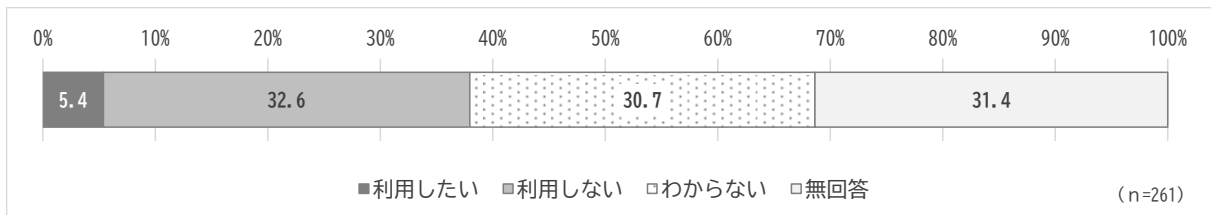
③ 日中一時支援事業

「利用している」は1.9%、今後3年以内に「利用したい」は5.4%となっています。

現在の利用状況



今後3年以内の利用意向

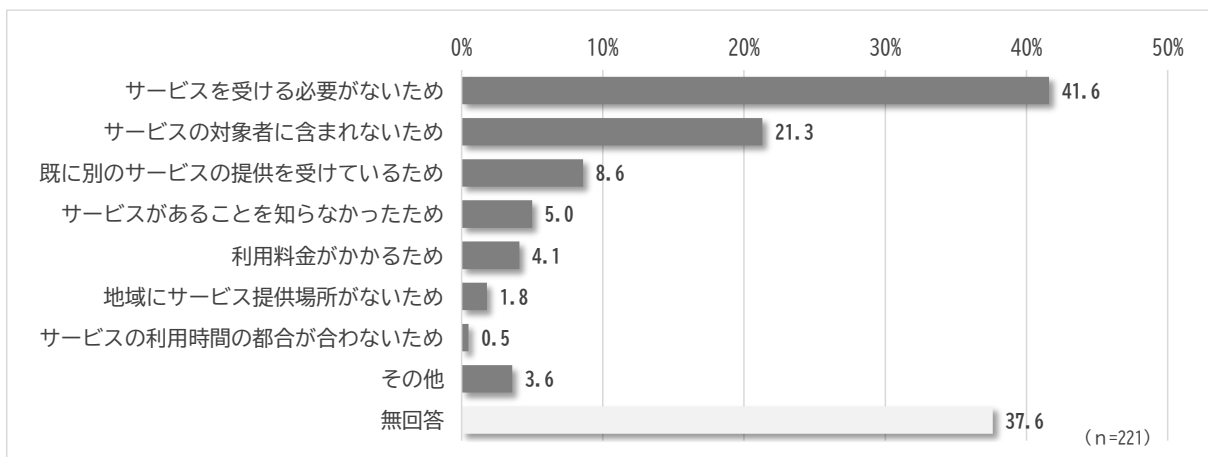


問41 障害福祉サービス未利用の理由

問40で障害福祉サービス等を現在「利用していない」または、今後3年以内に「利用しない」と回答した方のみ

その理由は何ですか。(複数回答)

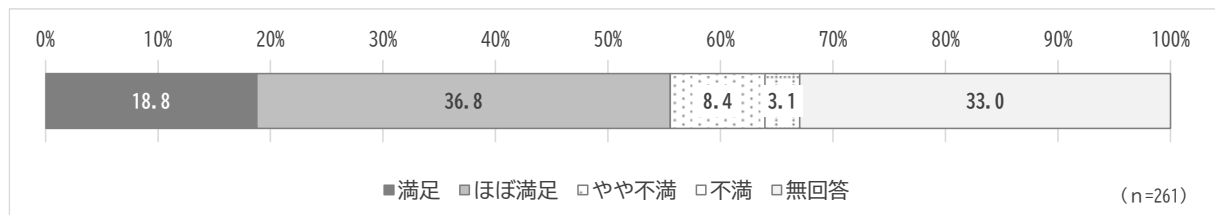
「サービスを受ける必要がないため」が41.6%と最も高くなっています。



問 42 障害福祉サービスの満足度

問 42 あなたは関川村の障害福祉サービスに満足していますか。

「満足」と「ほぼ満足」を合わせると 55.6%となっています。



問 43 満足度の理由

問 42 の理由をお教えてください。

●満足、ほぼ満足の理由

- ・役場や相談員の方が親身になって支援してくださるので大変助かっている。
- ・個人に対しての配慮がよく、よい関係が保たれている。
- ・タクシーやゆーむの優待券の配布があり助かっている。
- ・現在は支援・サービスを受ける必要はないが、今後困った場合に相談できる機関があるのありがたい。
- ・献身的に支えてもらっていると感じる。
- ・希望が叶うよう考えてくれている。

●やや不満、不満の理由

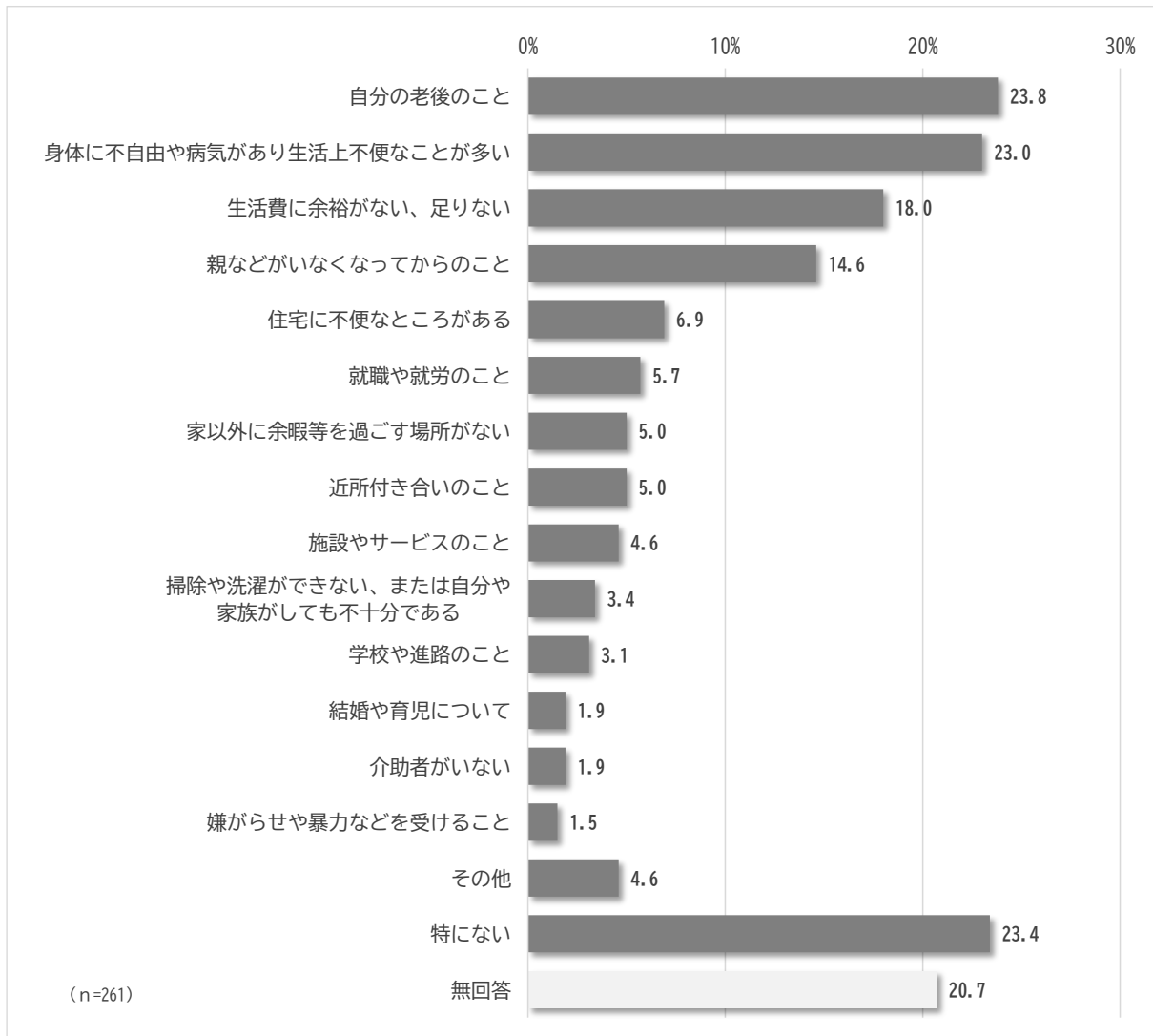
- ・もう少しいろいろなサービスがあるといい。
- ・タクシー券を村外のタクシーでも利用できるようにしてほしい。
- ・デマンド交通を充実させてほしい。降車場を増やしてほしい。
- ・支援や医療費補助が年々少額となり、形ばかりになっている。

(オ) 相談相手などについて

問 44 心配なこと

問 44 あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか。(複数回答)

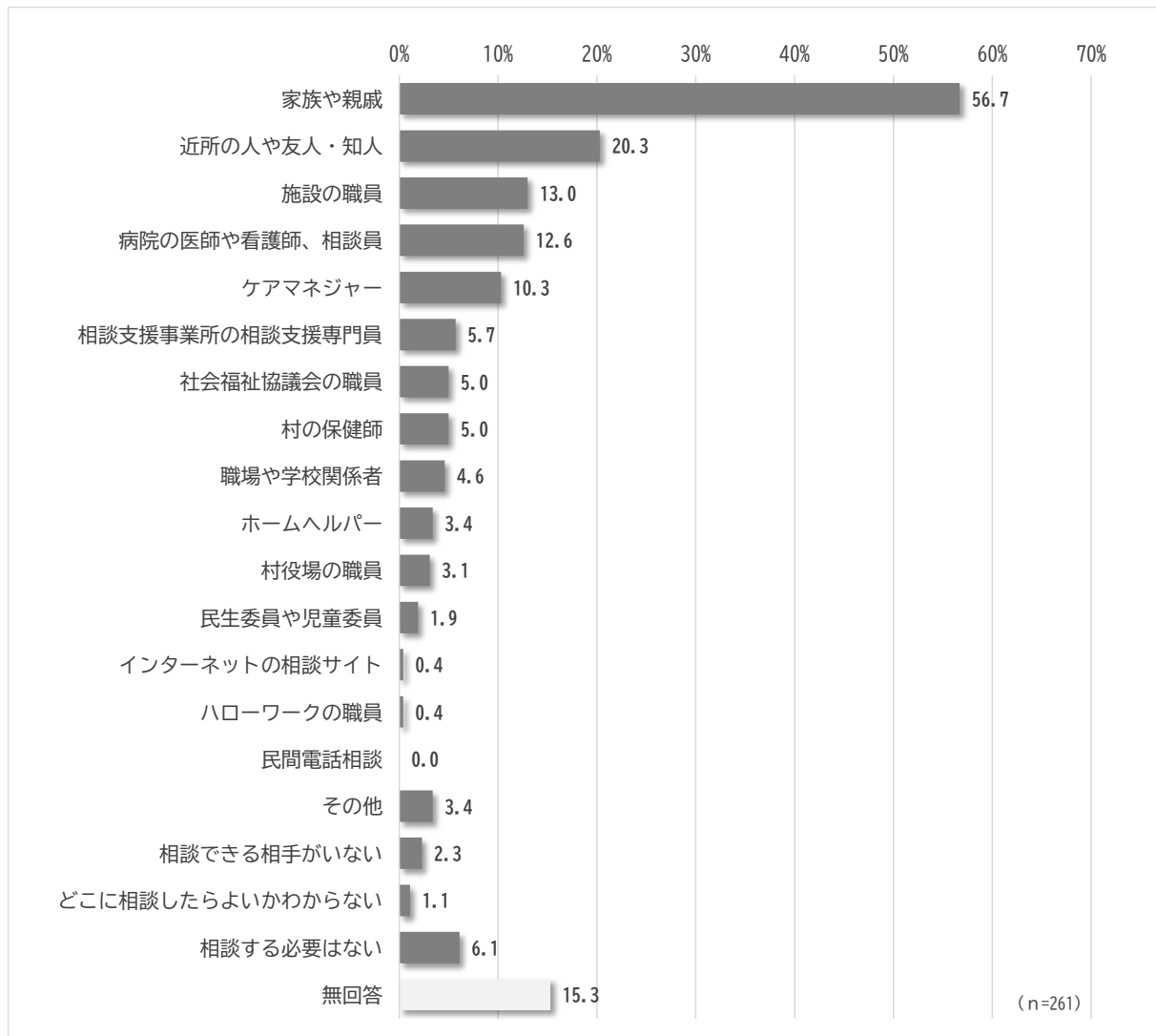
「自分の老後のこと」が23.8%と最も高く、次いで「身体に不自由や病気があり生活上不便なことが多い」が23.0%、「生活費に余裕がない、足りない」が18.0%などとなっています。一方で「特にない」が23.4%となっています。



問 45 相談先

問 45 あなたは悩みや不安を、誰に（どこに）相談していますか。（複数回答）

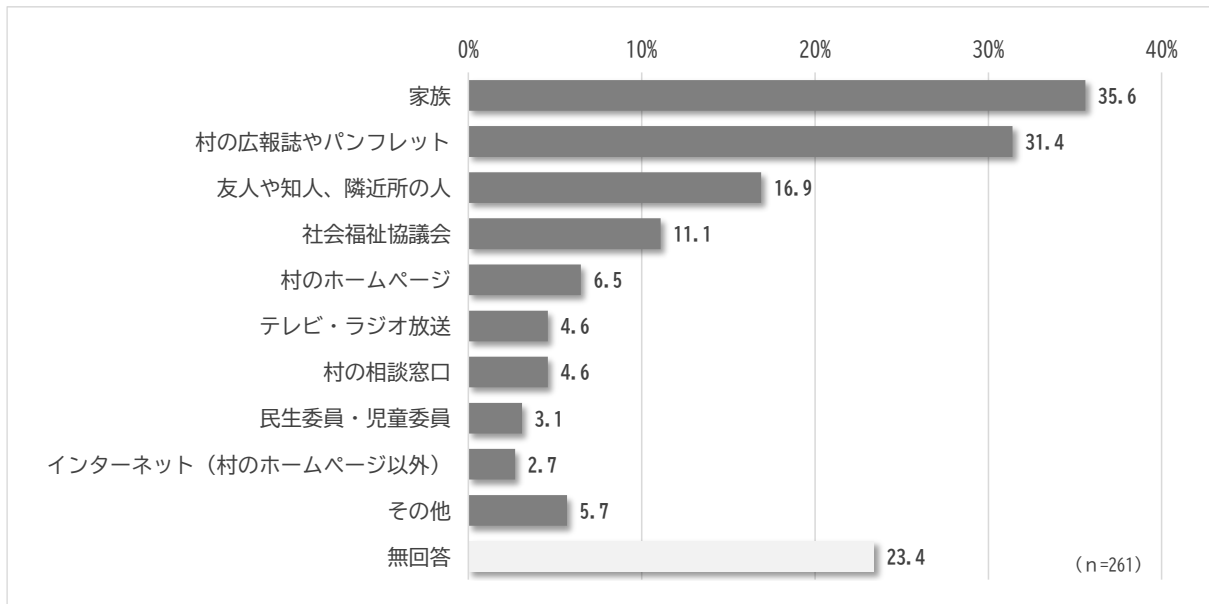
「家族や親戚」が 56.7%と特に高く、次いで「近所の人や友人・知人」が 20.3%、「施設の職員」が 13.0%などとなっています。



問 46 福祉に関する情報の入手先

問 46 あなたは村の福祉に関する情報を、どこから得ることが多いですか。(複数回答)

「家族」が35.6%と最も高く、次いで「村の広報誌やパンフレット」が31.4%などとなっています。

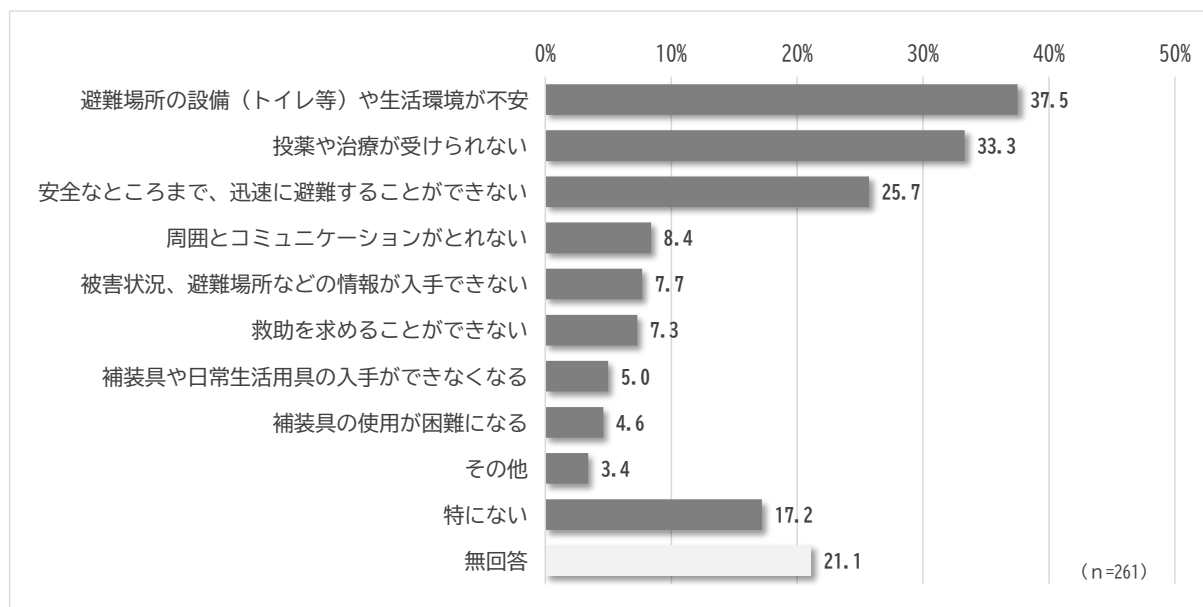


(カ) 災害時の避難などについて

問 47 災害時に困ること

問 47 水害や地震等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

「避難場所の設備（トイレ等）生活環境が不安」が 37.5%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 33.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 25.7% などとなっています。



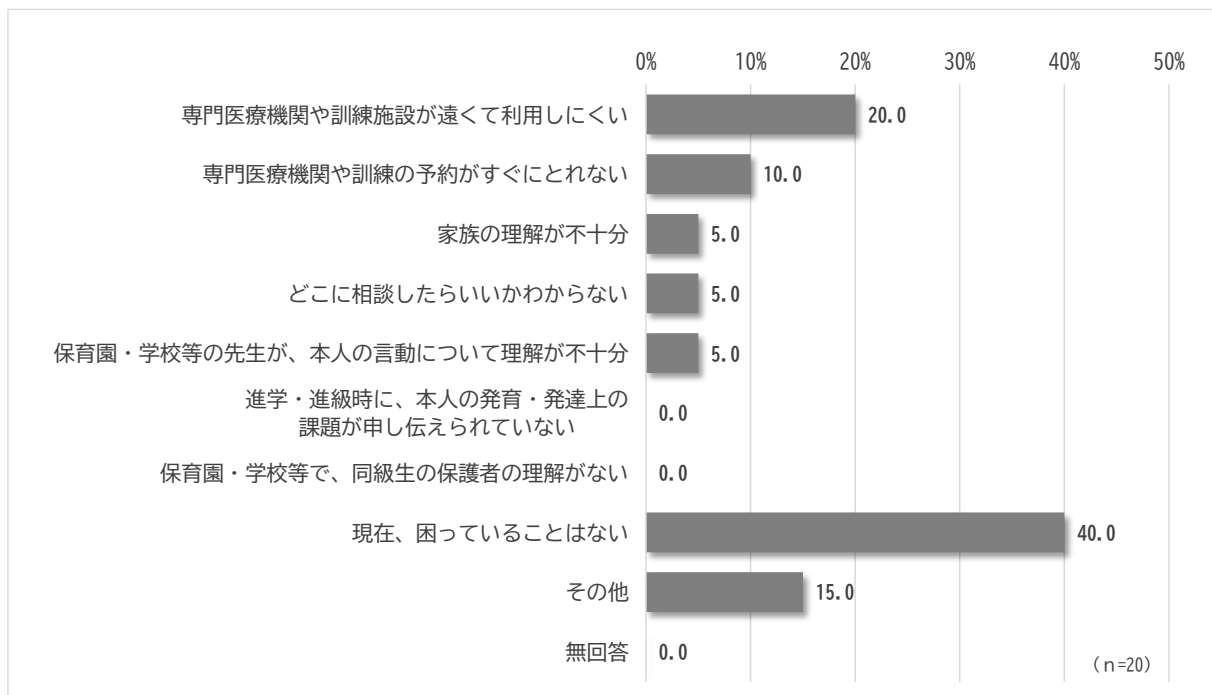
(キ) 障がいのある子や保護者について

問 48 発育・発達に関する困りごと

18歳未満の方のみ

問 48 ご本人の発育・発達の相談に関すること、専門医療機関・訓練施設に関することで、現在、困っていることはありますか。(複数回答)

「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」が20.0%と最も高い一方、「現在、困っていることはない」が40.0%となっています。



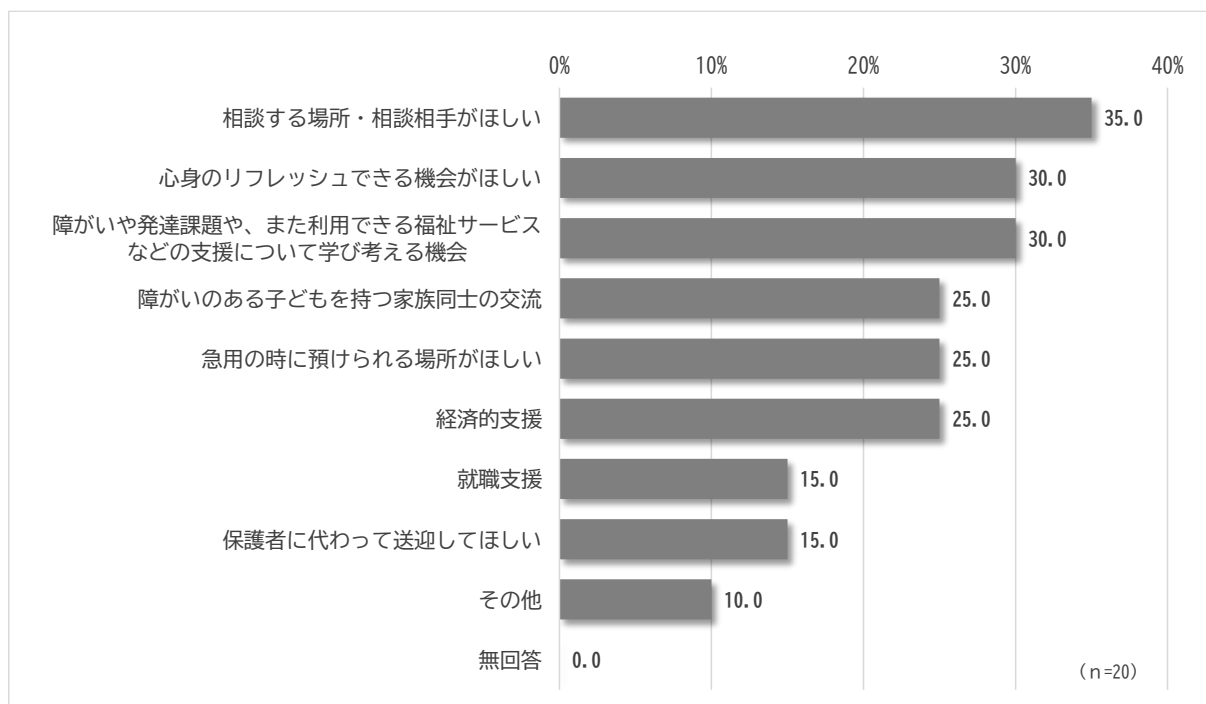
※「その他」は漠然とした不安などとなっています。

問 49 サポート者が支援してほしいこと

18歳未満の保護者の方のみ

問 49 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(複数回答)

「相談する場所・相談相手がほしい」が35.0%と最も高く、次いで「心身のリフレッシュできる機会がほしい」、「障がいや発達課題やまた利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会」がともに30.0%などとなっています。

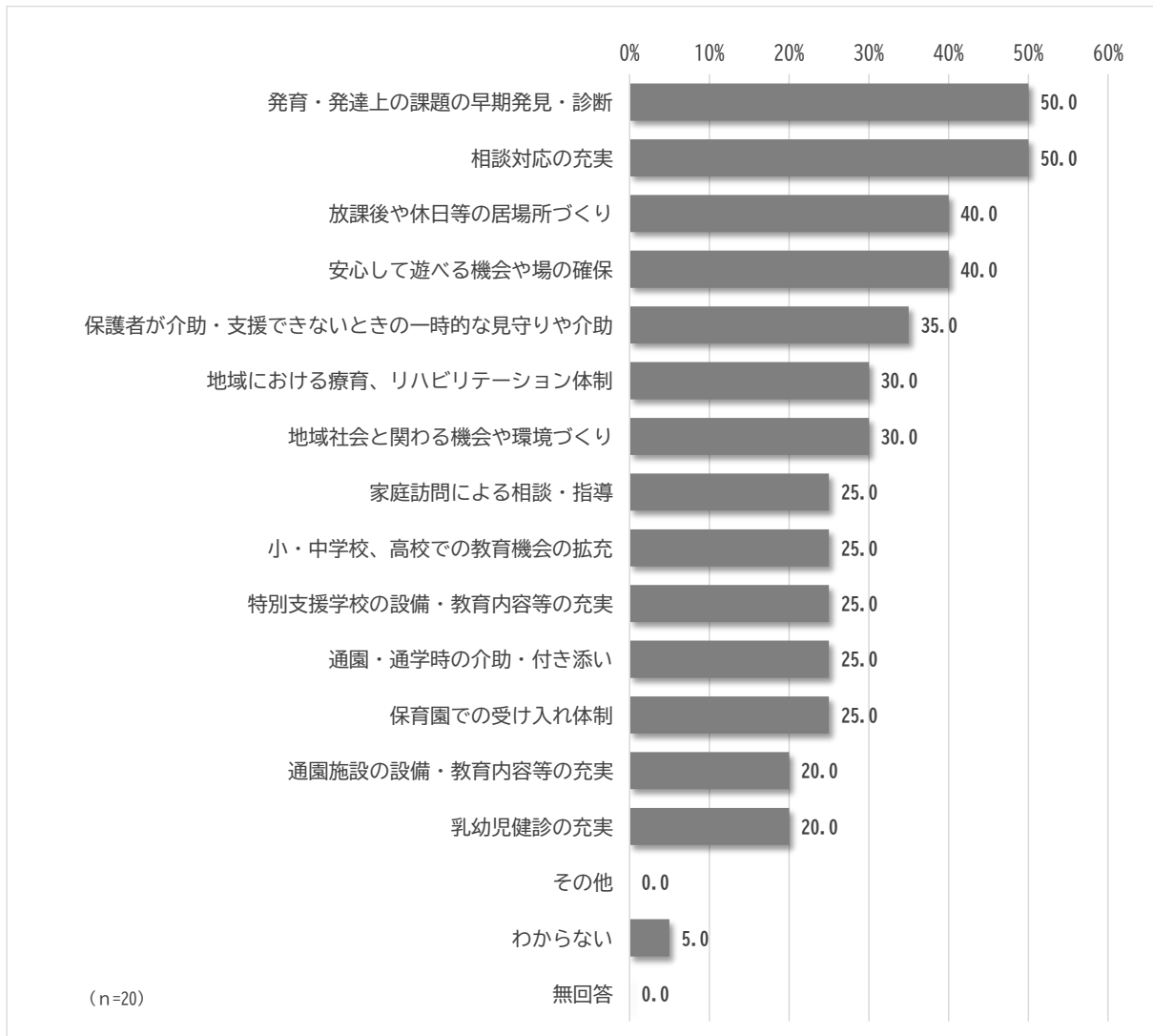


問 50 障がいのある子どもに特に重要なもの

18歳未満の方のみ

問 50 障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか。(複数回答)

「発育・発達上の課題の早期発見・診察」、「相談対応の充実」がともに 50.0%と最も高く、次いで「放課後や休日等の居場所づくり」、「安心して遊べる機会や場の確保」がともに 40.0%などとなっています。



■自由意見

福祉サービスを利用して良かった点を、お聞かせください。 また、何か困っていることなどがあればご自由にお書きください。

項目	主な意見内容	概ね件数
福祉サービスや制度について	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネさんを通じてお世話になり大変感謝している。分からないことが多々あり、老人でも分かりやすく知らせてもらえるとうれしい。 ●通院時の移動費補助があれば助かる。医療費の無料化。全行政（国県村）の提出物が多すぎる。簡易にしてほしい。 ●短期入所をしたくてもなかなかできない。利用枠を増やしてほしい。受診時における送迎・介護のNPO法人やボランティアを充実させてほしい。 ●ケアマネがいるので、利用したいサービスはすぐ利用できる。相談できるのもよい。しかしまだまだ小児が利用しやすいサービスや人材は整っていないと思う。 	12
福祉のまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●母が世話になっている福祉施設（ゆうあい）の職員の皆さんがとても親切で感謝している ●通所している。作業所と家の往復だけでは楽しみが少なく、余暇活動ができる場所が村にあるとよい。 ●村に障がい者雇用の会社が少ない。 	8
日常生活について	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の手を借りて日常生活に不自由はないが、家族が病気になったり外泊して不在になると困る。一時的にすぐ受け入れてもらえる所があると安心。 ●収入を得るため仕事はしたいが、自分に合った仕事がなく、体調がいつもよいわけではないので難しい。 	4
アンケート調査について	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートの年齢欄は年齢ではなく年代にしてほしい。個人情報心配。 ●アンケートは高齢者には大変。 	4
お子様や家族について	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の支援級に通っているが、先生方がとてもよく対応してくださり助かっている。放デイができると更にありがたい。 	3
災害など緊急事態の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ●何かあった時、助けを求められる人がいない。 	2
保険・医療について	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費の補助が助かる。親がいなくなる前に備えることを知りたい。 	1
移動手段について	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車カード・タクシー券・ETC補助は助かる。避難時は徒歩で中学校への非難は無理なので、車での移動を希望の車いすなので、病院などの送迎を村に頼みたい 	1
情報について	<ul style="list-style-type: none"> ●つなぐ会や岩くすの里に行ってみたく、どうやって行ったらいいかわからないので教えてほしい。 	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年度、自立医療受給者証継続の申請用紙の郵送が遅かったため、有効期限が切れてしまい、受診料が高額になった。年度が変わったら早急に郵送してもらいたい。 	1

(3) 主な分析結果

主な項目の調査結果についてとりまとめました。

※以下の文中にある「分類」とは、今回の調査対象となっている①身体障害者手帳所持者・②療育手帳所持者・③精神障害者保健福祉手帳所持者・④手帳を持っていない方（サービス利用者及び自立支援医療受給者の方）の4分類のことで

①回答者について

全体に「本人（調査票のあて名の方）」による回答が54.8%と最も高くなっています。このうち、療育手帳の所持者は「家族や介助者（本人の意見を聞いて）」や「家族や介助者や施設職員（本人の意見を確認することは難しい）」など、家族や介助者、施設職員が代理として回答した割合が合わせて67.5%と他の分類より高くなっています。このことから療育手帳所持者の回答には、家族や施設職員の意見がある程度反映されているものと推察されます。

②主な介助者について

主な介助者について、身体障害者手帳の所持者では「配偶者」「子どもの配偶者」、療育手帳の所持者では「父母」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「父母」「兄弟姉妹やその配偶者」「ホームヘルパー」、手帳を持っていない方は「父母」が最も高くなっています。

介助者の年齢は50歳代～70歳代の割合が高く、特に60歳代以上の割合は合わせて48.3%と介助者の高齢化が顕著となっています。このため、介助による心身の負担の軽減など介助者への支援体制の充実が望まれます。

③現在及び今後の暮らしについて

現在の暮らしについては、すべての分類で「家族と暮らしている」の割合が最も高くなっています。

また、今後の暮らしについても、すべての分類で「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっており、将来、主な介助者が高齢等により介助できなくなった場合の具体的な見通しが不透明な方が一定数含まれていると考えられ、また在宅サービスの充実が望まれます。

④外出について

外出の頻度については、「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」を合わせた割合は74.8%と活動的な方の割合が多くなっています。

一方、外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が最も高くなっており、外出時の移動手段を確保することが重要と思われます。

⑤就労について

就労については、「働いていない」と回答した割合は66.3%と最も高くなっています。

一方、就労支援に必要なものとしては、「通勤手段の確保」「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」などが回答の上位に挙げられていることから、障がいについての周知・啓発が一層必要と思われます。さらに、障がい者のニーズに応じた多様な就労の場の確保や、就労を促進するための相談・情報提供・職場の理解など働きやすい環境の整備も重要と考えます。

⑥相談相手について

悩みや不安の相談相手については、身近な相談相手である「家族や親族」が56.7%と最も高くなっています。

一方、「相談できる相手がいない」または「どこに相談したらよいかわからない」と回答した方の割合が合わせて3.4%となっており、相談しにくい内容でも話がしやすい窓口などの体制の充実が望まれます。

⑦福祉に関する情報の入手先について災害時の避難などについて

福祉に関する情報の入手先としては「家族」の割合が最も高くなっており、次いで「村の広報誌やパンフレット」となっています。情報提供については、今後も手段・内容共に充実させることや、障がい者のニーズに応じた多様な媒体により、サービスの利用促進を図ることが重要と思われます。

⑧災害時の避難などについて福祉に関する情報の入手先について

災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が37.5%、「投薬や治療が受けられない」が33.3%といずれも3割を超えています。また、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が25.7%となっており、一人ひとりが対応方法を事前に確認していくことが重要と思われます。

⑨福祉サービスについて

福祉サービスでは、ほぼすべてのサービスについて「利用している」より「利用したい」割合が高くなっています。

今後の利用意向の割合が高い障がい福祉サービスは、「計画相談支援」（14.6%）となっています。また、障害児福祉サービスでは「障害児相談支援」（50.0%）の割合が高くなっています。

障害福祉サービスの満足度については、「満足」「ほぼ満足」を合わせると55.6%となっており、理由の多くに村役場や施設に対して感謝しているとの回答が挙げられています。

第3章 第4期障がい者計画

1 基本理念

国では近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい福祉向上のための様々な法整備が行われています。

本村では、障がい者福祉の基本施策として、障害者基本法に基づく「関川村障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの考え方を基本に、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域の中で自立し、自分らしく暮らせる地域社会づくりを推進してきました。

本計画は、関川村に住むすべての障がいのある人や家族が、安心して暮らせる福祉の村づくりを推進し、誰もが自立して自分らしく生きることのできる共生社会の実現を目指していくための計画であり、村民と、行政、関係団体、関係機関が一体となって推進するための指針として策定したものです。

村では「障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるむらづくり」を基本理念とします。

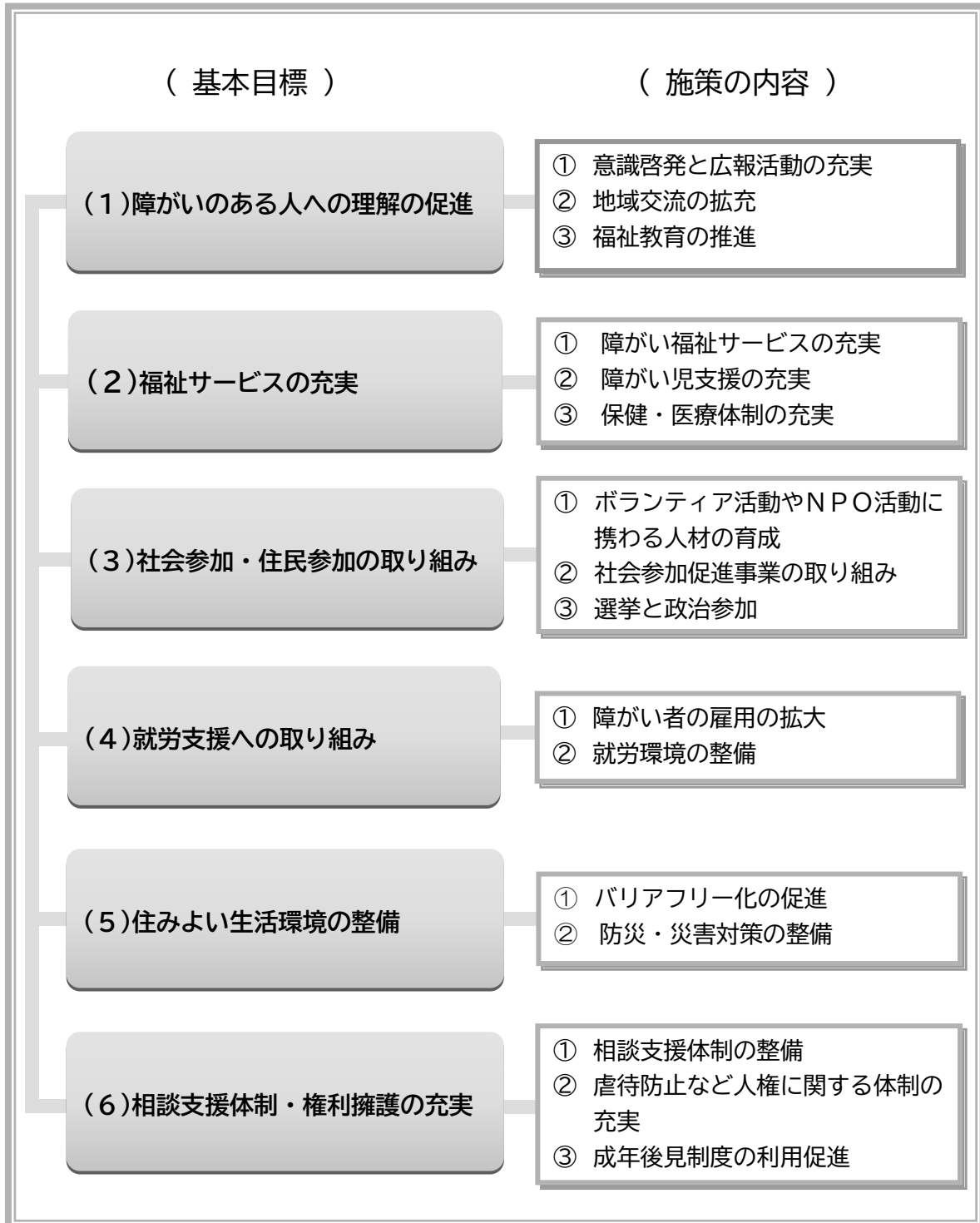
2 基本目標

「障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるむらづくり」と掲げた本計画の基本理念を実現するために取り組むべき主要施策を次のとおりとします。

- (1) 障がいのある人への理解の促進
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 社会参加・住民参加の取り組み
- (4) 就労支援への取り組み
- (5) 住みよい生活環境の整備
- (6) 相談支援体制・権利擁護の充実

3 施策の体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。



4 施策の展開

(1) 障がいのある人への理解の促進

施策の内容	詳細
①意識啓発と広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、研修会に参加するなど、職員等における障がい者理解の促進に努めます。 ○障がい者を理由とする差別の解消に向け、村民や事業者に対して、周知啓発に努めていきます。 ○「関川村における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」において、関川村職員が障がいのある方に対して、合理的な配慮等の対応力向上を目指します。 ○村のホームページ（インターネット）を活用して本計画を公表するなど村民に対する啓発を進めるほか、広報紙やパンフレットを活用した福祉・保健・医療に関するサービスの周知を図ります。 ○障がいをもつ方や、その家族、施設関係者等に向けた情報提供や、講演会等の紹介を行います。 ○村民が、手話言語の重要性に対する理解を深めることができるよう啓発に努め、手話言語の普及を図ります。 ○関川村社会福祉協議会の取り組み「音訳ボランティア事業」を通して、障がいのある方が情報を得る手段の環境整備を支援します。
②地域交流の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がい者と地域住民との交流機会の拡大を図ります。 ○障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備を推進します。 ○障がいのある人もない人も、社会で孤立せず暮らせる環境を整備するため、居場所づくりに努めます。 ○家族会、自主団体等への協力・支援を行います。
③福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会や福祉団体等の各種行事を利用し、障がいや障がい者についての周知を図るなど、広く村民の意識高揚を図ります。 ○障がいのある人を取り巻く問題を含めた人権に対する理解と認識を高めるため、学校等における福祉教育を推進します。 ○関川村社会福祉協議会の「ふくし体験」を支援し、幼少期から青年期にかけ、体験を通して障がいの理解を深めます。教育機関と連携を強化し、インクルーシブ教育を推進します。 ○「ふれあい福祉健康フェア」等のイベントの開催を行い、福祉体験などを通じて、福祉への関心を高めることができるよう、福祉教育を推進します。 ○障がいのある人が障がいを受け入れる過程への理解と、自立に向けたリカバリー（回復）の理解について学ぶ機会を設けるとともに支援を行います。

(2) 福祉サービスの充実

施策の内容	詳細
<p>①障がい福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズおよび実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活または社会生活を営む上での、居宅介護の支援を行うとともに、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の新規参入を促進します。また、短期入所および日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。 ○地域で安心して障がい福祉サービスを利用できるよう、必要なサービスの確保に向けて事業者との連携を図るとともに、専門人材の確保や人材の育成について、県や近隣市町村との連携を図ります。 ○地域生活支援事業は、障がい者のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図ります。 ○障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援や地域共生社会の実現に向けた取り組みについて、共生型サービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立など適切な支援の在り方を検討していきます。 ○障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付または貸与および用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
<p>②障がい児支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるよう支援に努めます。 ○障がい児を受け入れる保育園のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障がい児の保育園での受け入れを、今後も促進していきます。また、保健師との連携による障がいの早期発見にも努めます。 ○障がい児の発達を支援する観点から、発達障がいの理解と促進に努めます。また、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業時まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 ○障がい児の関川村学童保育所での受け入れや、放課後デイサービス事業所と情報共有を図り、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりに努めます。 ○児童福祉法に基づき、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援を提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい児の放課後等デイサービス等の適切な支援を行います。

施策の内容	詳細
	<p>○関川村相談支援ファイル「ぱすのーと」を活用して、各ライフステージにおいてスムーズな情報の引継ぎ・共有を図るとともに、子どもが一貫したよりよりサポートを受けやすくなるよう努めます。</p>
<p>③保健・医療体制の充実</p>	<p>○障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。また、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防およびその対応に努めます。</p> <p>○各種健診において、子どもの成長発達の節目における健診を実施し、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。</p> <p>○妊産婦健診、乳幼児および児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病などの早期発見及び治療、早期療養を図ります。</p> <p>○早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し相談機能の強化を図ります。</p> <p>○手話通訳者等の派遣、移動支援などの福祉サービスの適切な利用を促進し、また福祉タクシー等の事業により、医療機関等を利用しやすい環境を引き続き整備します。</p> <p>○障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費、重度心身障害者医療費、精神障害者医療費等の助成を行います。</p> <p>○関川村社会福祉協議会の取り組み「お届けお昼ごはん事業」により、障がいのある人が在宅で安定した食事を確保できるよう支援します。</p> <p>○家族介護者等の介護負担軽減のため、レスパイト(※)事業の体制を充実させます。</p> <p>(※)レスパイト・・・「休憩」「息抜き」「小休止」という意味。在宅で介護をするご家族などが一時的に休息をとれるようにする支援。</p>

(3) 社会参加・住民参加の取り組み

施策の内容	詳細
<p>①ボランティア活動やNPO活動に携わる人材の育成</p>	<p>○児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。またNPO、ボランティア団体等、障がい者も含め、多様な主体による障がい者のための取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。</p>

施策の内容	詳細
①ボランティア活動やNPO活動に携わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進し、指導者的人材を育成します。 ○障がい者支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。
②社会参加促進事業の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス事業所等で製作された物品等の販売活動を支援し、販売活動を通して地域とのつながりを得られるよう努めていきます。 ○障がい者の就労機会の促進および地域の障がい者に対する理解を深めるため、就労機会の提供を行った「指定事業所」に奨励金の支給を引き続き行います（社会参加促進事業の継続）。
③選挙と政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙公報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、点字による選挙公報の作成やふりがなをつけるなどの対策をとるほか、手話による広報活動などに努めるとともに、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実を図ります。 ○障がい者の投票を支援するため、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善を図ります。また視覚障がいや聴覚障がいなど、それぞれの障がい者に対応した投票方法について、県と連携を図り対策を進めます。 ○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施を進めるとともに、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

(4) 就労支援への取り組み

施策の内容	詳細
①障がい者雇用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の雇用が促進されるようハローワークや商工会議所等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけることができるよう支援を行います。 ○障がい者雇用率の確保を目指し、村などの公的機関における事務や作業などについて障がいのある人の雇用を行います。 また村内の事業所に対しても、障がい者の雇用を呼びかけていくとともに、環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行っていきます。
②就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用・労働に関する施策との連携により、障がい者の雇用促進と就労後の定着化を促進します。 ○職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業との連携を図ります。 ○トライアル雇用事業との連携を図ります。 ○職親委託制度の推進をします。

(5) 住みよい生活環境の整備

施策の内容	詳細
①バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づき建物のバリアフリー化を進めます。 ○バスなどの公共交通機関のバリアフリー化を求めています。
②防災・災害対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に障がい者に対して、適切に情報を伝達できるように民間事業者の協力を得て、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。 ○村地域防災計画に基づき、障がい者など避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制について検討します。 ○障がい者などの避難行動要支援者の災害時の収容を想定して、福祉避難所を設定し、避難方法について検討を行います。 ○障がい者を含む避難行動要支援者台帳への登録を行うとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう誰が誰をどのように助けるのか、自治会などとも協議し、具体的な避難方法について検討します。 ○避難行動要支援者の中で、医療的ケア児など特に支援が必要な方に対して個別避難計画を作成し、災害時に迅速に避難ができるよう事前に検討・対策を進めています。 ○音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行える「Net119」の普及啓発に努めています。 ○障がい者などが安全に避難できるよう各地域に「防災・ささえあいマップ作り」を促進し、自助・互助の取り組み強化に努めます。 ○障がい者世帯に対して、冬季の雪下ろしや除雪支援を行います。

(6) 相談支援体制・権利擁護の充実

施策の内容	詳細
①相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる総合的な相談支援体制の構築に努めます。 ○障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを推進します。 ○身近な相談窓口で地域に密着した適切な支援を行うため、村上・岩船地域自立支援協議会を中心に、障がい者一人ひとりの状況に応じて、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。また、下越圏域内の福祉施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支援を行います。

施策の内容	詳細
①相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の生活、施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談支援事業を行います。また、精神障がいのある人やその家族の相談にも対応できるように精神保健福祉士等による相談体制の整備に取り組みます。 ○重層的支援体制整備事業における「総合相談窓口」を関川村社会福祉協議会に設置し、障がい者を含めた相談をワンストップ対応できる体制を整備します。また、身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、専門の窓口を役場に設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。 ○地域の身近な相談者として民生委員・児童委員と連携を図るため、必要な調整や援助を行います。 ○発達障がいや高次脳機能障がいについて、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、情報発信の充実を図ります。 ○難病患者の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進します。
②虐待防止など人権に関する体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待への適切な対応の確保と、虐待を起こさない環境の醸成に努めます。 ○障害者虐待防止法の理解を深め、虐待に対する通報義務等の周知に努めていきます。 ○虐待の予防、早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の整備を進めます。
③成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がい、精神障がい、または発達障がいなどにより、判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修会等の参加を促進します。 ○関川村社会福祉協議会の取り組み「日常生活自立支援事業」と連携し、福祉サービスの利用援助手続きや日常的な金銭管理を必要とする人への適切な利用を促進します。 ○中核機関を整備し、権利擁護における地域連携ネットワークの強化に努めます。

第4章 第7期障がい福祉計画

1 第7期計画（令和8年度）に向けた数値目標

国が定める基本指針に即して、令和8年度末の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減する。

●目標設定

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	10人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数 (B)	9人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和8年度末の入所者削減 見込み(C)	1人	入所者数にかかる差引減少見込み 数(C = A - B)
	10%	削減率(C / A × 100)
【目標値】 地域生活移行者数(D)	1人	入所施設からグループホーム等へ 移行した者の数
	10%	地域移行率(D / A × 100)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、医療、障害福祉・介護などの福祉関係者による包括的支援体制を協議します。

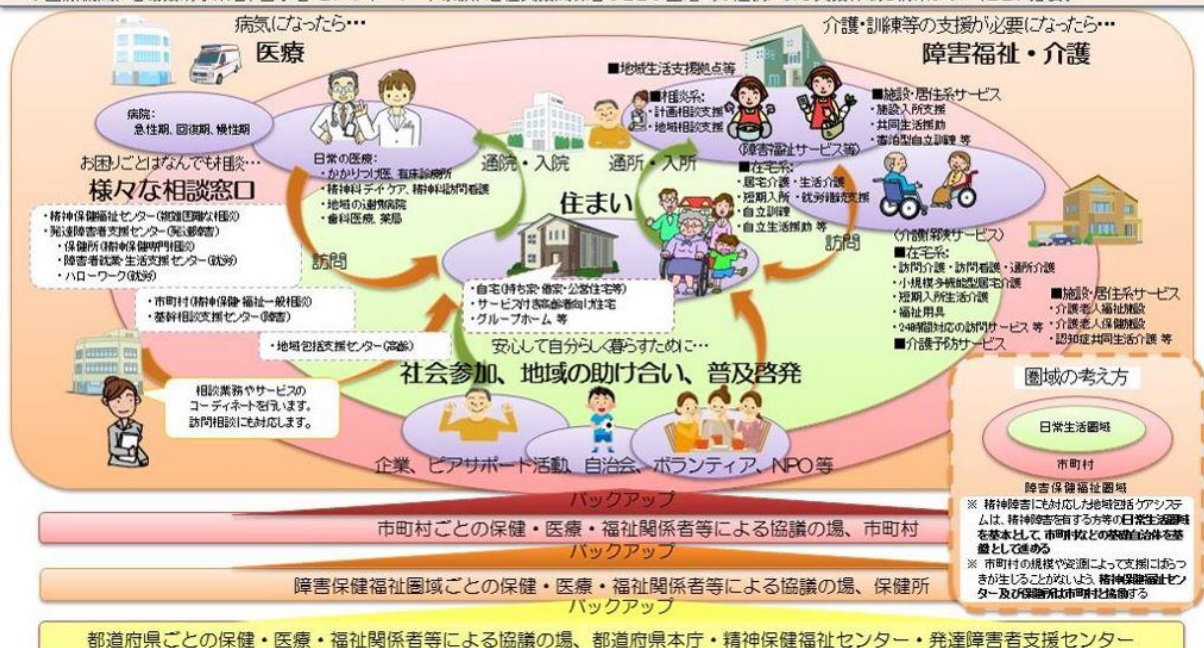
なお、成果目標の設定は新潟県で行います。

●活動指標

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

「地域生活支援拠点」とは、障がい者の地域生活を支援する機能、相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、地域の体制づくり等を行う拠点のことをいいます。

① 地域生活支援の充実

● 国の基本指針

- ・ 目標年度末（令和8年度末）までに各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能充実のためコーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ・ 年1回以上、支援実績等の踏まえた検証・検討を実施する。

● 目標設定

項目	数値	考え方
目標年度末までの地域生活支援拠点の確保	1か所	令和8年度末までに整備を行います。
目標年度末までのコーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の整備を行います。
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	年1回	令和6年度から令和8年度までの間、年1回以上の検証・検討を実施します。

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

● 国の基本指針

- ・ 目標年度末（令和8年度末）までに、各市町村または圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

● 目標設定

項目	数値	考え方
目標年度末時点での支援体制の有無	体制有	令和8年度末までに状況や支援ニーズの把握を行うとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和8年度における成果目標を設定します。

● 国の基本指針

・ 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。

① 就労移行支援事業：1.31倍以上

② 就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上

③ 就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

● 目標設定

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】目標年度（令和8年度）の一般就労移行者数（B）	3人	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
	-	移行割合（B/A）
（就労移行支援事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（C）	0人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
【目標値】目標年度（令和8年度）の一般就労移行者数（D）	1人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	-	移行割合（D/C）
令和4年度の就労移行支援事業所数（E）	0か所	直近の年度末における就労移行支援事業所数
【目標値】目標年度（令和8年度）の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（一般就労移行者数（F）） ※目標値 = F/E	0か所	令和8年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所数

(就労継続支援 A 型事業)	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数 (G)	0人	令和3年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労者数
【目標値】目標年度(令和8年度)の一般就労移行者数 (H)	1人	令和8年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労者数
	-	移行割合 (H / G)
(就労継続支援 B 型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (I)	0人	令和3年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数
【目標値】目標年度(令和8年度)の一般就労移行者数 (J)	1人	令和8年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数
	-	移行割合 (J / I)

② 就労定着支援事業の利用者数

● 国の基本指針

- ・ 目標年度(令和8年度)における就労移行支援事業等の利用者数を、令和3年度実績の1.4倍以上とすることを基本とする。

● 目標設定

項目	数値	考え方
目標年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者数
【目標値】(A)のうち、就労定着支援事業利用者数 (B)	1人	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者数
	-	移行割合 (B / A)

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

● 国の基本指針

- ・ 目標年度(令和8年度)において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

● 目標設定

項目	数値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数

【目標値】令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所の数（B）	0か所	令和8年度末の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の数
	-	移行割合（B/A）

(5) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

- ・目標年度末（令和8年度末）までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域における相談支援体制の強化を図ります。

●目標設定

項目	数値	考え方
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	0箇所	地域づくりを担う基幹相談支援センターの設置
項目	数値	考え方
目標年度末時点での相談支援体制の強化を図る体制の有無	体制有	地域の相談事業所に対する訪問実施により、専門的な指導・助言、人材育成等を行います。
目標年度末時点での個別事情の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	体制有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施等を行います。

【活動指標】

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施	1回	1回	1回
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）および参加事業者・機関数	4件	4件	4件
	9団体	9団体	9団体
協議会の専門部会の設置数および実施回数（頻度）	6部会	6部会	6部会
	18回	18回	18回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

- ・目標年度末（令和8年度末）までに都道府県および市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

●目標設定

項目	目標値	考え方
目標年度末時点での障がい福祉サービスの質の向上させるための取組を実施する体制の有無	体制有	新潟県が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などについて協議の場を設置します。

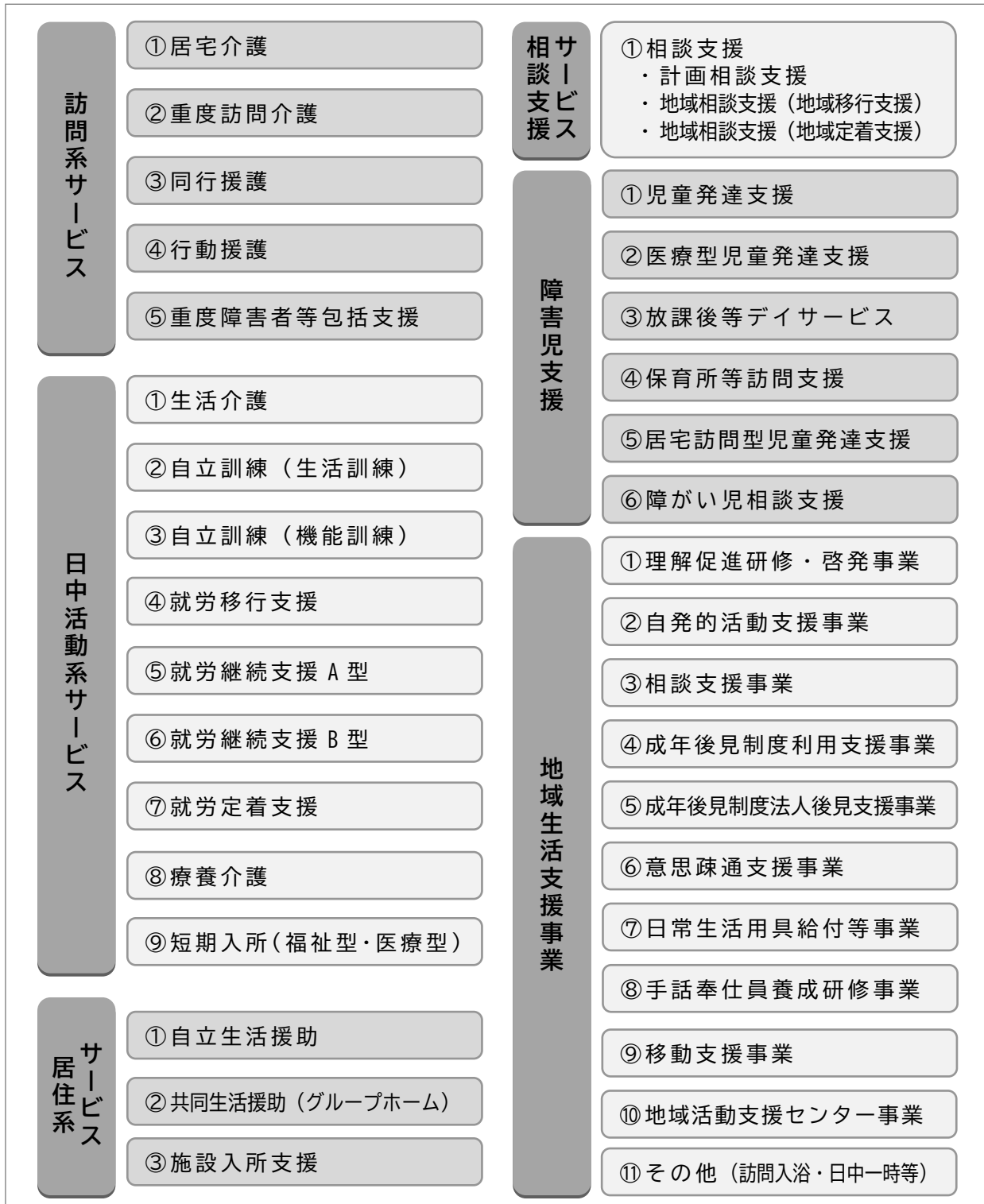
【活動指標】

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
新潟県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回

2 障がい福祉サービスの体系

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援サービス」「地域生活支援事業」および「児童福祉法による障害児支援サービス」となっています。

〔障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系〕



3 障がい福祉サービス利用実績と見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーの派遣により、自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。

※対象者：障害支援区分1以上の方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	130	130	130	200	200	200
	実績	200	163	197	—	—	—
	計画比	153.8%	125.4%	151.5%	—	—	—
人数	見込量	13	13	13	12	12	12
	実績	14	15	8	—	—	—
	計画比	107.7%	115.4%	61.5%	—	—	—

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者及び精神障がい者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

※対象者：障害支援区分4以上で一定の要件に該当する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	0	0	0	2	2	2
	実績	2	1	2	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1	2	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある方に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

※対象者：一定の要件に該当する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	0	0	0	2	2	2
	実績	0	2	2	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	0	1	2	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人に対し、危険を回避するために必要な支援および外出支援を行います。

※対象者：障害支援区分3以上で一定の要件に該当する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方で、その程度が著しく高い人を対象に、居宅介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立支援、就労継続支援など複数のサービスを包括的に行います。

※対象者：障害支援区分6で一定の要件に該当する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※対象者：障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上で一定の要件に該当する方

50歳以上の場合に限って障害支援区分2も利用可

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	326	326	326	255	255	255
	実績	281	278	270	-	-	-
	計画比	86.2%	85.3%	82.8%	-	-	-
人数	見込量	21	21	21	17	17	17
	実績	16	18	16	-	-	-
	計画比	76.2%	85.7%	76.2%	-	-	-

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象に、自立した生活を営めるよう身体機能・生活能力の向上に資する訓練を行います。

※対象者：入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

③自立訓練（生活訓練：日中）

精神障がい者や知的障がい者を対象に、自立した生活を営めるよう日中に身体機能・生活能力の向上に資する訓練を行います。

※対象者：入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	68	68	68	44	44	44
	実績	36	37	39	-	-	-
	計画比	52.9%	54.4%	57.4%	-	-	-
人数	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	3	3	3	-	-	-
	計画比	75.0%	75.0%	75.0%	-	-	-

④ 自立訓練（生活訓練：夜間）

精神障がい者や知的障がい者を対象に、自立した生活を営めるよう宿泊型により、身体機能・生活能力の向上に資する訓練を行います。

※対象者：入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	58	58	87	58	58	58
	実績	34	39	40	—	—	—
	計画比	58.6%	67.2%	46.0%	—	—	—
人数	見込量	2	2	3	2	2	2
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	50.0%	50.0%	33.3%	—	—	—

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識の習得および能力向上のための訓練を一定期間行います。

※対象者：就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	16	16	16	54	54	54
	実績	3	35	25	—	—	—
	計画比	18.8%	218.8%	156.3%	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	3	3	3
	実績	1	2	2	—	—	—
	計画比	100.0%	200.0%	200.0%	—	—	—

⑥ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
 ※対象者：企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、
 継続的に就労することが可能な65歳未満の方等

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	32	32	32	16	16	16
	実績	16	11	0	—	—	—
	計画比	50.0%	34.4%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	1	1	0	—	—	—
	計画比	50.0%	50.0%	0.0%	—	—	—

⑦ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な人を対象に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

※対象者：就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	368	368	368	357	357	357
	実績	336	325	347	—	—	—
	計画比	91.3%	88.3%	94.3%	—	—	—
人数	見込量	21	21	21	21	21	21
	実績	20	19	19	—	—	—
	計画比	95.2%	90.5%	90.5%	—	—	—

⑧ 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

※対象者：就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

※対象者：障害支援区分5以上で一定の要件に該当する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	2	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	50.0%	—	—	—

⑩短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※対象者：障害支援区分1以上で一定の要件に該当する方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	30	30	30	20	20	20
	実績	4	16	13	—	—	—
	計画比	13.3%	53.3%	43.3%	—	—	—
人数	見込量	3	3	3	5	5	5
	実績	2	4	4	—	—	—
	計画比	66.7%	133.3%	133.3%	—	—	—

⑪短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※対象者：遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方及び重症心身障がい児・者等の方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設や病院等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等を行います。

※対象者：障がい者支援施設や病院等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

※対象者：障がいのある方（身体障がいのある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある方）

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	6	6	7	8	8	8
	実績	4	5	6	—	—	—
	計画比	66.7%	83.3%	85.7%	—	—	—

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

※対象者：生活介護を受けている方であって障害支援区分が4（50歳以上は区分3）以上で一定の要件に該当する方

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	12	12	11	10	10	9
	実績	11	11	9	—	—	—
	計画比	91.7%	91.7%	81.8%	—	—	—

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事業などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

（単位：月）

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	12	13	14	14	14	14
	実績	14	12	14	—	—	—
	計画比	116.7%	92.3%	100.0%	—	—	—

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がいのある人などを対象に、住居の確保や地域生活に移行するための支援や相談を行います。

※対象者：障がい者支援施設や療養介護を行う病院に入所している等の方
(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

③ 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

※対象者：居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況等にある方
(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

4 地域生活支援事業の利用実績と見込量

地域生活支援事業は、障がい者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることにより、効果的なサービスを提供するものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込量	無	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	—	—	—

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込量	無	無	有	無	無	無
	実績	有	有	有	—	—	—

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある方、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	見込	2	2	2	1	1	1
	実績	2	1	1	-	-	-
	計画比	100.0%	50.0%	50.0%	-	-	-

【基幹相談支援センター】

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワークを図るなど、地域における相談の中核的な役割を担います。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	見込量	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

③住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言を行います。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込量	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	—	—	—

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行うものです。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込量	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	—	—	—

(6) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者がその他の人と話すときに、意思疎通を円滑にするために手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—

②手話通訳者設置事業

手話通訳者を役場に設置して、事務手続き等の利便を図る事業です。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—

(7) 日常生活用具給付等事業

①介護・訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・移動リフト等、障がい者（児）の身体介護を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0	—	—	—

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や杖、聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者（児）の自立生活を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	1	0	1	-	-	-

③ 在宅療養等支援用具

ネブライザー・電気式たん吸引器・盲人用時計等、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	4	2	-	-	-

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器・視覚障がい者用活字文書読み上げ装置・聴覚障がい者通信装置等、障がい者（児）の情報収集・情報伝達等を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	3	1	0	-	-	-

⑤ 排せつ管理支援用具

ストーマ用装具・紙おむつ等、障がい者（児）の排泄管理を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	50	50	50	50	50	50
	実績	46	48	45	—	—	—

⑥ 住宅改修費

点字器・視覚障がい者用活字文書読み上げ装置・聴覚障がい者通信装置等、障がい者（児）の情報収集・情報伝達等を支援する用具を給付します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	1	—	—	—

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了者数	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績	8	8	5	—	—	—

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進するものです。

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	210	210	210	160	160	160
	実績	274	157	180	—	—	—
	計画比	130.5%	74.8%	85.7%	—	—	—
人数	見込量	7	7	7	10	10	10
	実績	10	10	8	—	—	—
	計画比	142.9%	142.9%	114.3%	—	—	—

(10) 地域活動支援センター事業

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化する事業を実施します。

① 自市町村分

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人数	見込量	15	16	17	20	21	22
	実績	21	20	19	—	—	—
	計画比	140.0%	125.0%	111.8%	—	—	—

②他市町村分

機能強化事業の村外事業所については村上市内の事業所となります。
(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人数	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2	—	—	—
	計画比	66.7%	66.7%	66.7%	—	—	—

(11) その他の事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

② 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

(単位：月)

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日数	見込量	12	12	12	550	550	550
	実績	102	590	544	—	—	—
	計画比	850.0%	4,916.7%	4,533.3%	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	7	7	7
	実績	5	7	6	—	—	—
	計画比	500.0%	700.0%	600.0%	—	—	—

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

		第6期実績（5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
免許取得	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
改造助成	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	—	—	—
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

(12) 見込量確保のための方策

障がい者が、住み慣れた地域で地域社会の一員として安心して暮らしていただけるよう、障がい福祉サービスの提供を計画的に推進していきます。

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援サービス、地域生活支援事業のサービス量の確保については、新たな事業者の参入を働きかけるとともに、既存事業者のサービスの充実や質の向上に努めます。

5 第7期計画（令和6年度～令和8年度）障がい福祉サービスの見込量一覧

サービス種別		単位 (月)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
1 訪問系サービス	居宅介護	時間	200	200	200	
		人	12	12	12	
	重度訪問介護	時間	2	2	2	
		人	1	1	1	
	同行援護	時間	2	2	2	
		人	1	1	1	
	行動援護	時間	0	0	0	
		人	0	0	0	
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	
		人	0	0	0	
	2 日中活動系サービス	生活介護	人日	255	255	255
			人	17	17	17
自立訓練（機能訓練）		人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
自立訓練（生活訓練：日中）		人日	44	44	44	
		人	4	4	4	
自立訓練（生活訓練：夜間）		人日	58	58	58	
		人	2	2	2	
就労移行支援		人日	54	54	54	
		人	3	3	3	
就労継続支援（A型）		人日	16	16	16	
		人	1	1	1	
就労継続支援（B型）		人日	357	357	357	
		人	21	21	21	
就労定着支援		人	1	1	1	
療養介護		人	1	1	1	

第4章 第7期障がい福祉計画

サービス種別		単位 (月)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
2 日中活動系 サービス	短期入所（福祉型）	人日	20	20	20	
		人	5	5	5	
	短期入所（医療型）	人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
3 居住系 サービス	自立生活援助	人	0	0	0	
	共同生活援助 （グループホーム）	人	8	8	8	
	施設入所支援	人	10	10	9	
4 相談支援 サービス	計画相談支援	人	14	14	14	
	地域移行支援	人	0	0	0	
	地域定着支援	人	0	0	0	
5 地域生活支援事業	①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
	②自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	有
	③ 相談支援事業	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1
		基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
	④成年後見制度利用支援事業		実利用見込み者数	1	1	1
	⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無
	⑥ 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	0	0	0
		手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	0	0	0
	⑦ 日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
		自立生活支援用具	給付等見込み件数	3	3	3
		在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
		情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	3	3	3
排せつ管理支援用具		給付等見込み件数	50	50	50	
住宅改修費		給付等見込み件数	2	2	2	

サービス種別		単位 (月)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
5 地域生活支援事業	⑧手話奉仕員養成研修事業	実養成 講習終了 見込み者数	5	5	5	
	⑨移動支援事業	延べ利用 見込み時間数	160	160	160	
		実利用 見込み者数	10	10	10	
	⑩地域活動支援 センター事業	自市町村分	実施見込 み箇所数	1	1	1
			実利用 見込み者数	20	21	22
		他市町村分	実施見込 み箇所数	1	1	1
			実利用 見込み者数	3	3	3
	⑪任意事業	訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
			人数	1	1	1
		日中一時支援事業	日数	550	550	550
			人数	7	7	7
		自動車運転免許取得・ 改造助成事業	免許取得 件数	0	0	0
改造助成 件数			1	1	1	

第4章 第3期障がい児福祉計画

1 第3期計画（令和8年度）に向けた数値目標

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、国が定める基本指針に即して令和8年度末の成果目標を設定します。

（1）障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、圏域での整備を進めるため、各関係機関と連携を図ります。

①障がい児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

- ・目標年度末（令和8年度末）までに、下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ①児童発達支援センター：少なくとも1箇所以上
 - ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
 - ③主に重度心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス：1箇所以上

●目標設定

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	利用できる体制を構築済みです。（圏域市町村と連携）
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	体制有	利用できる体制を構築済みです。（圏域市町村と連携）
保育所等訪問支援の提供体制の確保	1箇所	利用できる体制を構築済みです。（圏域市町村と連携）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	利用できる体制を構築済みです。（圏域市町村と連携）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	利用できる体制を構築済みです。（圏域市町村と連携）

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

● 国の基本指針

- ・ 目標年度末（令和8年度末）までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

● 目標設定

項目	協議の場の有無
目標年度末時点での協議の場	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有
考え方：医療的ケア児の地域支援に関する協議を行います。	

③ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等も関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	1
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

2 障がい児支援等の利用状況と見込量

(1)障がい児支援

①児童発達支援

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

※対象者：集団療育等を行う必要がある未就学の障がい児

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	12	12	12	18	21	24
	実績	8	6	11	—	—	—
	計画比	66.7%	50.0%	91.7%	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	6	7	8
	実績	2	1	5	—	—	—
	計画比	100.0%	50.0%	250.0%	—	—	—

②医療型児童発達支援

通常の児童発達支援に加え、治療を行います。

※対象者：上肢・下肢又は体幹の機能の障がいのある児童の障がい児

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	4	4	8	0	0	0
	実績	7	5	2	—	—	—
	計画比	175.0%	125.0%	25.0%	—	—	—
人数	見込量	1	1	2	0	0	0
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	50.0%	—	—	—

◇これまで利用実績がないことを踏まえ、今後の利用ニーズは見込んでいません。

③放課後等デイサービス

放課後または休日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

※対象者：小・中学校や特別支援学校等の就学児童で授業の終了後や休日に支援が必要と認められた障がい児

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	36	54	72	231	242	253
	実績	44	73	72	—	—	—
	計画比	122.2%	135.2%	100.0%	—	—	—
人数	見込量	2	3	4	21	22	23
	実績	4	7	11	—	—	—
	計画比	200.0%	233.3%	275.0%	—	—	—

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等を行います。

※対象者：障がいのある児童が通う保育園等を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	3.5	7	10.5	39	42	45
	実績	14	21	20	—	—	—
	計画比	400.0%	300.0%	190.5%	—	—	—
人数	見込量	1	2	3	13	14	15
	実績	4	8	13	—	—	—
	計画比	400.0%	400.0%	433.3%	—	—	—

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいのある児童など、重度の障がいがあり、外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

※対象者：重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	8	8	8	3	3	3
	実績	2	2	0	—	—	—
	計画比	25.0%	25.0%	0.0%	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	1	1	0	—	—	—
	計画比	50.0%	50.0%	0.0%	—	—	—

⑥ 障がい児相談支援

障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

(単位：月)

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	2	3	13	14	15
	実績	4	5	8	—	—	—
	計画比	200.0%	250.0%	266.7%	—	—	—

⑦障がい児入所支援（福祉型、医療型）

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導・治療（医療型）等を行います。

（単位：月）

		第2期実績（5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

（2）発達障がいのある人等に対する支援

ペアレントトレーニング（※1）など、発達障がいのある人の家族などに対する支援の充実を図ります。

種 類	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数および実施者数	20人	20人	20人
ピアサポート（※2）の活動への参加人数	1人	1人	1人

（※1）ペアレントトレーニングとは…保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

（※2）ピアサポートとは…同じ問題や環境を体験する人が、その体験によって生ずる感情を共有することで安心感や自己肯定感を得る活動。

（3）見込量確保のための方策

サービス内容や事業所の周知を進め、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に利用者が増加傾向にある放課後等デイサービスについては、適切な利用に向け、各機関と連携するよう努めます。また、発達障がい等に関する正しい知識が住民全般に広がるよう、啓発に努めます。

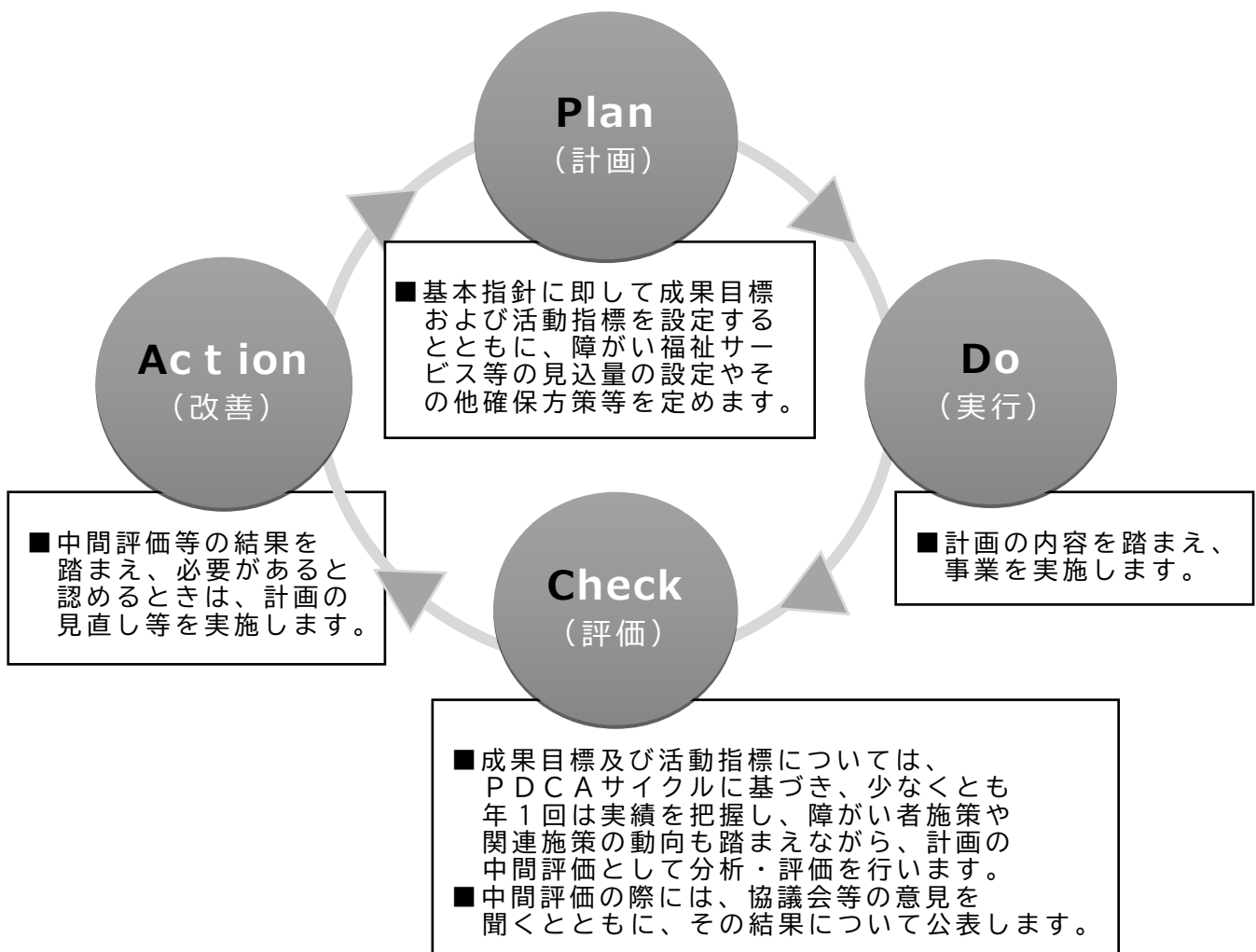
3 第3期計画（令和6年度～令和8年度）障がい児福祉サービスの見込量一覧

サービス種別	単位 (月)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日	18	21	24
	人	6	7	8
放課後等デイサービス	人日	231	242	253
	人	21	22	23
保育所等訪問支援	人日	39	42	45
	人	13	14	15
居宅訪問型児童発達支援	人日	3	3	3
	人	1	1	1
障がい児相談支援	人	13	14	15
障がい児入所支援（福祉型）	人	0	0	0
障がい児入所支援（医療型）	人	0	0	0

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の円滑な推進に向けて、計画の各段階において施策の進捗状況を踏まえ、指針に基づいた施策となるよう、自立支援協議会等において評価・検討を行います。



資料編

1 関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員名簿

【敬称略】

任期：令和5年10月3日～令和6年3月31日

氏名	所属	備考
松田 裕美	関川村手をつなぐ育成会会長	副会長 村上・岩船地域自立支援協議会委員
横山 富男	NPO 法人ふれあいネットせきかわ 代表理事 関川村民生委員 身障・知障部会 部会長	会長
近 祐治	関川村民生委員 身障・知障部会 副部会長	
安達 小百合	関川村地域活動支援センターさくら工房 施設長 関川村社会福祉協議会 相談支援専門員	
鈴木 久子	NPO 法人 ここスタ 理事	村上・岩船地域自立支援協議会委員
松川 千尋	関川小学校特別支援学級 教諭	
相馬 奈穂子	関川中学校特別支援学級 教諭	
朝妻 芽衣	村上地域振興局（村上保健所）健康福祉部 地域保健課 精神保健福祉相談員	
平田 達哉	関川村社会福祉協議会 総務課 係長	

2 関川村障がい者計画等策定委員会の経緯

年月日	内 容
令和5年10月3日	第1回関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 ●関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要について ●アンケート調査票（案）について
令和5年11月3日～ 令和5年11月17日	アンケート調査へのご協力をお願い （障がい者計画等に係るアンケート調査の実施）
令和6年2月2日	第2回関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 ●アンケート調査結果報告について ●第4期関川村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案の審議
令和6年2月9日～ 令和6年2月22日	第4期関川村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画のパブリックコメントの実施
令和6年3月4日 （予定）	第3回関川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 ●パブリックコメントの結果報告について ●第4期関川村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の最終審議

第4期関川村障がい者計画
第7期関川村障がい福祉計画
第3期関川村障がい児福祉計画

発行：令和6年（2024年）3月

発行者：関川村 健康福祉課 福祉保険班
〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

TEL 0254-64-1441（代表）

FAX 0254-64-0505

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp>
